

はじめに

近年、結婚や家族、生き方等に対する価値観が多様化する中、離別による母子家庭や父子家庭が増えており、また、長期化する景気の停滞により、雇用や生活の状況も一段と厳しくなっています。母子家庭等の多くが就業の問題をはじめ、子どもの養育や生活面の問題等についてさまざまな悩みや不安を抱えています。

このような状況の中、県では、今後のひとり親家庭等に対する福祉政策の推進の基礎資料とするため、「平成16年度奈良県家庭状況調査」を実施し、その結果を報告書としてまとめました。

今回の調査結果を、来年度策定を予定しているひとり親家庭等の自立促進計画の基礎資料にするとともに、市町村をはじめ、関係機関、関係団体と連携を図りながら、福祉施策を推進してまいりたいと考えております。

終わりに、この調査にご協力をいただきました調査対象世帯の皆様方をはじめ、市町村及び関係機関の方々に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成17年3月

奈良県

目 次

	P a g e
1 . 調査の概要	1
2 . ひとり親世帯等の状況	3
3 . 調査結果	7
4 . 全体分析	9
世帯の状況について	
(1) 世帯別年齢構成	13
(2) 家族との同居の状況	15
(3) 子どもの年齢別人数	17
子どもの教育について	
(1) 就学前の子どもの保育	20
(2) 小学生の放課後の過ごし方	22
(3) 中学生の進学	24
(4) 高校生以上の子どもの状況	24
(5) 学費について	25
(6) 奨学金の利用状況	27
子育て・生活全般について	
(1) 子どもとの団らん時間	28
(2) 子どもとの生活の楽しみを感じる時	29
(3) 子どもについての悩み	30
(4) 子どもの悩みの相談相手	31
(5) 親自身の悩み	32
(6) 親の悩みの相談相手	33
(7) 地域や近隣に望むもの	34
住宅について	
(1) 現在の住宅状況	35
(2) 現在の住まいを変わりたいか	35
(3) - 1 変わりたい理由	36
2 変わりたい住宅の種別	37
3 現実に住まいを変わる予定の有無	37
4 変わらない理由	38
5 住宅を探す苦勞の有無	38
6 苦勞した原因	39
家計について	
(1) 構成員別世帯収入について	40
(2) 年間収入	42
(3) 生活費の中で特に支出の多いもの	43
仕事について	
(1) 仕事の有無	44
(2) - 1 働き方について	44
2 職種について	45
3 帰宅時間について	45

4	持っている資格	46
5	資格の仕事への役立ち	46
6	転職希望の有無	47
7	転職希望の理由	47
8	希望する転職職種	48
(3) - 1	仕事をしていない理由	49
2	就業希望の有無	49
3	希望する働き方	50
4	取りたい資格	51
ひとり親家庭		
(1)	ひとり親になった理由	52
(2)	ひとり親になってからの年数	53
(3)	ひとり親になった当時の不安	54
(4)	ひとり親になった直後の経済状況	55
(5)	ひとり親になった直後と比較した現在の生活状況	55
養育費(母子世帯)		
(1)	養育費の取り決め	56
(2)	養育費の月額	56
(3)	養育費の支払期間	57
(4)	養育費の支払い状況	57
(5)	別れた配偶者と子どもとの面会回数	58
(6)	別れた配偶者と子どもとの関わりの希望	58
(7)	別れた配偶者と子どもとの希望する関わり方	59
行政への支援の期待		60
制度の周知度		61
5	寡婦世帯調査	65
	・世帯状況について	65
	・生活全般について	66
	・住宅について	67
	・家計について	68
	・仕事について	70
	・ひとり親家庭	74
	・養育費	76
	・行政への支援の期待	77
	・制度の周知度	78
6	その他自由意見欄	83
調査票		86

1 . 調査の概要

1 調査の目的

県内の子育て家庭並びに寡婦の生活実態等を把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

併せて、当調査は、国の示している「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」における自立促進計画の策定のための調査、問題点の把握に資するものとした。

2 調査対象世帯（奈良市域を除く県内全域）

- (1) 母子世帯
- (2) 父子世帯
- (3) 上記以外のその他子育て世帯
- (4) 寡婦世帯

3 調査対象世帯の定義

「世帯」とは基準日（平成16年8月1日）現在で事実上住居を共にし、事実上生計を一にしている者の集まりをいい、それぞれ次の世帯とする。

- (1) 母子世帯...配偶者のない女子で現に児童（20歳未満で未婚の者）を扶養している家庭、もしくは構成員に持つ世帯。
- (2) 父子世帯...配偶者のない男子で現に児童（20歳未満で未婚の者）を扶養している家庭、もしくは構成員に持つ世帯。
- (3) 寡婦世帯...配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者を構成員に持つ世帯。
- (4) その他子育て世帯...上記以外の家庭で、現に児童（20歳未満で未婚の者）を扶養している家庭、もしくは構成員に持つ世帯。

(注) 配偶者のない女子（男子）とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

配偶者と死別又は離別し、現に婚姻していない。

配偶者の生死が明らかでない。

配偶者から遺棄されている。

配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない。

配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている。

配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない。

婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻していない。

4 調査の主体及び協力機関

- (1) 実施主体 奈良県
- (2) 協力機関 市町村
(社) 奈良県母子福祉連合会

5 調査項目

- (1) 子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)
- (2) 平均年間所得(就学形態ごと、就業職種ごと)
- (3) 就業の状況(就学形態ごと、就業職種ごと)
- (4) 住居の状況
- (5) 母子世帯・父子世帯の養育費の取決め率、取得率及び平均額
- (6) その他

6 調査時期

平成16年9月～10月(無作為抽出による調査)

7 調査方法

- (1) 上記調査項目について、質問項目を設定し、無作為抽出による無記名のアンケート方式によって実施。
- (2) 各対象世帯毎に無作為に抽出された世帯に調査票を郵送し、郵送により回収。

8 調査手順

- (1) 奈良県こども家庭課(以下「県」という。)が、下記の基準日により把握している母子世帯、父子世帯、寡婦世帯及びその他子育て世帯を調査対象基礎世帯数とする。

母子世帯	...平成16年4月1日現在の推定数字
父子世帯	...平成12年国勢調査による
寡婦世帯	...平成12年国勢調査による
その他子育て世帯	...平成16年8月1日現在
- (2) 上記世帯のうち、標本調査法により母子世帯、父子世帯は、各市町村毎に信頼率90%となるよう各市町村の抽出世帯数を算出、寡婦世帯、一般子育て世帯(対象父、母同数)は県全体で信頼率90%となるよう予想される回収率を乗じて「奈良県家庭状況調査対象世帯数表」を作成。
- (3) 市町村は、平成16年8月1日を基準日とし、基準日現在の住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料等により、(2)で作成した「奈良県家庭状況調査対象世帯数表」に示された調査対象世帯(母子世帯、父子世帯、一般子育て世帯)を無作為に抽出し、宛名ラベルに印刷して県に送付。
- (4) (社)奈良県母子福祉連合会は、調査対象に該当する寡婦世帯の名簿を県に提出し、県は(2)で作成した「奈良県家庭状況調査対象世帯数表」に示された調査対象世帯を無作為に抽出し、該当する家庭に調査票を送付。
- (5) 県は、市長村から送付された宛名ラベルにより、調査票を当該家庭に郵送する。宛名の住所に該当がなく、調査票が県に戻ってきた場合、当該宛名ラベルの貼付された封筒を市町村に返却。
- (6) 県は、該当世帯へ送付された調査票を、郵送により回収。

本調査は無記名方式で実施し、回収された調査票はすべて統計的に処理するとともに、統計処理後すみやかに全調査票を焼却処分するなど、回答者のプライバシーには万全を期した。

2. ひとり親世帯等の状況

1 奈良県の母子世帯・父子世帯及び寡婦世帯数の推移 (表1)

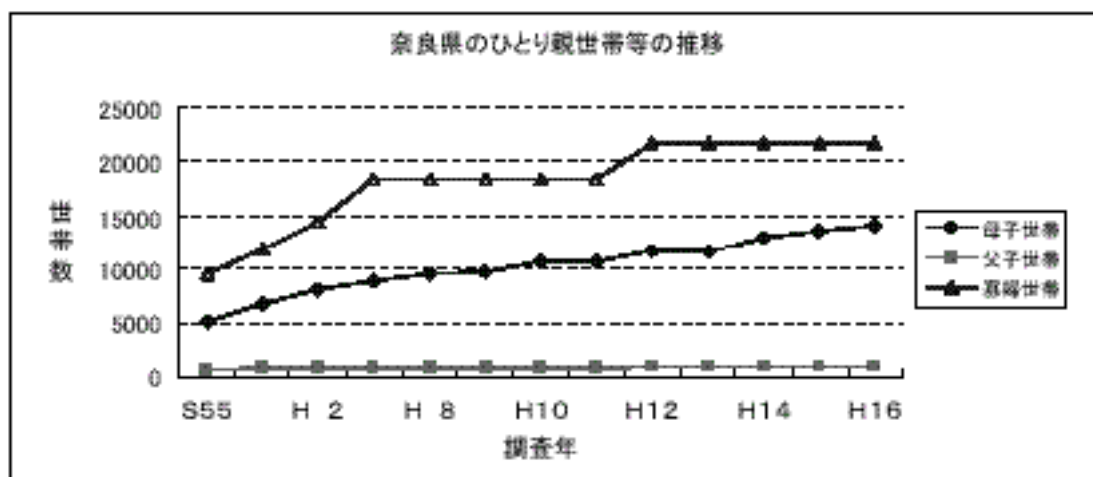
調査年月	世帯総数 A	母子世帯		父子世帯		寡婦世帯		
		総数 B	出現率 B/A	総数 C	出現率 C/A	総数 D	出現率 D/A	
S55. 10	340,335	5,126	1.5%	626	1.8%	9,549	2.8%	←国勢調査
S60. 10	375,311	6,800	1.8%	779	2.1%	11,811	2.9%	←国勢調査
H 2. 10	413,323	8,137	1.9%	856	2.1%	14,503	3.5%	←国勢調査
H 7. 10	456,849	8,867	1.9%	798	1.7%	18,376	4.0%	←国勢調査
H 8. 3	488,312	9,470	1.9%					
H 9. 3	496,377	9,674	1.9%					
H10. 3	503,296	10,651	2.0%					
H11. 3	504,345	10,668	2.1%					
H12. 3	510,944	11,674	2.2%	1,056	2.1%	21,739	4.3%	←国勢調査
H13. 3	516,983	12,362	2.4%					
H14. 3	520,854	13,059	2.5%					
H15. 3	525,773	13,587	2.6%					
H16. 3	532,233	14,178	2.7%					

父子世帯及び寡婦世帯は国勢調査の数字

父子世帯...男親と18歳未満の子どもの同居する世帯

寡婦世帯...女親と18歳以上の子どもの同居する世帯

(グラフ 1)



奈良県の母子世帯数については、児童扶養手当受給資格者と国民年金の遺族年金受

給者の合計による推定値であるが、昭和55年度から平成16年度にかけて、世帯数、出現率ともに毎年増加を続けている。

父子世帯、寡婦世帯については国勢調査の数字であり、世帯の定義上、実数の正確な把握が困難であるが、いずれも増加傾向にある。

2 母子世帯になった理由及び構成割合の推移

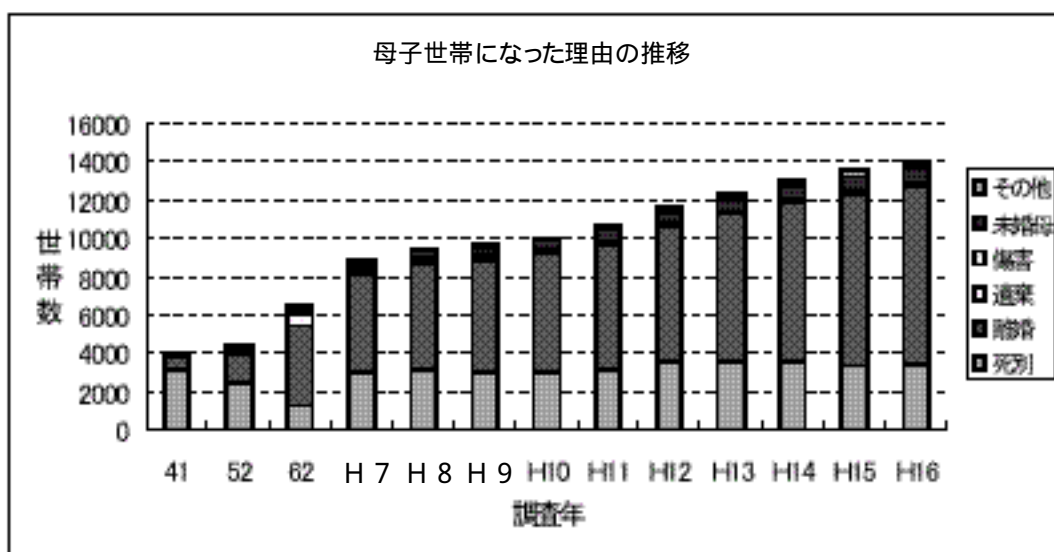
(表2)

調査年	死 別		生 別					そ の 他				合 計
	病 死 その他	構 成 比	離 婚	遺 棄	障 害 拘 禁 不 明	計	構 成 比	構 成 比	構 成 比	構 成 比		
41.9	3,130	76.7	697	68	59	824	20.2	27	0.7	97	2.4	4,078
52.9	2,369	54.9	1,320	120	106	1,746	40.4	77	1.8	127	2.9	4,319
62.9	1,239	19.3	4,109	639	192	4,960	76.0	267	4.1	41	0.6	6,527
7.10	3,009	34.0	5,126	219	75	5,420	61.1	357	4.0	81	0.9	8,867
8.3	3,058	32.3	5,594	215	74	5,883	62.1	385	4.1	144	1.5	9,470
9.3	2,996	31.0	5,852	204	66	6,122	63.3	406	4.2	150	1.5	9,674
10.3	3,016	30.0	6,198	182	70	6,450	64.1	444	4.4	155	1.5	10,065
11.3	3,068	28.7	6,630	136	71	6,837	64.1	552	5.2	211	2.0	10,668
12.3	3,524	30.2	7,076	116	69	7,261	62.2	632	5.4	257	2.2	11,674
13.3	3,619	29.3	7,636	117	63	7,818	63.2	657	5.3	268	2.2	12,362
14.3	3,608	27.6	8,238	120	64	8,422	64.5	736	5.6	294	2.3	13,059
15.3	3,392	25.0	8,931	102	61	9,032	66.9	805	5.9	296	2.2	13,587
16.3	3,398	24.0	9,351	101	54	9,506	67.1	825	5.8	266	1.9	14,178

(昭和41年からの遺族年金受給者数及び児童扶養手当受給者数より)

(単位:世帯 構成比:%)

(グラフ2)



母子世帯になった理由としては、昭和62年に生別（離婚）が死別を上回り、以降離婚が理由のトップを占め続けている。死別は平成7年以降、ほぼ3千世帯で横ばいであるが、離婚は平成7年の5千世帯から平成16年には9千世帯と10年間でほぼ倍増している。また、昭和41年に27件0.7%の出現率であった「未婚の母」が増え続けており、平成16年には5.8%の出現率となっている。

3 県内の市町村別のひとり親世帯等の数

(表3)

市町村別	母子世帯数	寡婦世帯数	父子世帯数	市町村別	母子世帯数	寡婦世帯数	父子世帯数
奈良市	2,672	6,222	267	曾爾村	3	36	1
大和高田市	511	1,337	68	御杖村	1	32	1
大和郡山市	608	1,465	70	高取町	17	95	4
天理市	348	825	42	明日香村	19	69	4
橿原市	926	2,033	111	新庄町	89	211	12
桜井市	399	996	44	當麻町	77	193	12
五條市	186	501	24	上牧町	154	395	22
御所市	203	526	16	王寺町	144	387	22
生駒市	629	1,599	66	広陵町	179	326	22
香芝市	378	781	42	河合町	106	294	11
市部計	6,860	16,284	750	吉野町	25	166	5
月ヶ瀬村	1	14	0	大淀町	114	260	25
都祁村	23	58	7	下市町	32	136	4
山添村	5	36	1	黒滝村	2	21	0
平群町	88	326	10	西吉野村	3	40	0
三郷町	118	355	13	天川村	5	32	0
斑鳩町	128	405	19	野迫川村	2	12	1
安堵町	35	133	4	大塔村	3	8	1
川西町	48	136	5	下北山村	6	26	0
三宅町	36	115	7	上北山村	0	15	0
田原本町	147	414	22	十津川村	8	76	1
大宇陀町	28	113	14	川上村	4	49	1
榛原町	69	261	11	東吉野村	7	48	1
菟田野町	14	70	6	郡部計	1,746	5,455	274
室生村	6	92	5	合計	8,606	21,739	1,024

(平成16年4月1日現在)

父子世帯及び寡婦世帯は国勢調査の数字

父子世帯...男親と18歳未満の子どもの同居する世帯

寡婦世帯...女親と18歳以上の子どもの同居する世帯

ひとり親世帯を市町村別に見ていくと、母子家庭の76%、父子家庭の74%が市域に在住しているが、これは全世帯の74%が市域に在住する奈良県の人口分布の実情とほぼ一致しており、ひとり親家庭だけが特に市部に集中しているという訳ではない。また、村域になると、母子世帯、父子世帯がゼロの自治体もあり、市町村による対応策の必要性にばらつきのある現状である。

どの地域においても父子世帯の出現率は母子世帯の7～9%にすぎず、県全体平均でも7.2%でしかない。母子世帯になる事由の8割弱が離婚である現状を考えると、18歳未満の子どもを現実に引き取り、養育しているのが、圧倒的に母親である実態が数字に現れている。

また、母子世帯と父子世帯を合計すると1万5千202世帯が、ひとり親で子どもを育てている世帯となり、平均兄弟数を2と仮定すると、3万人を越える子どもたちがひとり親世帯で養育されていることになる。この数字は、県内の小学生約2学年分に相当する数であり、未来の奈良県を担う彼らが健全に育つ環境づくりが重要である。

4 婚姻率と離婚率の推移

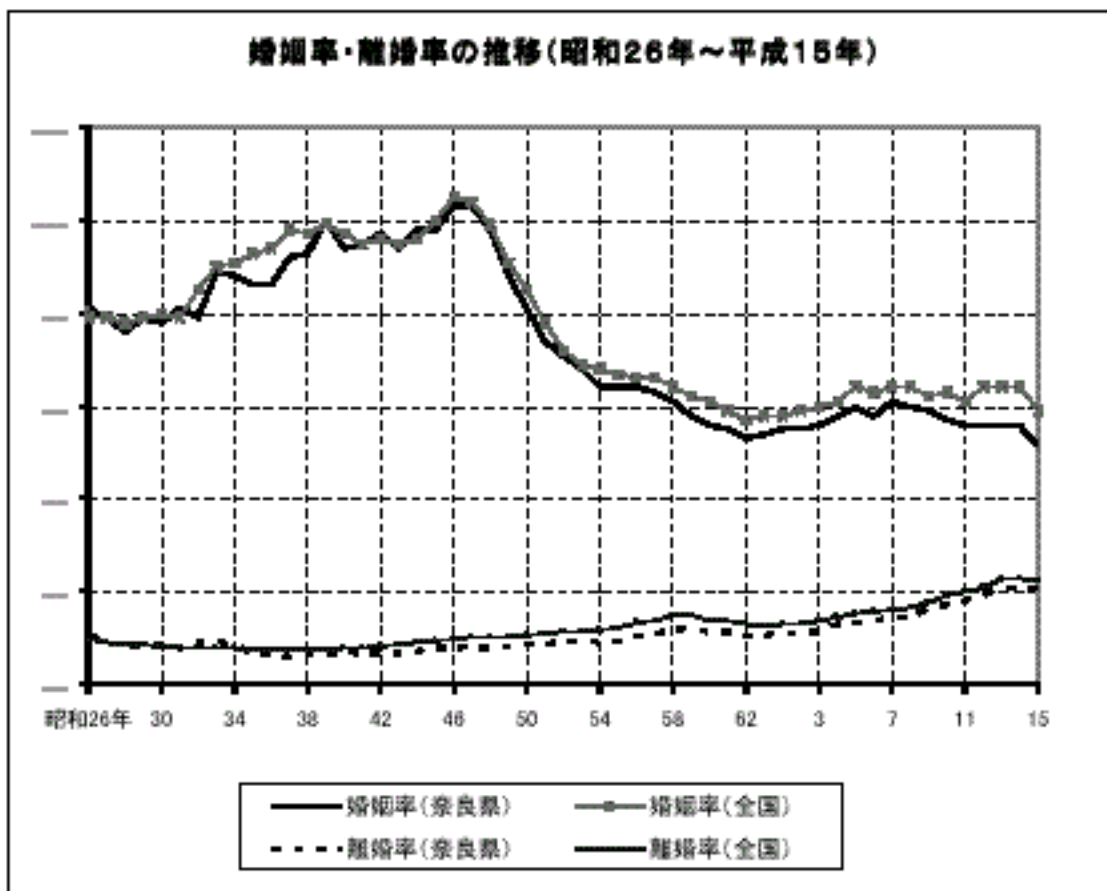
本県における婚姻率は、昭和48年に10.3（人口千人対）という最高を記録したが、その後ゆるやかに減少を続け、平成15年の婚姻率は5.1となっている。

一方離婚率は、昭和37年には0.59（人口千人対）と過去最低を示したが、その後上昇傾向を示し、平成12年は1.92、13年、14年、15年が2.07と増加を続けている。

平成15年は婚姻数7,320件に対し、離婚数2,955件となっており、離婚数の多さがひとり親世帯数の増加に結びついているのがわかる。

奈良県における婚姻率と離婚率の推移グラフ

（グラフ 3）



（平成16年度 奈良県人口動態総覧より）

3 . 調査結果

1 調査票配布及び回収率

調査票の有効回収件数は下記のとおりであった。調査票回収数は1,192件であったが、無記入のもの、世帯区分不明のもの12件を分析軸から除外することとし、1,180件を調査票有効回答件数とした。それぞれの世帯区分別の回収率は以下の表のとおりであった。

世帯区分	対象世帯数 (H16.4.1推計値) (世帯)	調査票配布数 (件)	調査票 有効回答件数 (件)	回収率 (%)
母子世帯	10,296	2,703	869	32.1%
父子世帯	757	322	117	43.0%
その他子育て世帯	85,931	(母親)113	100	78.8%
		(父親)113	78	69.0%
寡婦世帯	15,517	113	16	14.2%
全体計	112,501	3,364	1,180	35.0%

回答者の統計上の有意水準について、有効回答件数を基礎数値とし、それぞれの母集団からの信頼率について統計上の検定を行ったところ、

- (1) 母子世帯 ...95%
- (2) 父子世帯 ...90%
- (3) その他子育て世帯(母親) ...90%
- (4) " (父親) ...90%
- (5) 寡婦 ...50%以下

となった。寡婦以外の各世帯の有効回答件数については、統計上90%以上の信頼率が得られ、回答結果が母集団の属性と90%の確率で一致する水準にあると考えられる。ただし、寡婦世帯については、有効回答が16件で、統計上の信頼率が50%を下回ったため、分析値からはずし、参考値として留めることとした。

2 調査結果利用上の留意点

- (1) 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、回答の構成比の集計が必ずしも100%にならない場合がある。
- (2) 2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、回答比率を100%に換算している。
- (3) 設問項目によって、該当人数が有効回答件数を大きく下回るものについては、構成比率ではなく、回答人数の標記とした。

3 市町村別回収率

市町村別の回収率は以下のとおりであった。最も回収率の高かった市町村は月ヶ瀬の100%、最も低かったのは、斑鳩町の22%、全県平均は35%であった。全体に人口の多い都市部は低く、人口の少ない郡部の回収率が高い傾向が見られた。

なお、市町村の記載のない回答が14件あった。

市町村名	配布数	回収数	回収率	市町村名	配布数	回収数	回収率
大和高田市	171	44	25.7%	曾爾村	26	9	34.6%
大和郡山市	172	64	37.2%	御杖村	13	6	46.2%
天理市	144	50	34.7%	高取町	56	26	46.4%
橿原市	182	55	30.2%	明日香村	41	17	41.5%
桜井市	148	34	23.0%	新庄町	96	38	39.6%
五條市	118	29	24.6%	當麻町	91	21	23.1%
御所市	112	34	30.4%	上牧町	93	34	36.6%
生駒市	168	56	33.3%	玉寺町	88	37	42.0%
香芝市	153	61	39.9%	広陵町	97	35	36.1%
月ヶ瀬村	9	9	100.0%	河合町	92	27	29.3%
都祁村	58	23	39.7%	吉野町	61	27	44.3%
山添村	18	6	33.3%	大淀町	103	27	26.2%
平群町	79	28	35.4%	下市町	68	20	29.4%
三郷町	93	35	37.6%	黒滝村	10	7	70.0%
斑鳩町	105	23	21.9%	西吉野村	21	10	47.6%
安堵町	56	24	42.9%	天川村	13	5	38.5%
川西町	69	30	43.5%	野迫川村	11	4	36.4%
三宅町	72	31	43.1%	大塔村	10	5	50.0%
田原本町	102	37	36.3%	十津川村	46	22	47.8%
大宇陀町	83	21	25.3%	下北山村	12	7	58.3%
菟田野町	38	20	52.6%	上北山村	4	3	75.0%
榛原町	90	34	37.8%	川上村	21	13	61.9%
室生村	42	15	35.7%	東吉野村	9	3	33.3%
※市町村名の無記入回答が14件あり				計	3,364	1,166	34.7%

4 . 全体分析

世帯の状況について

今回のアンケート調査による世帯構成は、母子世帯は30代が45%と最も多く、ついで40代の33%、20代の10%となっており、平均年齢は39.8歳、父子世帯は、40代が46%と最も多く、ついで30代の25%、50代の22%となっており、平均年齢は43.7歳で父子世帯の方がやや年齢が高かった。

家族との同居の状況について尋ねたところ、母子世帯では、同居率は20代で61%と最も高いが、その後母親の年齢が高くなるにつれて下がり続け、50代では母子のみの世帯の方が多くなる。20代の母子世帯は、子どもの年齢が幼いことに加え、親がまだ若いと考えられるため、実の親と同居することによって、住居面や育児等の支援を実の親に頼りながら生活している状況がうかがえる。その後、子どもの成長とあいまって、母子で独立した生計を営んでいく傾向が顕著であった。

父子世帯の中でも、30代の父子世帯の8割が実の親等と生活しており、日本的労働慣行の中で、最も働き盛りであるこの年代は、子どもがまだ幼く手のかかる時期でもあり、子育てや生活面で実の親等の援助に頼っている状況が浮かび上がってくる。

また、子どもの年齢別の人数を尋ねたところ、母子・父子世帯ともに、20代で既に小学校児童を養育している世帯が3割程度見受けられるのに対し、その他世帯では、20代世帯での出現率がゼロとなっている。母子・父子世帯が比較的若いうちに結婚・出産する傾向にあることがうかがえる。

なお、1世帯あたりの平均子ども数は、母子世帯1.7人、父子世帯1.8人、その他世帯2.0人の順に多くなっており、母子世帯の養育している子ども数が最も少なかった。

子どもの教育について

(1) 就学前

就学前の子どもの養育については、母子だけの世帯のうち、26%が母親自身で保育を行っており、乳幼児の養育負担により就業等が困難である状況が推察できる。また父子世帯は、母子世帯に比べ、家族・親族への依存度が高い傾向にあった。

子どもと親だけで生活している世帯のうち、母親自身で保育しているという回答が母子世帯、その他世帯にかかわらず25~45%あり、核家族が進む中、育児中の母親が孤立化しないような施策を考えていく必要があると思われる。

(2) 小学生

自宅以外での過ごし方について、塾・習い事が母子世帯16%、父子世帯15%とほとんど差異が見られなかったのに対し、その他世帯の子どもたちが23%と、8~9ポイント高い構成比率となっている。その他世帯の子どもたちが母子・父子世帯の子どもたちに比べ、習い事に費やすウエートが高いと考えられる。

児童館や公民館等の利用について、母子世帯やその他世帯ではともに1~2%の世帯しか利用していないが、父子世帯の利用が8%を越えており、学童保育や児童館・公民館が父子世帯の子どもたちの放課後の居場所として、大切な役割を果たしていることがわかる。

(3) 中学生

中学生の子どもを養育している世帯に、子どもの進学についての親としての希望を尋ねたところ、母子世帯、父子世帯は高等学校までと回答した世帯が36%、39%と、その他世帯24%を10ポイント以上上回っている。また、4年制大学まで希望する世帯は母子世帯37%、父子世帯45%、その他世帯61%の順に多くなっている。

(4) 高校生以上

高等学校を卒業した子どもの状況を見てみると、専門学校に在学しているのは父子世帯が最も多く、母子世帯、その他世帯の順になっている。また、4年制大学は、その他世帯が最も多く、ついで母子世帯、父子世帯となっている。

(5) 学費・奨学金

高校生以上の子どもの教育費が、主としてどのような収入によって賄われているか複数回答で尋ねたところ、母子世帯では、母親自身の収入の占める割合は45%と半数を割っていた。

これを年代別にみると、比較的高校生の子どもが多い30代では、母親自身の収入が過半数を占めているが、大学生や専門学校生の多い40代、50代になると母親の収入の占める割合が低下していき、それを補うように親族等の援助や子どものアルバイト収入が増えていく傾向にある。

奨学金の利用は、母子世帯が最も高く、どの年代層も25%～30%を占めている。子どもが高校以上の学校へ通っている母子世帯299世帯中108世帯(36%)が奨学金を利用していった。108世帯中の1割強(18件)が複数の奨学金を利用しており、子どもの学費を賄うために、多重に奨学金を借りている世帯が少なからず存在する状況が見える。

子育て・生活全般について

(1) 子どもとの団らん・ふれあい

子どもとの団らん時間について、母子世帯、父子世帯ともにその他世帯に比べ、子どもとの団らんが十分にとりきれていないと感じていた。ひとりで父親、母親の両方の役割を果たさなければならない多忙なひとり親世帯にとって、子どもとの団らん時間が十分にとりにくい家庭状況がうかがえる。

また、子どもとの生活で楽しみを感じる時はどのような時か複数回答で尋ねたところ、「外食」や「クリスマス等のイベント」は各世帯ともポイントが低く、どの世帯も日常の何気ない暮らしの中に、子どもとの楽しみを強く感じていることが共通しており、特に有意な差は見られなかった。

(2) 悩み(子育て)

子どもについての悩みを複数回答で尋ねたところ、世帯間に特に顕著な差は見られなかった。学習面の悩みが共通して最も高く、ついでしつけや育児面の悩みのポイントが高かった。

また、子どもの悩みの相談相手について、相談相手が家族・親族と答えた世帯が、その他世帯が56%あるのに対し、母子世帯42%、父子世帯に至っては38%であった。父子世帯の31%は「適当な相談相手がない」と回答しており、子どもの悩みについて、どこへも相談できずにいる父子世帯の父親の状況がうかがえる。なお、公的な相談機関の利用は各世帯とも低かった。

(3) 悩み(親自身)

親自身の悩みとして、母子世帯の悩みのトップは生活費であり、1/3以上(36%)を占めており、父子世帯27%、その他世帯23%に比べ、高いポイントを示していた。また、母子・父子世帯はその他世帯に比べ老後の悩みのポイントも高く、現況の生活の厳しさが老後への不安に結びついているものと思われる。

また、親の悩みに対する相談相手も、子どもの悩みに対する回答と同様、父子世帯は「適当な相談相手がいない」が30%を越えている。ここでも公的な相談機関に対する依存度は各世帯とも極めて低かった。

住宅について

住宅状況については、母子世帯の住宅保有率は40%弱で、父子世帯の63%、その他世帯の70%に比べて最も低い。また、母子世帯は賃貸住宅への入居率が高く、公営・民間を合わせ36%にのぼっており、父子世帯の20%、その他世帯の17%よりも高かった。

転宅希望者に、変わりたい住宅を尋ねたところ、どの世帯とも持ち家がトップであるが、母子世帯の25%が公営住宅の入居を希望しているのが特徴的であった。母子世帯の25%が民間賃貸住宅に居住している状況のなか、家賃の安い公営住宅へのニーズが高かった。

具体的に住居探しに苦労した点は、母子世帯は過半数が「高額な敷金」をあげている。母子世帯の経済状況の厳しさが、住宅探しに影響していることが見てとれる。父子世帯は子どもが幼いことを理由にあげる人が多く、育児が父子世帯の住宅探しに影響していた。

家計について

世帯の主たる収入について、母子・父子世帯は自らの収入の次に他の同居親族の収入があがっていた。また、母子世帯は児童扶養手当を主たる収入であると回答した世帯が8%強あり、児童扶養手当が母子世帯の生活を支える貴重な収入元であることがうかがえた。

また、年間の世帯収入について尋ねたところ、母子世帯の1割が年間50万円未満であり、100万～150万の世帯が20%と最も多い。母子世帯の6割弱が年収が200万円未満であり、厳しい経済状況が見てとれた。

父子世帯の経済状況も厳しく、1/4強の世帯が、年収300万円未満であった。

なお、生活費の中で特に支出の多いものについて複数回答で尋ねたところ、世帯間での顕著な差違は特にみられなかった。母子・父子世帯は住宅費や借入金の返済等に支出している割合がやや高い傾向が認められた。

仕事について

仕事の有無について尋ねたところ、母子世帯の83%が仕事を持っていた。父子世帯も92%が有職で、その他世帯の父親とほとんど差がなかった。その他世帯の母親の7割も仕事を持っていた。

仕事を持っていると回答した人に、働き方について尋ねたところ、母子世帯は臨時・パート就労が46%を占めていた。派遣社員を含めると、母子世帯の過半数が不安定就労で生計を支えており、常用雇用と答えたものは38%にとどまっていた。

なお、仕事をしていない人にその理由を訪ねたところ、母子・父子世帯とも「仕事を探している」がトップであった。母子世帯は「子どもの世話が必要」が2番目、その次に「病気などで働けない」が続く。父子世帯は2番目に「病気などで働けない」、続いて「条件のあう仕事がない」の順になっており、厳しい雇用状況の中で仕事探しをしている状況がみてとれた。

ひとり親家庭

母子・父子世帯にひとり親になった理由を尋ねたところ、離婚がトップで、母子世帯で80%、父子世帯で66%であった。これを年齢別に見ていくと、母子世帯の60歳以上では離婚が6%弱、死別が9割強であるのに対し、50歳代では離婚が6割、死別が3割と逆転する。この傾向は年齢が下がるに連れて一層顕著になり、30代では死別5%に対し、離婚が9割となっている。年齢が下がるに連れて離婚の割合が上がる傾向は、父子世帯も同様であった。

また、未婚母の伸びも著しい。母子世帯全体では6%弱にすぎないが、20代に限れば、1割強が未婚母となっており、今後も増加が見込まれる。

養育費（母子世帯）

離別によって母子家庭になった世帯に養育費の取り決めの有無を尋ねたところ、取り決めたのは43%で、過半数が取り決めが無かったと回答している。離婚家庭の80%が協議離婚であり、協議離婚では養育費の取り決める必要がないため、取り決めないまま離婚するケースが多いためと思われる。

養育費の支払い状況について尋ねたところ、支払われていると回答したのは39%で、不定期な支払いを含めても養育費が支払われている人は50%であった。離婚母子世帯のうち、養育費の取り決めのあったのが44%、取り決めのあったうち、支払われているのは50%であり、離婚母子世帯の22%しか養育費を受け取っていないという結果となった。

取り決めのあったうち、47%は全く支払われていないと回答しており、養育費の履行が困難な状況が見てとれた。

行政への支援の期待

行政にどのような支援を期待するか複数回答で尋ねたところ、母子世帯は「義務教育後の学習」がトップで、ついで「就職に関する相談」「生活に関する相談」の順であった。

父子世帯は、「生活に関する相談」がトップで、ついで「義務教育後の学習に関する相談」「子育てに関する相談」の順であった。

やはり子どもの教育に関する支援への期待が最も大きかった。

制度の周知度

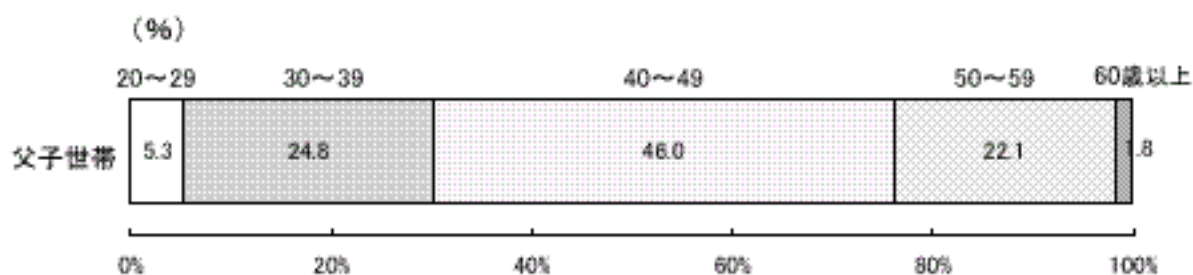
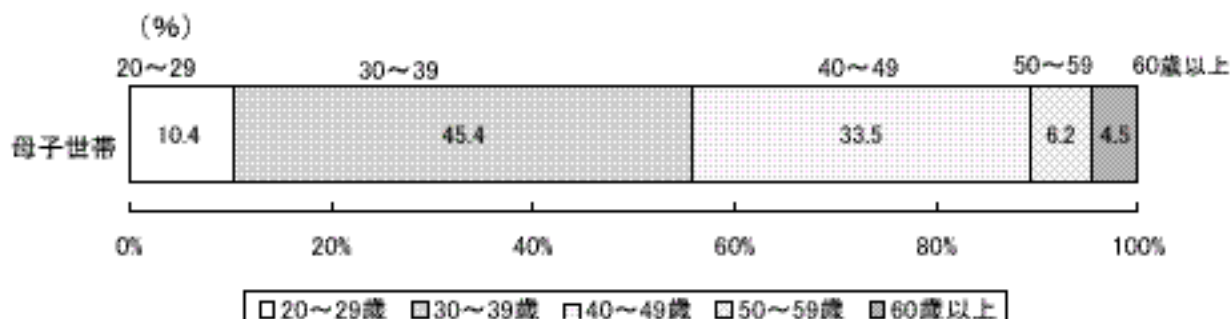
母子福祉の制度の周知について、母子世帯を対象に尋ねたところ、周知度の高いのは児童手当、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成であり、利用している度合いも高かった。民生・児童委員や児童福祉施設も認知度は高かったが、利用度は低かった。

全体として、個人給付的な制度については周知度・利用度ともに高く、相談業務や生活支援、子育て等の支援は周知度、利用度ともに低かった。

また、母子福祉連合会はほとんど認知度がなく、年代が下がるに連れて、低くなっていた。

世帯の状況について

(1) 世帯別年齢構成

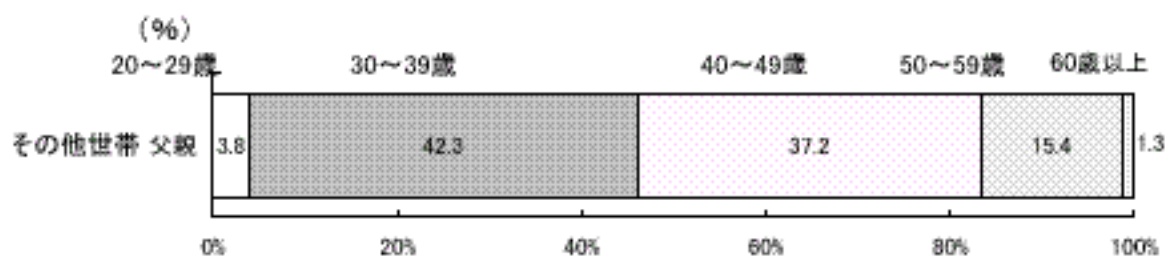
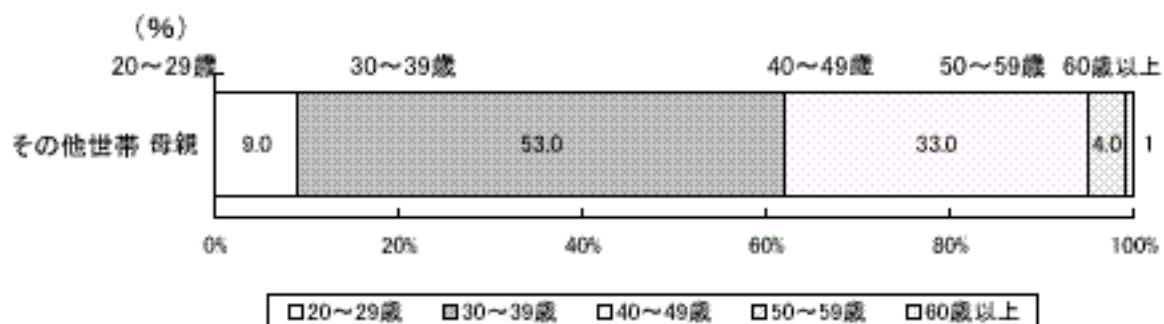


母子世帯				父子世帯			
母子	総数(人)	年齢構成比(%)	平均(歳)	父子	総数(人)	年齢構成比(%)	平均(歳)
合計	864	100.0	39.8	合計	113	100.0	43.7
20~29歳	90	10.4	28.6	20~29歳	6	5.3	28.2
30~39歳	392	45.4	35.2	30~39歳	28	24.8	34.3
40~49歳	289	33.5	43.7	40~49歳	52	46.0	44.6
50~59歳	54	6.2	52.8	50~59歳	25	22.1	53.0
60歳以上	39	4.5	70.7	60歳以上	2	1.8	65.5

今回のアンケート調査による、各世帯年齢別の構成は上記のとおりであった。母子世帯は30代が45%と最も多く、ついで40代の33%、20代の10%となっており、平均年齢は39.8歳であった。

父子世帯年齢別の構成は、40代が46%と最も多く、ついで30代の25%、50代の22%となっており、平均年齢は43.7歳であり、父子世帯の方がやや年齢が高い。

また、その他世帯の母親の構成比率、父親の構成比率も、それぞれ母子世帯、父子世帯より平均年齢が若干低いものの、構成比率はほぼ一致している。

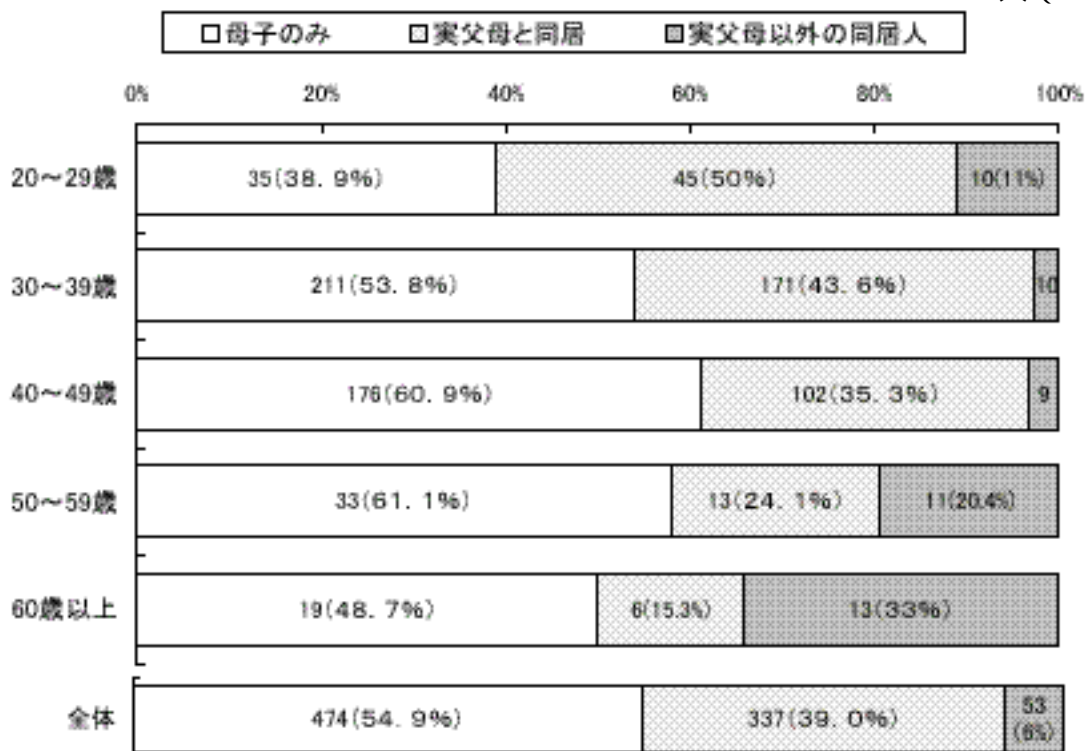


その他世帯(母親)				その他世帯(父親)			
母親	総数(人)	年齢構成比(%)	平均(歳)	父親	総数(人)	年齢構成比(%)	平均(歳)
合計	100	100.0	37.9	合計	78	100.0	40.9
20~29歳	9	9.0	27.1	20~29歳	3	3.8	28.7
30~39歳	53	53.0	34.8	30~39歳	33	42.3	34.9
40~49歳	33	33.0	43.4	40~49歳	29	37.2	43.9
50~59歳	4	4.0	52.5	50~59歳	12	15.4	51.6
60歳以上	1	1.0	68.1	60歳以上	1	1.3	60.3

(2) 家族との同居の状況

母子世帯

人(%)



(人)	母子のみ	実父母と同居	実父母以外の同居人	総計
全体	474	337	53	864
20～29歳	35	45	10	90
30～39歳	211	171	10	392
40～49歳	176	102	9	287
50～59歳	33	13	11	57
60歳以上	19	6	13	38

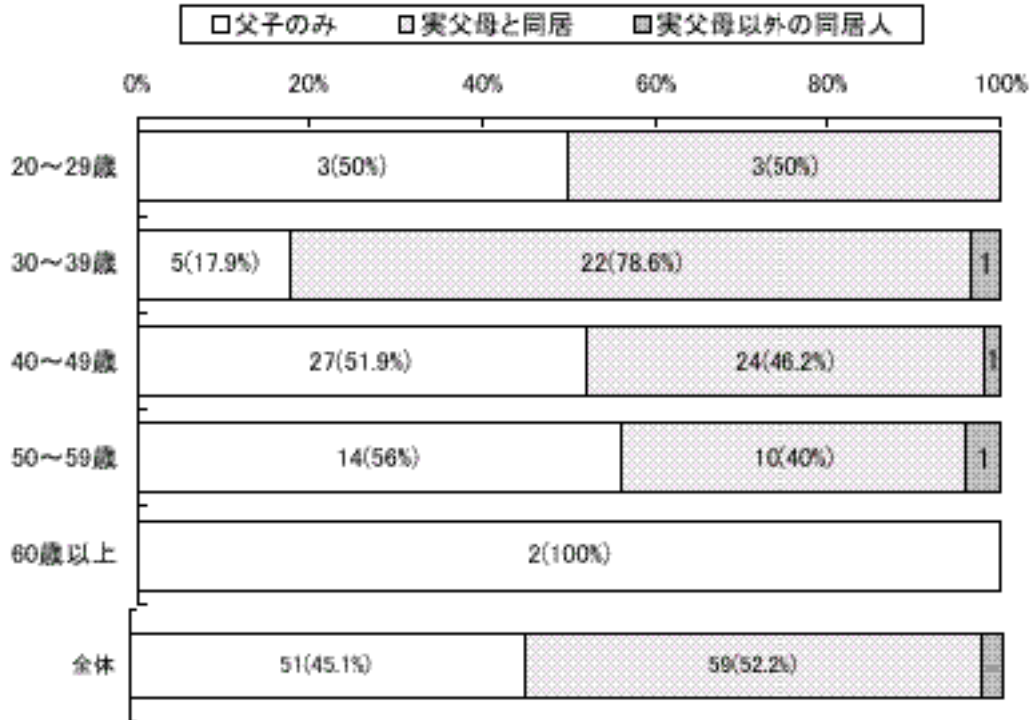
家族との同居の状況については、母子世帯の55%が母子のみで生活しており、他の同居人と生活している世帯は45%であった。これを年代別に追っていくと、以下のような傾向がみとれる。

同居率は20代で61%と最も高いが、その後母親の年齢が高くなるにつれて下がり続け、50代では数字が逆転する。20代の母子世帯は、子どもの年齢が幼いことに加え、親がまだ若いと考えられるため、実の親と同居することによって、住居面や育児等の支援を実の親に頼りながら生活している状況がうかがえる。その後、子どもの成長とあいまって、母子で独立した生計を営んでいく傾向が顕著である。

また、下がり続けている同居率が60歳以上で上がっているのは、成人した子どもの配偶者等と同居するケースが増えているためである。

父子世帯

人(%)



世帯数	父子のみ	実父母と同居	実父母以外の同居人	総計
全体	51	59	3	113
20～29歳	3	3	0	6
30～39歳	5	22	1	28
40～49歳	27	24	1	52
50～59歳	14	10	1	25
60歳以上	2	0	0	2

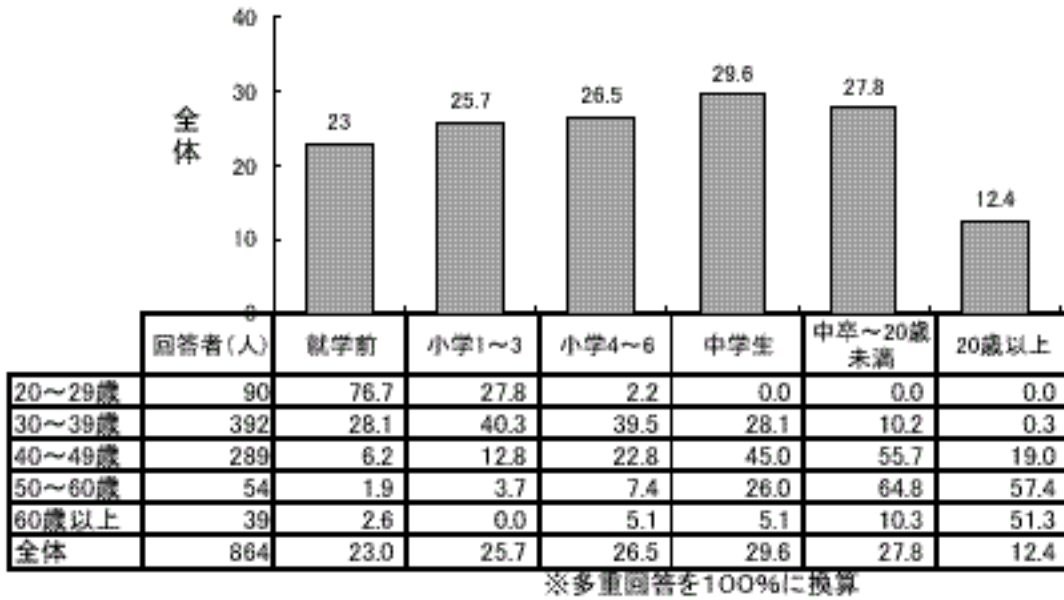
父子世帯全体については、同居率が母子世帯と逆転しており、父子だけの世帯が45%であるのに対し、他の同居人と生活している世帯が55%となっている。

父子世帯の中でも、30代の父子世帯の8割が実の親等と生活しており、日本的労働慣行の中で、最も働き盛りであるこの年代は、子どもがまだ幼く手のかかる時期でもあり、子育てや生活面で実の親等の援助に頼っている状況が浮かび上がってくる。

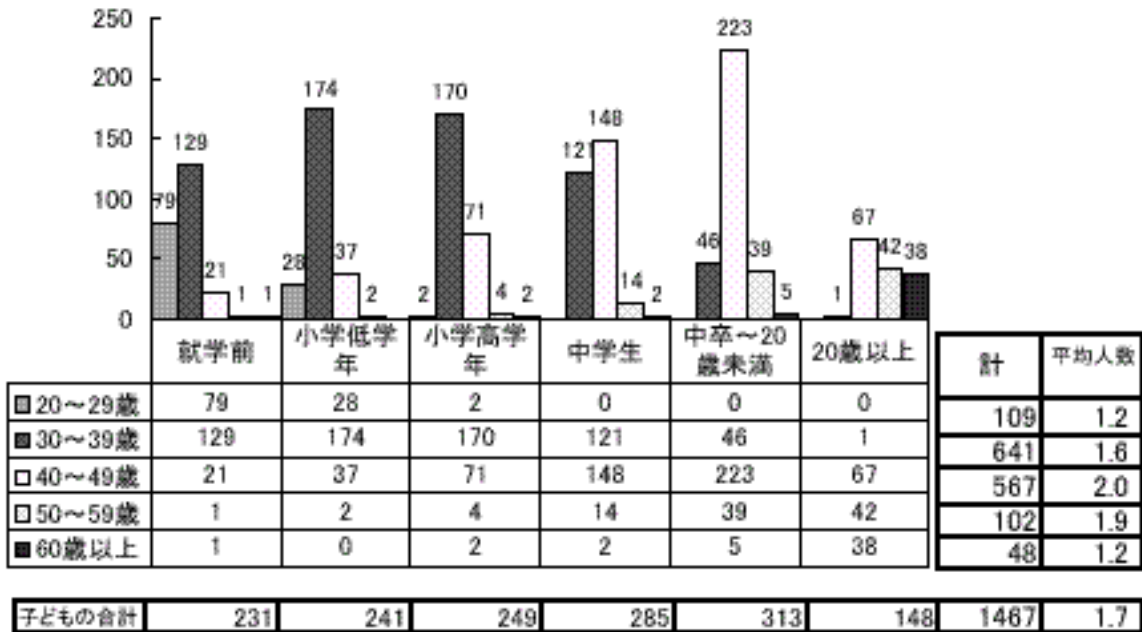
40代以降になると、子どもの成長に伴い、父子だけの世帯が増えてくる傾向にある。なお、60歳以上の父子世帯については、父子のみの世帯が100%となっているが、回答数が2件のみであったため、全体の傾向を示しているかどうかの分析は不明である。

(3) 子どもの年齢別人数

母子世帯
(ア) 子どもの年齢別割合(%)



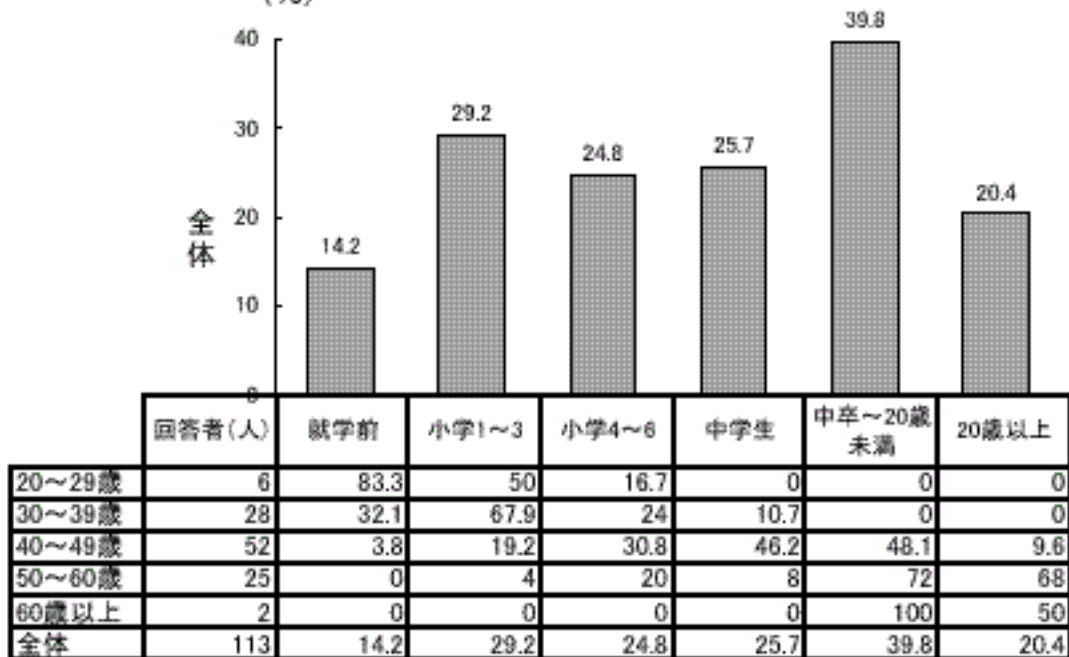
(イ) 子どもの人数(人)



30代の母子世帯の90%が、義務教育終了以前の子どもを養育しており、母子世帯の約半数がこの年代である。

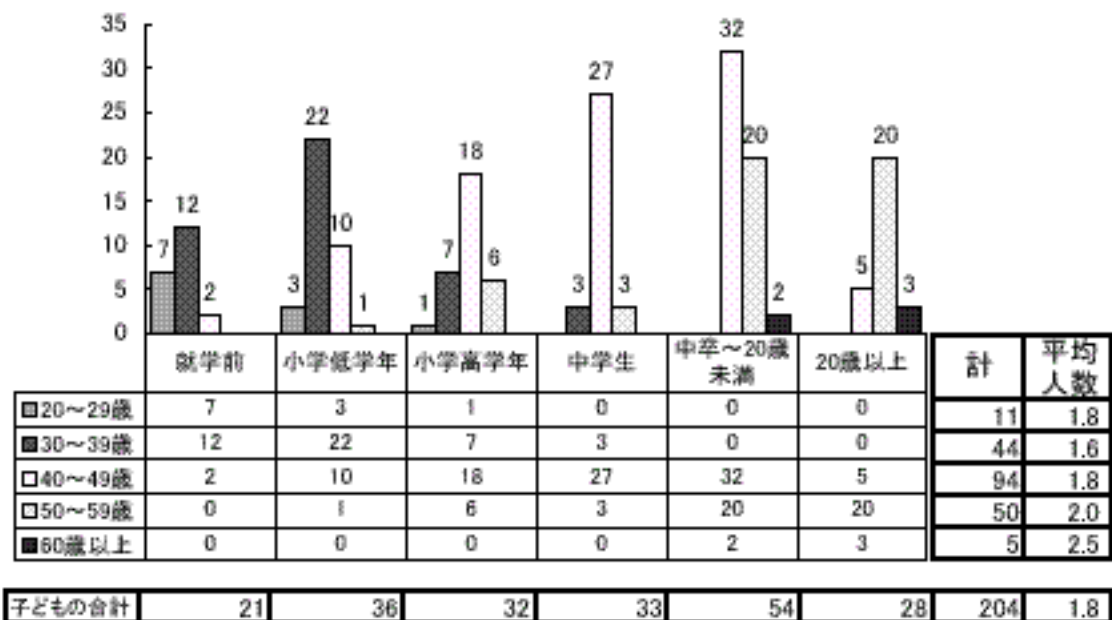
また、次に出現率の高い40代の母子世帯では、80%弱が思春期以降の子どもを養育している。

父子世帯
 (ア) 子どもの年齢別割合 (%)



※多重回答を100%に換算

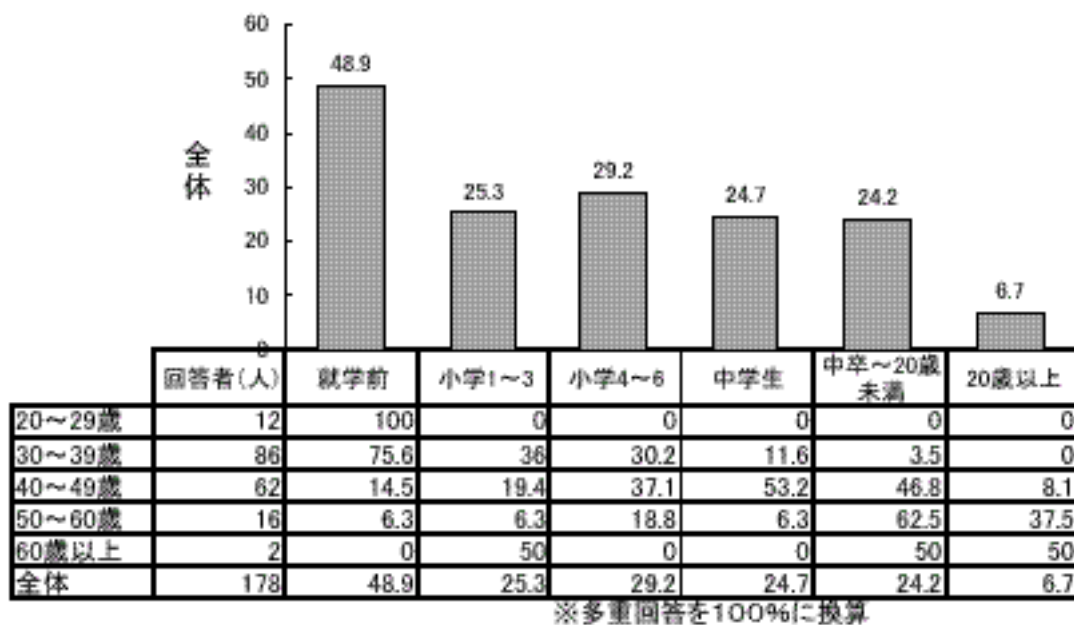
(イ) 子どもの人数(人)



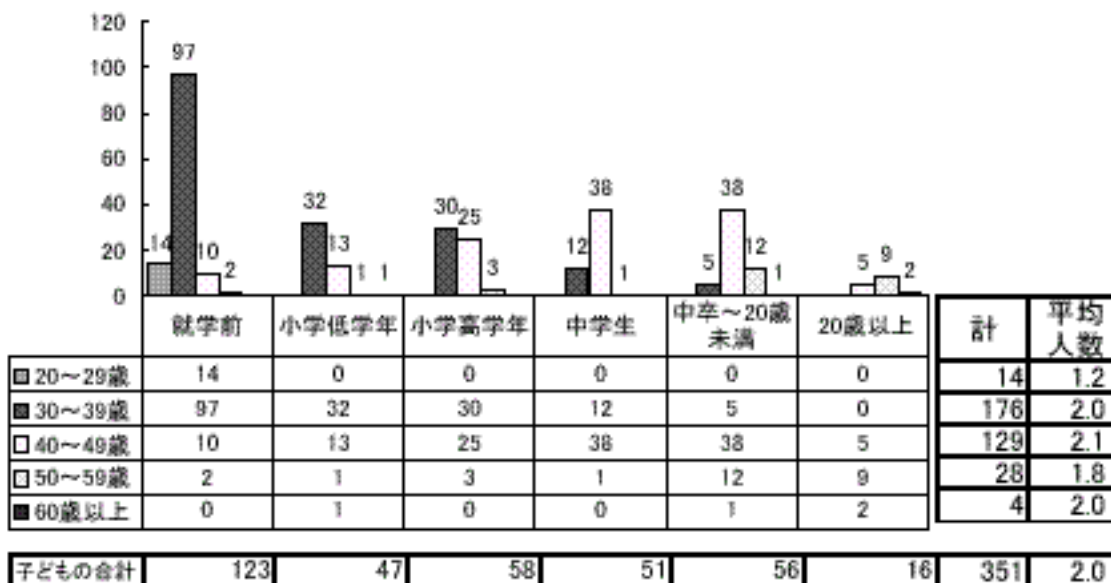
30代の父子世帯の77%が、小学校低学年以前の子どもを養育しており、子どもの養育の必要上、実の親との同居率が高い(80%)ことがわかる。

父子世帯の中でも、最も構成比率の高い40代の60%が、義務教育以前の子どもを養育している。この世代は父子だけで生活している世帯が50%を越えており、有効な子育て支援策が必要であると考えられる。

その他世帯
(ア) 子ども年齢別割合 (%)



(イ) 子ども的人数 (人)



就学前の子どもを最も多く養育している世代について、母子・父子世帯が共に20代であるのに対し、その他世帯では、30代が最も出現率が高いのが特徴的である。

母子・父子世帯ともに、20代で既に小学校児童を養育している世帯が3割程度見受けられるのに対し、その他世帯では、20代世帯での出現率がゼロとなっている。これらから母子・父子世帯が比較的若いうちに結婚・出産する傾向にあることがうかがえる。

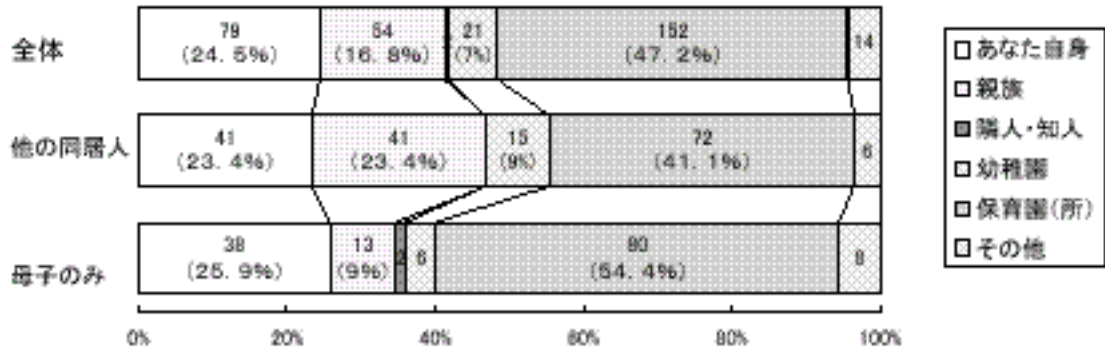
また、1世帯あたりの平均子ども数は、母子世帯1.7人、父子世帯1.8人、その他世帯2.0人の順に多くなっており、母子世帯の養育している子ども数が最も少なかった。

子どもの教育について

(1) 就学前の子どもの保育

母子世帯

人(%)

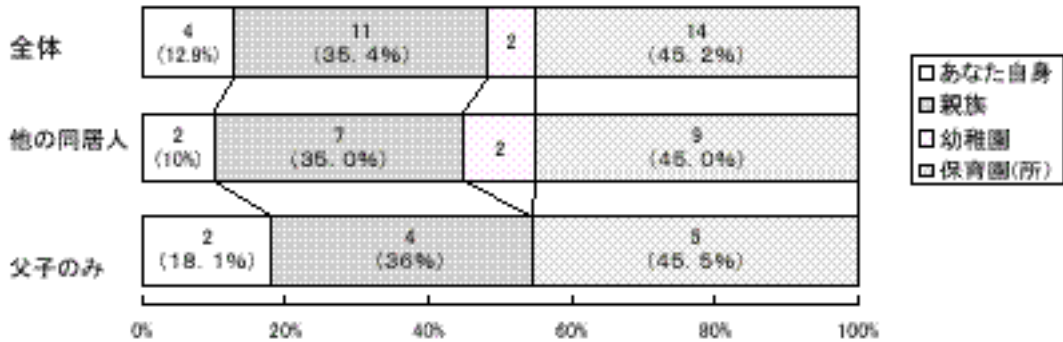


(人)	総数	あなた自身	親族	隣人・知人	幼稚園	保育園(所)	その他
全体	322	79	54	2	21	152	14
母子と他の同居人との世帯	175	41	41	0	15	72	6
母子のみの世帯	147	38	13	2	6	80	8

母子世帯の就学前の子どもの保育について、半数が保育所を利用している。同居家族がいる世帯の3割が、親族及び幼稚園を利用しており、保育を同居家族に頼っているのが伺える。

父子世帯

人(%)

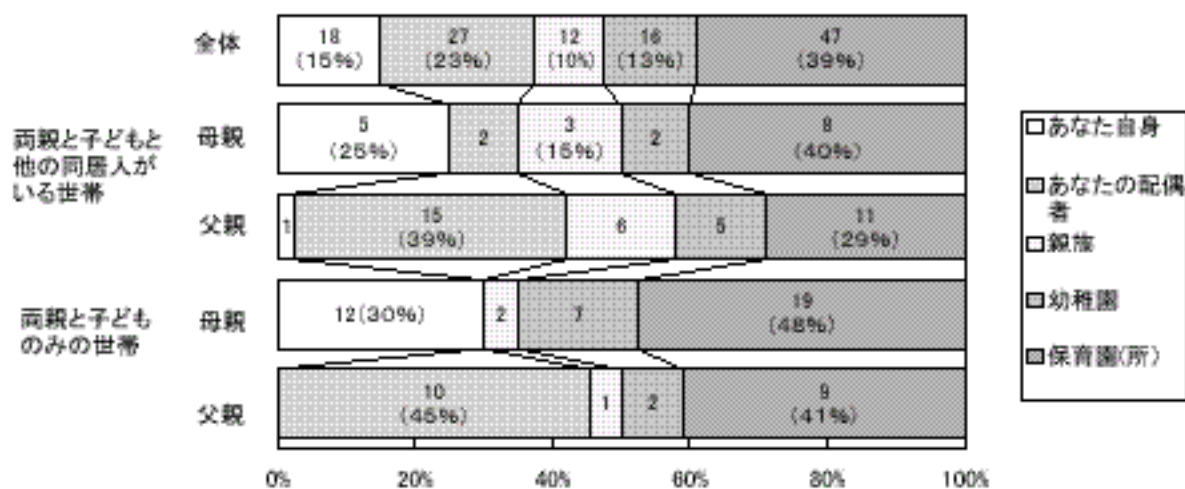


(人)	総数	あなた自身	親族	幼稚園	保育園(所)
全体	31	4	11	2	14
父子と他の同居人との世帯	20	2	7	2	9
父子のみの世帯	11	2	4	0	5

父子世帯は母子世帯に比べ、保育所の利用率が低いが、逆に家族・親族への依存度が高い傾向にある。父子だけで生活している世帯11件のうち、父親自身で保育しているという回答が2件あったが、幼稚園の利用はゼロであった。

その他世帯

人(%)



(人)		総数	あなた自身	あなたの配偶者	親族	幼稚園	保育園(所)
全 体		120	18	27	12	16	47
両親と子供と他の同居人がいる世帯	(母親)	20	5	2	3	2	8
	(父親)	38	1	15	6	5	11
両親と子供のみの世帯	(母親)	40	12		2	7	19
	(父親)	22		10	1	2	9

その他世帯においても、既婚女性の就業率の高さを反映して、保育園の利用が39%あるのに対し、幼稚園の利用が13%にとどまっている。女性の社会進出が進む中、保育所へのニーズの高さがうかがえる。

親自身が子どもの保育を担っている割合は、母子世帯で25%、父子世帯で13%、その他世帯で38%となっており、母子・父子世帯への子育て・保育支援が必要である。

(2) 小学生の放課後の過ごし方
母子世帯

人(%)

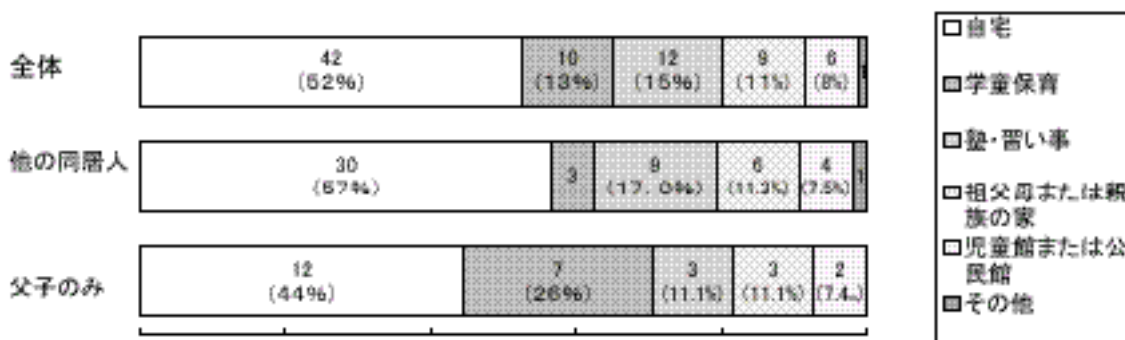


(人)	総数	自宅	学童保育	塾・習い事	祖父母または親族の家	児童館	その他
全体	522	283	75	86	38	13	27
母子と他の同居人との世帯	237	138	28	46	11	5	9
母子のみの世帯	285	145	47	40	27	8	18

小学生の児童の放課後の過ごし方は、半数以上が自宅で過ごしているが、自宅で過ごす率は他の同居家族のいる世帯の方がやや高い。学童保育も全体で14%が利用しており、特に低学年の需要が高いと思われる。

父子世帯

人(%)

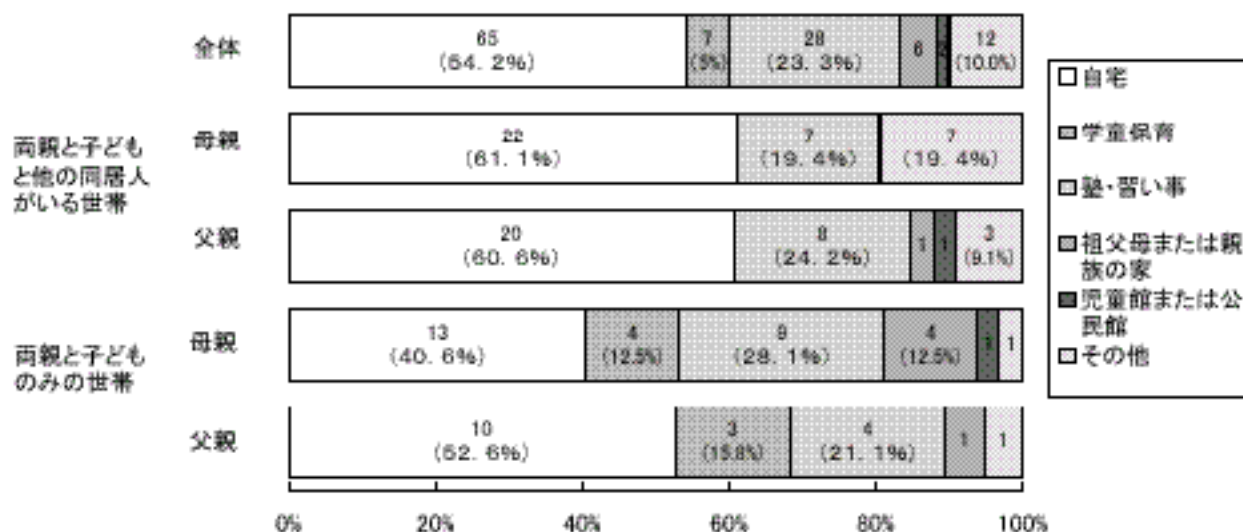


(人)	総数	自宅	学童保育	塾・習い事	祖父母または親族の家	児童館	その他
全体	80	42	10	12	9	6	1
父子と他の同居人との世帯	53	30	3	9	6	4	1
父子のみの世帯	27	12	7	3	3	2	0

父子世帯も母子世帯同様、半数以上が自宅で過ごしているが、父親と子どもだけの世帯では、26%の世帯が学童保育を利用しており、学童保育の利用率が最も高い世帯となっている。

その他世帯

人(%)



(人)		総数	自宅	学童保育	塾・習い事	祖父母または親族の家	児童館	その他
全 体		120	65	7	28	6	2	12
両親と子どもと他の同居人がいる世帯	(母親)	36	22	0	7	0	0	7
	(父親)	33	20	0	8	1	1	3
両親と子どものみの世帯	(母親)	32	13	4	9	4	1	1
	(父親)	19	10	3	4	1	0	1

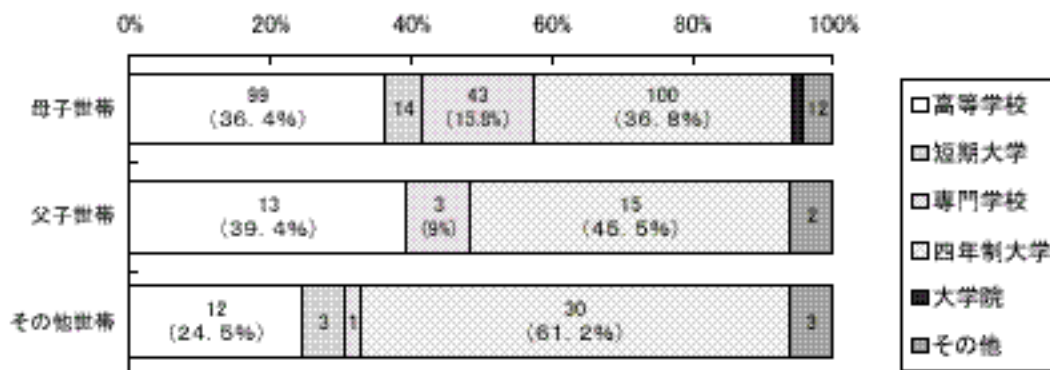
いずれの世帯も過半数の子どもたちが、放課後自宅ですごしており、その点に関して特に顕著な差異は見られなかった。

また、学童保育の利用世帯も母子世帯14%、父子世帯13%であるのに対し、その他世帯5%と利用率が極めて低く、両親以外の親族と同居している世帯では利用はゼロであった。保育園(所)の利用に世帯間の顕著な差がみられなかったのとは対照的な結果となった。

また、その他の欄についてどの世帯でも最も多かったのが「子どもの友人宅」という回答で、学童期に入って子どもの人間関係が広がる中で、子ども自身の選択で、友人宅等で過ごす時間が増えていると思われる。その他の自由記述で、野球やサッカー等の地域のスポーツクラブ、スポーツ少年団、近隣宅等があげられていた。

(3) 中学生の進学

人(%)

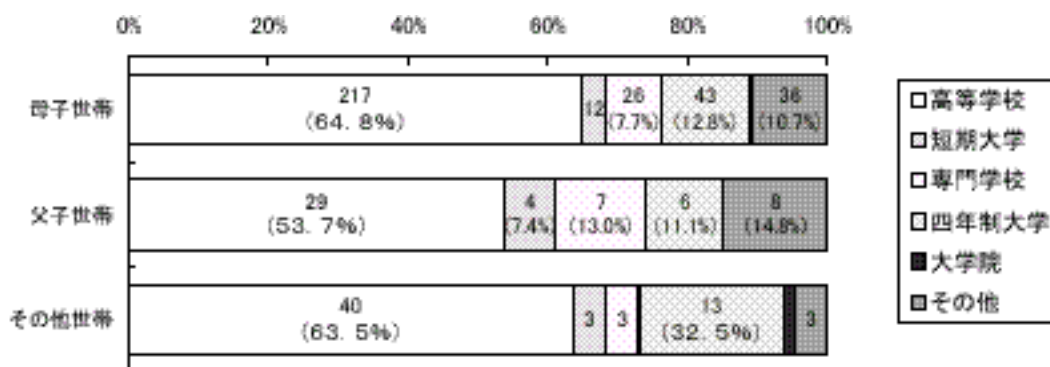


	高等学校	短期大学	専門学校	四年制大学	大学院	その他	総数
母子世帯	99	14	43	100	4	12	272
父子世帯	13	0	3	15	0	2	33
その他世帯	12	3	1	30	0	3	49

母子世帯では、専門学校へ進学を希望する世帯が16%と他のどの世帯よりも多い。その他の回答欄の自由記述欄には、どの世帯も共通して「子どもの意志を尊重したい」旨の内容が記載されており、親の希望は留保されていた。

(4) 高校生以上の子どもの状況

人(%)



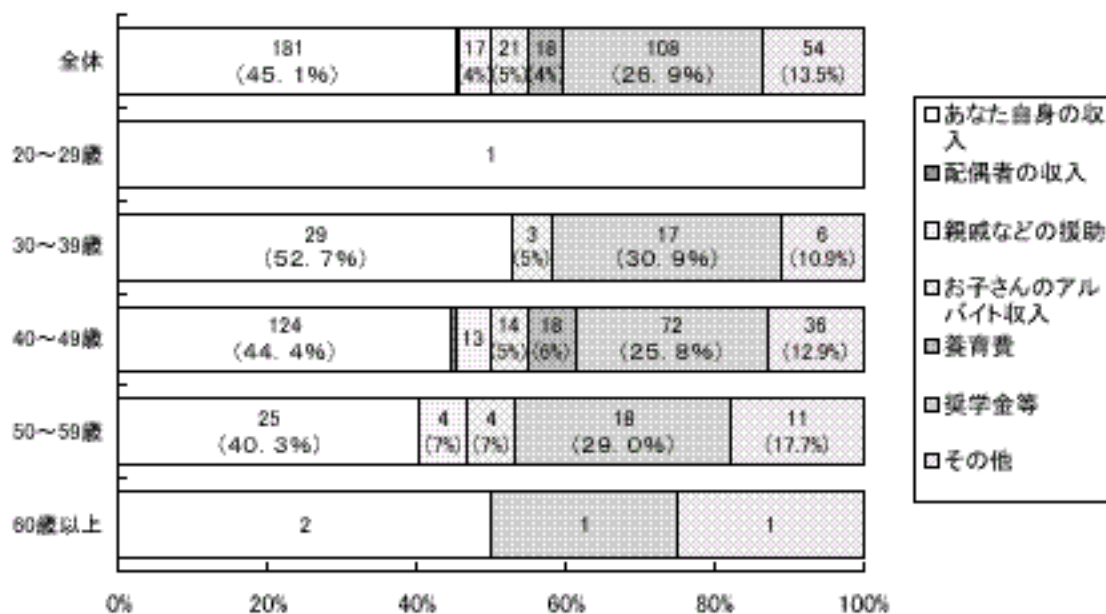
	高等学校	短期大学	専門学校	四年制大学	大学院	その他	総数
母子世帯	217	12	26	43	1	36	335
父子世帯	29	4	7	6	0	8	54
その他世帯	40	3	3	13	1	3	63

高校生以上の子どもを持つ親に子どもの現況について尋ねたところ、上表のとおりであった。高等学校を卒業した子どもの状況をみると、専門学校に在学しているのは父子世帯が最も多く、母子世帯、その他世帯の順になっている。また、4年制大学は、その他世帯が最も多く、ついで母子世帯、父子世帯となっている。

その他の欄には、大学予備校の他、就業、無職、家事手伝い等が記載されていた。

(5) 学費について(複数回答)
母子世帯

人(%)

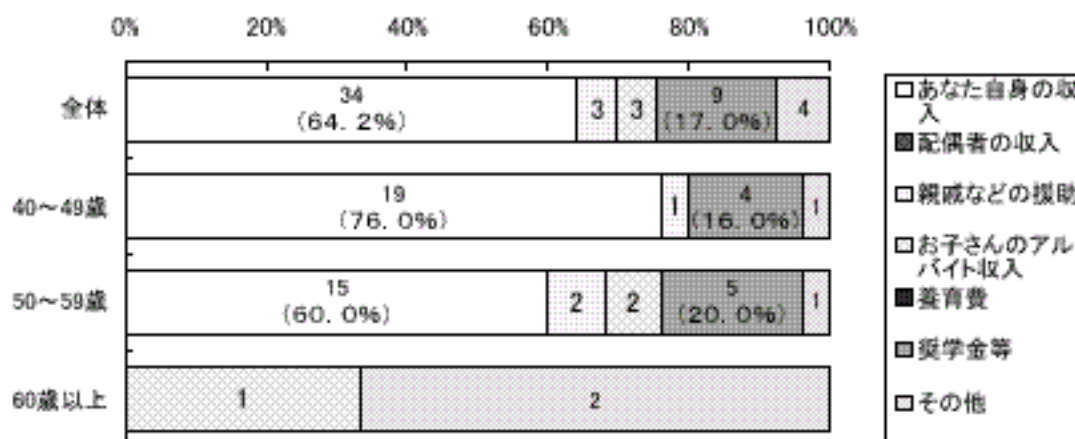


(人)	総数	あなた	配偶者	親戚	アルバイト	養育費	奨学金等	その他
全体	401	181	2	17	21	18	108	54
20~29歳	1	1						
30~39歳	55	29			3		17	6
40~49歳	279	124	2	13	14	18	72	36
50~59歳	62	25		4	4		18	11
60歳以上	4	2					1	1

母子世帯で注目したいのが、養育費の占める割合の低さである。全体集計でも、4%しか占めておらず、子ども自身のアルバイト収入の5%よりも低い数値であり、出現率も40代のみであった。母親自身の収入も低く、別れた配偶者からの養育費も十分に支払われない中で、子どもの学費を親族からの援助や奨学金に頼らざるをえない生活状況が見てとれる。

その他の回答欄で最も多かったのは、児童扶養手当の8件、ついで遺族年金5件、授業料免除5件、生活保護が4件であり、母子世帯の子どもの教育費が各種制度によって支えられていることがうかがえる。

父子世帯 人(%)

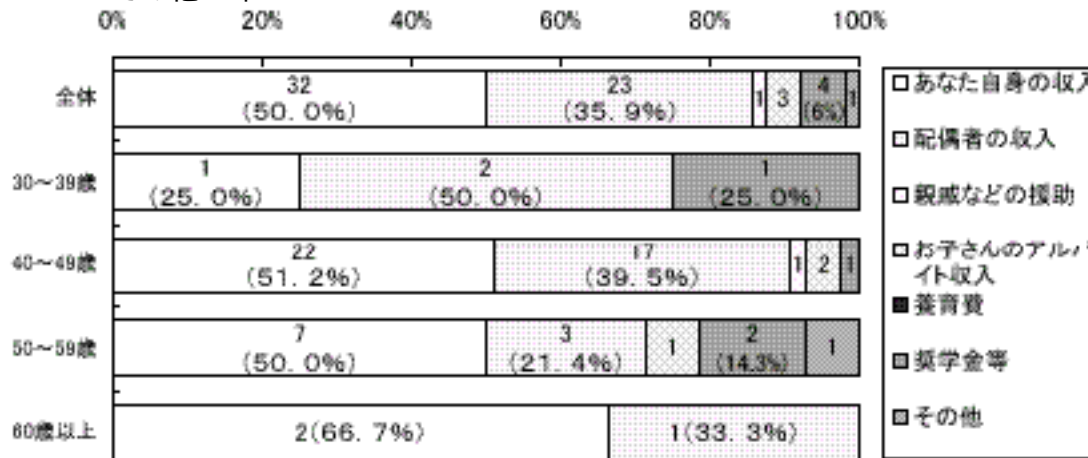


(人)	総数	あなた	配偶者	親戚	アルバイト	養育費	奨学金等	その他
全体	53	34		3	3		9	4
40~49歳	25	19		1			4	1
50~59歳	25	15		2	2		5	1
60歳以上	3				1			2

父子世帯は母子世帯に比べ、父親自身の収入によって学費を賄われている比率が高い。奨学金の利用も母子世帯に比べて10ポイント程度低いが、40代よりも50代の方が父親自身の収入の占める割合が下がり、奨学金の占める割合が高くなっている。

また、その他の欄には預貯金の取り崩しが3件、成人した上の子ども(兄弟)からの援助が1件あった。

その他世帯 人(%)



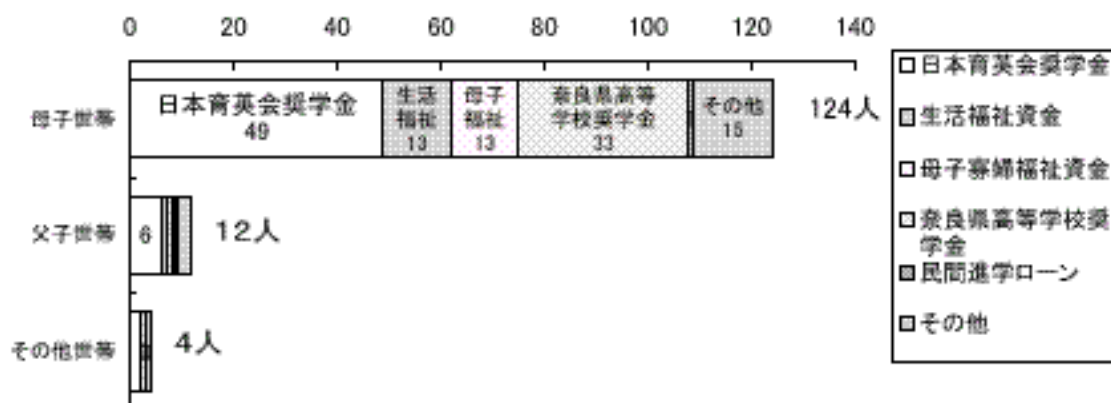
(人)	総数	あなた	配偶者	親戚	アルバイト	養育費	奨学金等	その他
全体	64	32	23	1	3		4	1
30~39歳	4	1	2				1	
40~49歳	43	22	17	1	2		1	
50~59歳	14	7	3		1		2	1
60歳以上	3	2	1					

教育費の86%が本人及び配偶者の収入によって賄われており、奨学金の占める割合は最も低く、6%であった。

また、子どものアルバイト収入や親族等からの援助の占める割合も総じて低い。

(6) 奨学金の利用状況

(人)



	母子世帯	父子世帯	その他世帯
日本育英会奨学金	49	6	2
生活福祉資金	13	1	0
母子寡婦福祉資金	13	0	0
奈良県高等学校奨学金	33	1	1
民間進学ローン	1	1	0
その他	15	3	1
総数	124	12	4

奨学金の利用状況は上表のとおりであった。

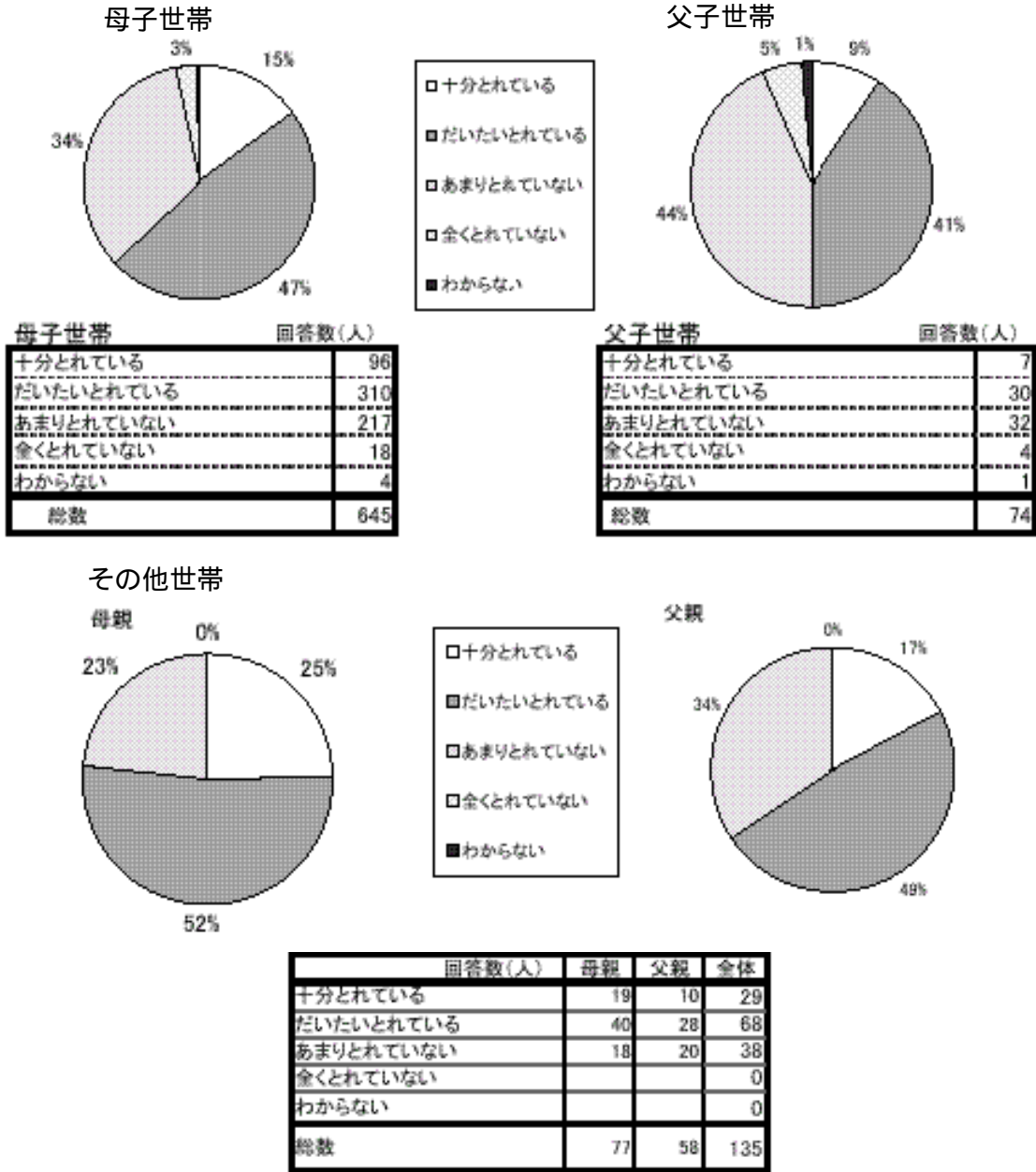
母子世帯の内、子どもが高校以上の学校へ通っている299世帯中108世帯（36%）が奨学金を利用しており、利用している奨学金の種類を複数回答で尋ねたところ、124件の回答があった。108世帯中の1割強（18件）が複数の奨学金を利用していることになり、子どもの学費を賄うために、多重に奨学金を借りている世帯が少なからず存在する状況が見える。

父子世帯で子どもを高校以上の学校に通わせている46世帯中奨学金利用は9世帯（20%）であり、半数が日本育英会を利用している。

また、その他世帯で、子どもを高校以上の学校に通わせている世帯63世帯中、奨学金の利用はわずか4世帯（6%）であり、母子・父子世帯に比べ、子どもの学費に関し、借入れ等に頼る必要度が極めて低い状況であった。

子育て・生活全般について

(1) 子どもとの団らん時間



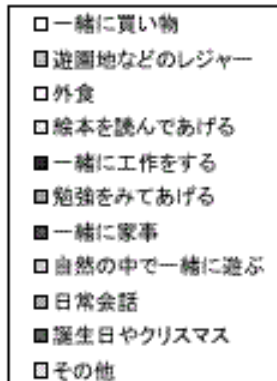
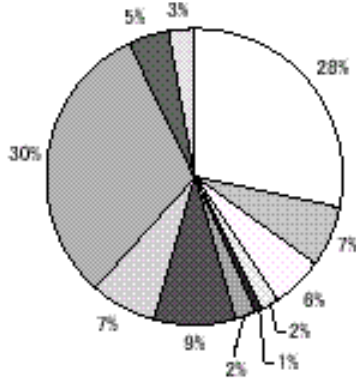
子どもとの団らん時間について、母子世帯とその他世帯の母親とでは、「十分とれている」と回答に、10ポイントの開きがあった。また「あまりとれていない」と回答した割合も母子世帯がその他世帯に比べ、10ポイント以上高かった。

父子世帯も同様に、「十分とれている」「だいたいとれている」と回答した世帯は、ともにその他世帯の父親より10ポイント低く、逆に「あまりとれていない」と回答した世帯は父子世帯が10ポイント高かった。

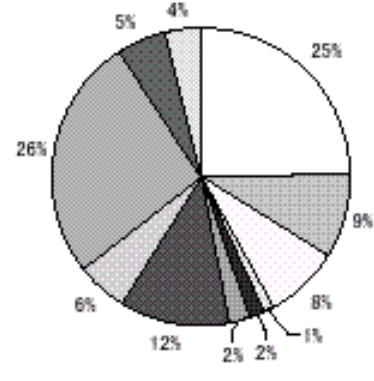
これらのことから、ひとりで父親、母親の両方の役割を果たさなければならない多忙なひとり親世帯にとって、子どもとの団らん時間が十分にとりにくい状況がみとれる。

(2) 子どもとの生活の楽しみを感じる時

母子世帯



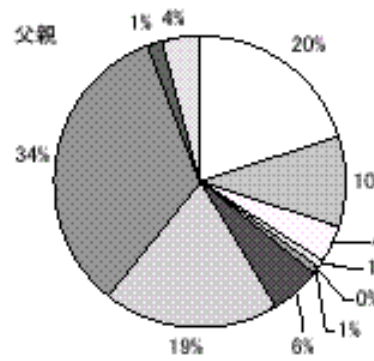
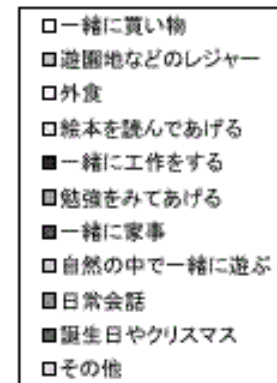
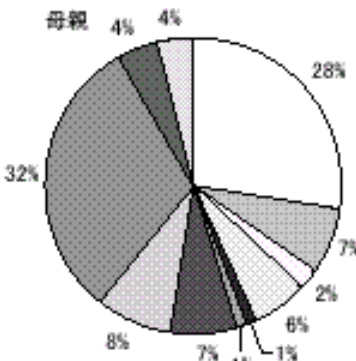
父子世帯



母子世帯	回答数(人)
一緒に買い物	412
遊園地などのレジャー	98
外食	84
絵本を読んであげる	28
一緒に工作をする	10
勉強をみてあげる	35
一緒に家事	127
自然の中で一緒に遊ぶ	106
日常会話	454
誕生日やクリスマス	68
その他	39
総数	1461

父子世帯	回答数(人)
一緒に買い物	44
遊園地などのレジャー	16
外食	14
絵本を読んであげる	2
一緒に工作をする	3
勉強をみてあげる	4
一緒に家事	21
自然の中で一緒に遊ぶ	10
日常会話	47
誕生日やクリスマス	9
その他	7
総数	177

その他世帯

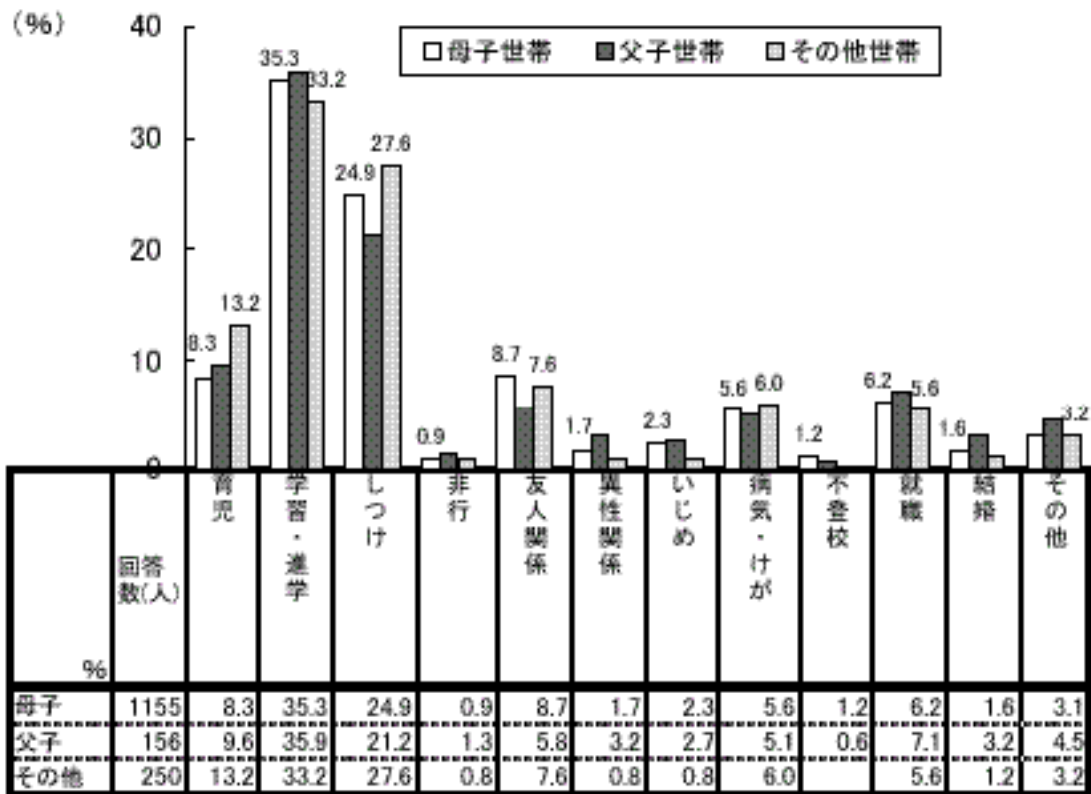


	回答数(人)	母親	父親	全体
一緒に買い物		50	28	78
遊園地などのレジャー		13	14	27
外食		4	6	10
絵本を読んであげる		11	1	12
一緒に工作をする		2	2	4
勉強をみてあげる		2	1	3
一緒に家事		13	8	21
自然の中で一緒に遊ぶ		15	27	42
日常会話		56	47	103
誕生日やクリスマス		8	2	10
その他		7	6	13
総数		181	140	321

子どもとの生活で楽しみを感じる時はどのような時か複数回答で尋ねたところ、世帯間にほとんど有意な差は見られなかった。どの世帯でも最も高かったのが、「日常会話」(26~34%)であり、ついで「一緒に買い物」(20~28%)であり、全世帯ともこの2項目の合計が過半数を超えている。

対照的に「外食」や「クリスマス等のイベント」は各世帯ともポイントが低く、どの世帯も日常の何気ない暮らしの中に、子どもとの楽しみを強く感じていることが共通していた。

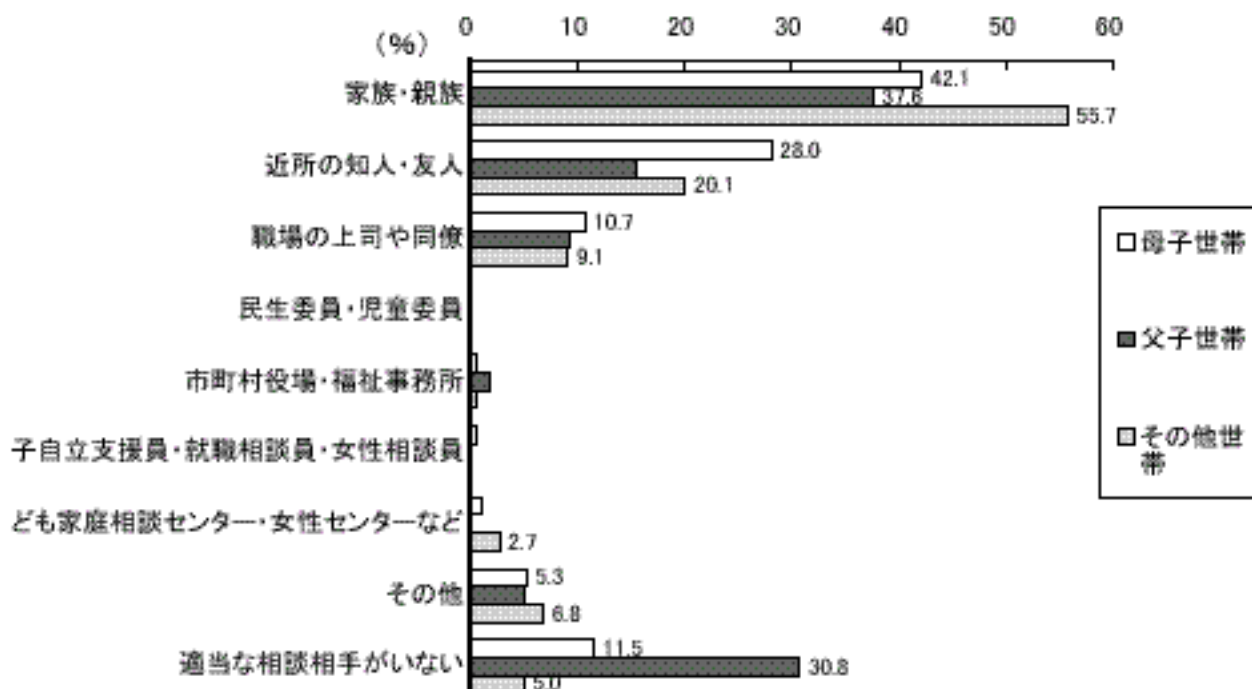
(3) 子どもについての悩み(複数回答)



子どもについての悩みを複数回答で尋ねたところ、世帯間に特に顕著な差は見られなかった。学習面の悩みが共通して最も高く、ついでしつけや育児面の悩みのポイントが高かった。

しつけや育児で悩む世帯が、その他世帯で最もポイントが高いのは、子どもと向き合う時間が最も長いことの裏返しとも考えられる。(- (1) 子どもとの団らん時間より)

(4) 子どもの悩みの相談相手(複数回答)



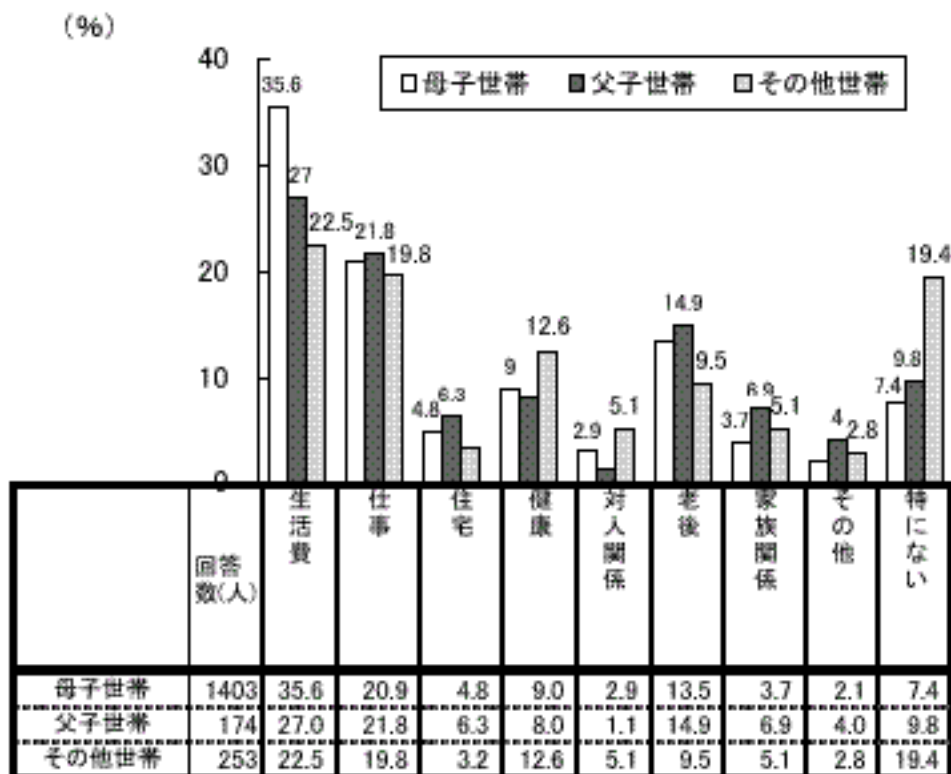
	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
家族・親族	449	42.1	44	37.6	122	55.7
近所の知人・友人	299	28.0	18	15.4	44	20.1
職場の上司や同僚	114	10.7	11	9.4	20	9.1
民生委員・児童委員	2	0.2	0	0.0	0	0.0
市町村役場・福祉事務所	7	0.7	2	1.7	1	0.5
母子自立支援員・就職相談員・女性相談員	5	0.5	0	0.0	0	0.0
ども家庭相談センター・女性センターなど	11	1.0	0	0.0	6	2.7
その他	56	5.3	6	5.1	15	6.8
適当な相談相手がない	123	11.5	36	30.8	11	5.0
総数	1066	100	117	100	219	100

子どもの悩みの相談相手を見ると、明らかな差異が見られる。相談相手が家族・親族と答えた世帯が、その他世帯が56%あるのに対し、母子世帯42%、父子世帯に至っては38%しかなかった。母子世帯は「近所の知人・友人」「職場の同僚等」を合計すると約40%あるのに対し、父子世帯は30%程度にとどまっている。

逆に父子世帯の31%は「適当な相談相手がない」と回答しており、子どもの悩みについて、どこへも相談できず、ひとりで抱え込んでいる父子世帯の父親の状況がうかがえる。

また、いずれの世帯とも家族や近隣の友人、職場の同僚といった身近な人を相談相手としており、公的な機関の果たす役割は極めて小さかった。

(5) 親自身の悩み(複数回答)

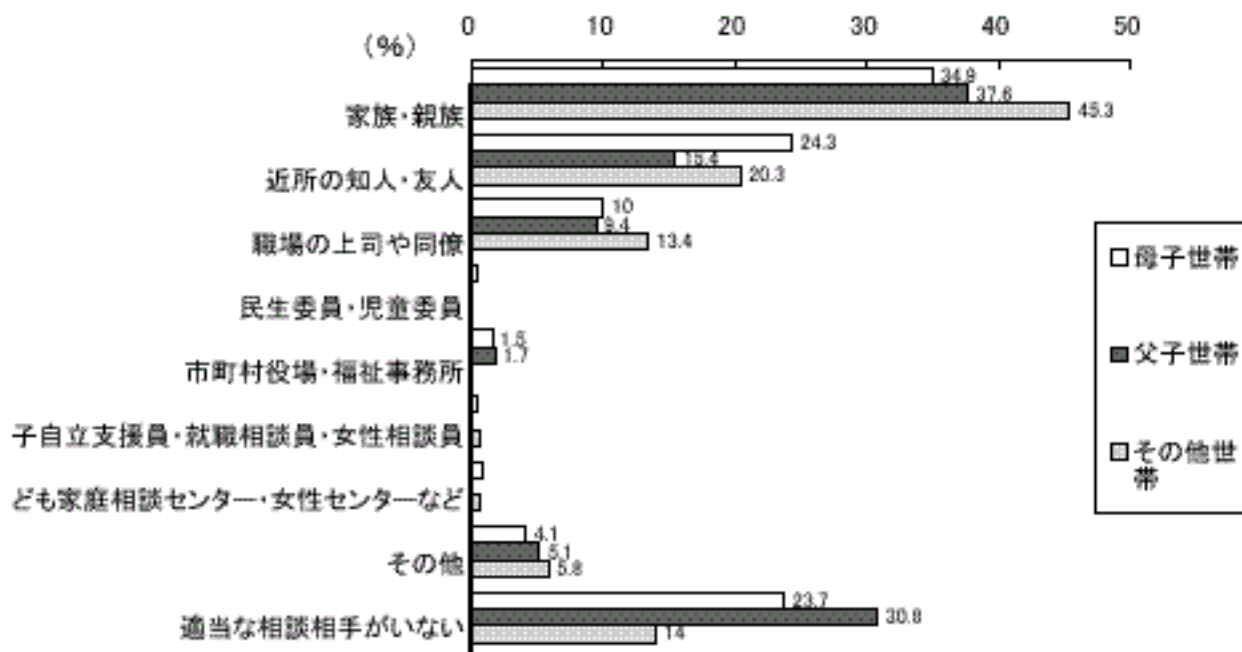


親自身の悩みについて、複数回答で尋ねたところ、母子世帯の1/3以上(36%)が生活費について悩んでおり、父子世帯27%、その他世帯23%に比べ、高いポイントを示している。

母子・父子世帯はその他世帯に比べ老後のポイントも高く、現況の生活の厳しさが老後への不安に結びついているものと思われる。

その他世帯の20%が、「特に悩みはない」と回答しているのも目を引いた。

(6) 親の悩みの相談相手

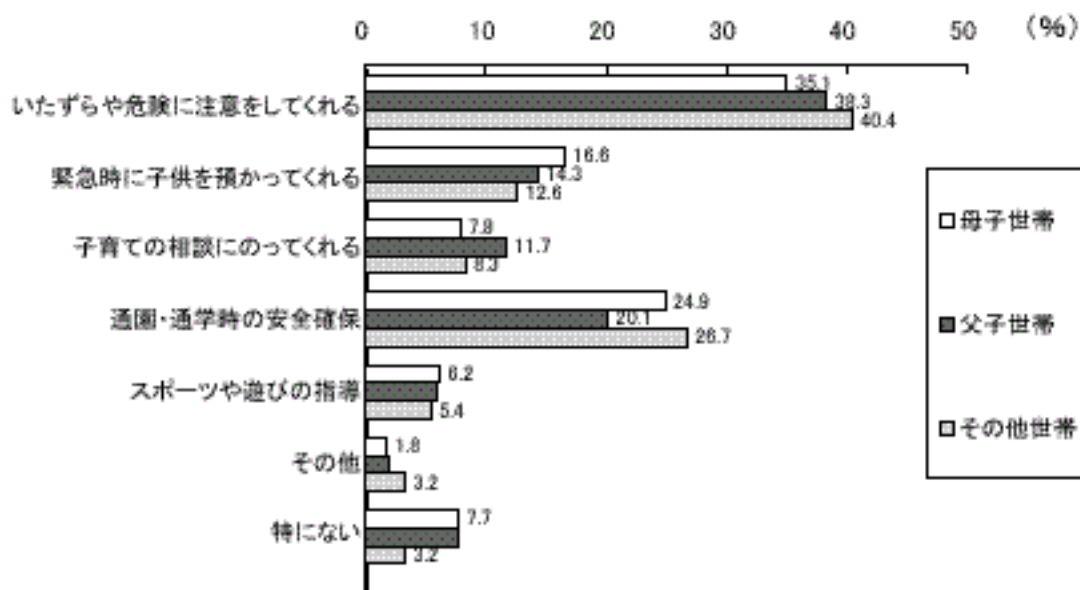


	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
家族・親族	342	34.9	44	37.6	78	45.3
近所の知人・友人	238	24.3	18	15.4	35	20.3
職場の上司や同僚	98	10.0	11	9.4	23	13.4
民生委員・児童委員	3	0.3	0	0.0		0.0
市町村役場・福祉事務所	15	1.5	2	1.7		0.0
母子自立支援員・就職相談員・女性相談員	4	0.4	0	0.0	1	0.6
保険所・女性センターなど	8	0.8	0	0.0	1	0.6
その他	40	4.1	6	5.1	10	5.8
適当な相談相手がない	232	23.7	36	30.8	24	14.0
総数	980	100	117	100	172	100

親の悩みに対する相談相手も、子どもの悩みに対する回答と同じ結果となった。やはり、父子世帯は「適当な相談相手がない」が30%を越えている。ただ、母子世帯、その他世帯とも「適当な相談相手がない」がともに(4)の設問より10ポイント程度上昇しており、子どもの悩みに比べ親自身の悩みの相談相手がより少ないことがわかる。

また、ここでも公的な相談機関に対する依存度は各世帯とも極めて低かった。

(7) 地域や近隣に望むもの(複数回答)



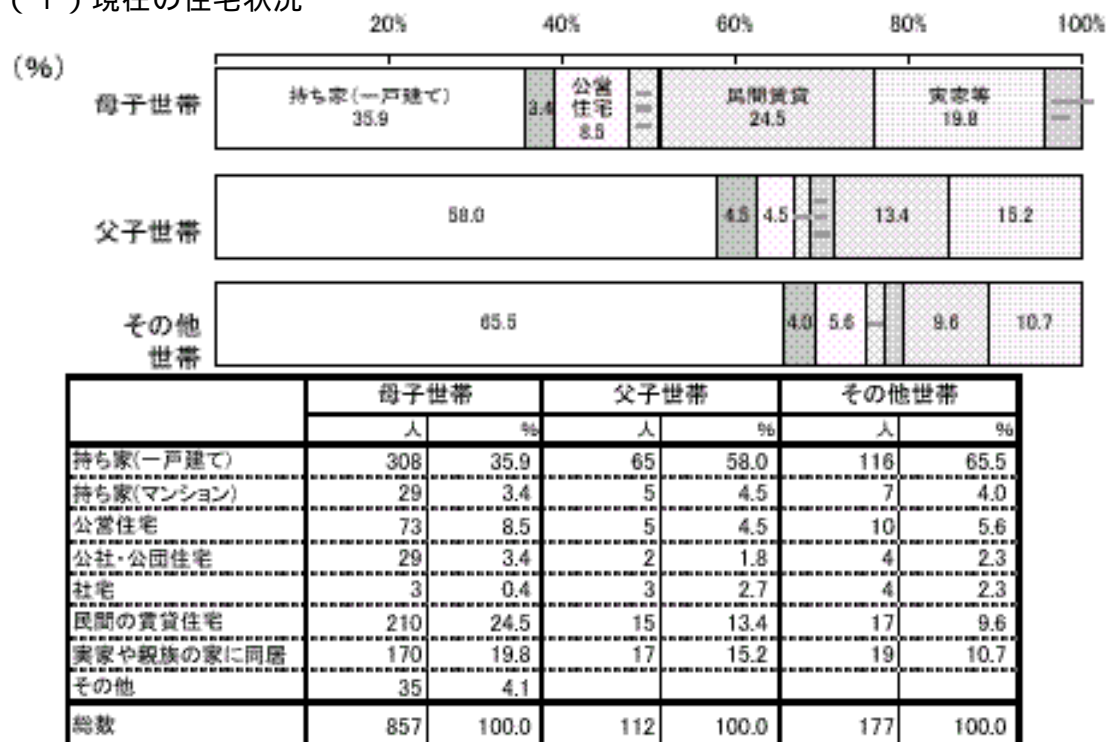
	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
いたずらや危険に注意してくれる	438	35.1	59	38.3	112	40.4
緊急時に子どもを預かってくれる	207	16.6	22	14.3	35	12.6
子育ての相談にのってくれる	98	7.8	18	11.7	23	8.3
通園・通学時の安全確保	311	24.9	31	20.1	74	26.7
スポーツや遊びの指導	77	6.2	9	5.8	15	5.4
その他	22	1.8	3	1.9	9	3.2
特にない	96	7.7	12	7.8	9	3.2
総数	1,249	100	154	100	277	100

子育てに関して地域や近隣に望むものを複数回答で尋ねたところ、「いたずらや危険を注意してくれる」というのが顕著で、どの世帯で共通して高いポイントを示している。

ついで、各世帯ともポイントの高かったのが、通園・通学時の安全確保で、子どもが巻き込まれる事件等が増加傾向にある中、子どもの安全に対する親の関心度の高さがうかがえる。

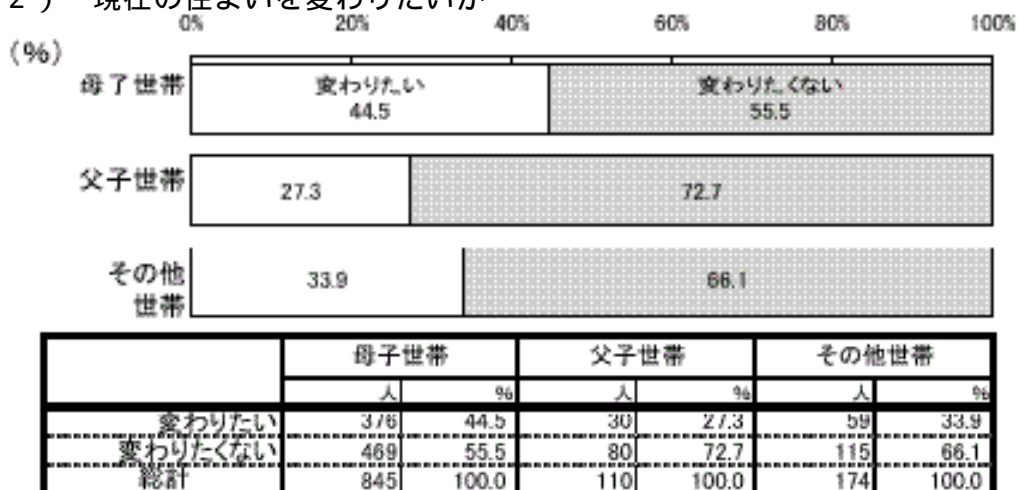
住宅について

(1) 現在の住宅状況



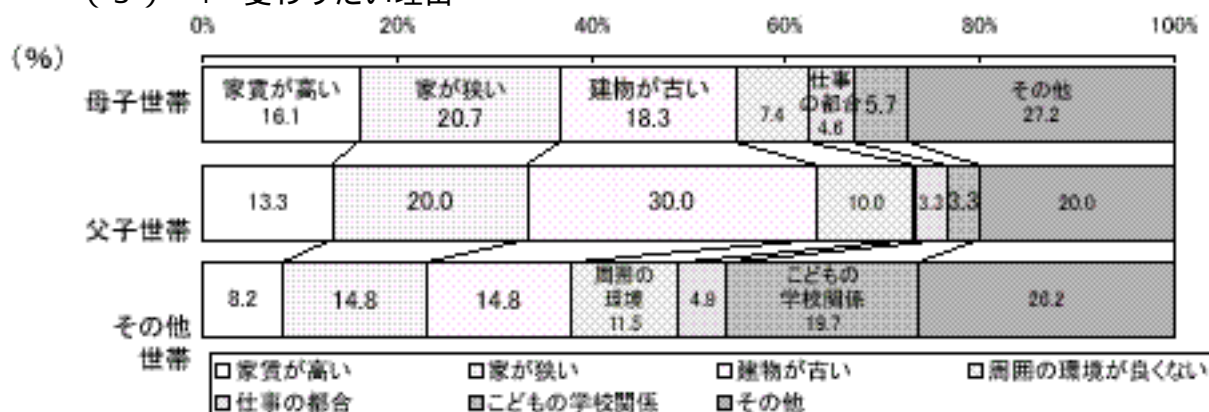
現在の住宅状況について尋ねたところ、母子世帯の住宅保有率は「1戸建て」と「マンション」をあわせて40%弱にとどまっており、ついで父子世帯の63%、その他世帯の70%に比べて格段に低い。逆に母子世帯は賃貸住宅への入居率が高く、公営・民間を合わせ36%にのぼっており、父子世帯の20%、その他世帯の17%よりも高いポイントを示している。

(2) 現在の住まいを変わりたいか



現在の住居について、転宅の希望の有無を尋ねたところ、母子世帯の45%が転宅を希望しており、母子世帯全体の半数近くにのぼっており、現況の住宅に不満足な状況がうかがえる。

(3) - 1 変わりたい理由



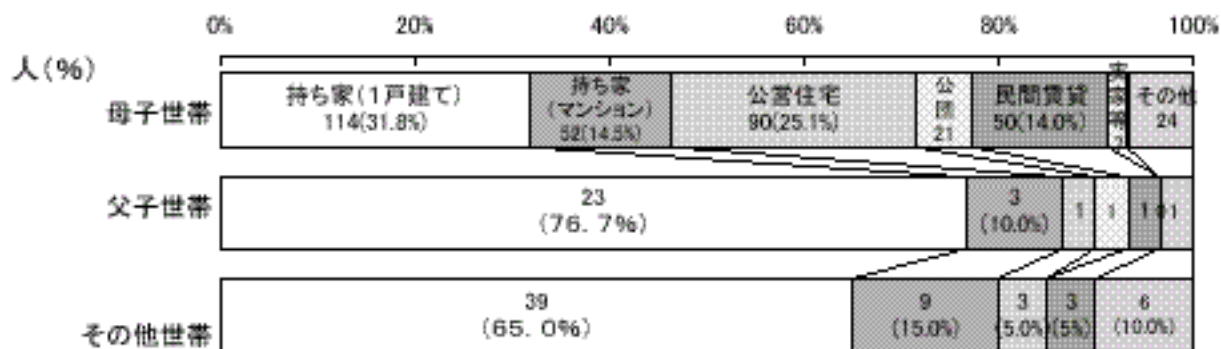
	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
家賃が高い	59	16.1	4	13.3	5	8.2
家が狭い	76	20.7	6	20.0	9	14.8
建物が古い	67	18.3	9	30.0	9	14.8
周囲の環境が良くない	27	7.4	3	10.0	7	11.5
仕事の都合	17	4.6	1	3.3	3	4.9
子供の学校関係	21	5.7	1	3.3	12	19.7
その他	100	27.2	6	20.0	16	26.2
総数	367	100.0	30	100.0	61	100.0

転宅希望者にその理由を尋ねたところ、その他世帯では子どもの学校の関係がトップで、環境面へのこだわりが大きいのに対し、母子・父子世帯はともに家の狭さや古さをトップにあげており、建物そのものへの不満が大きいことがわかる。

また、母子世帯は、賃貸住宅への入居率の高さを反映してか、家賃の高さをあげている世帯が他の世帯に比べてポイントが高い。

その他の自由記述欄には、同居している親族（親兄弟等）への気兼ねや確執との回答が各世帯ともに共通していた。

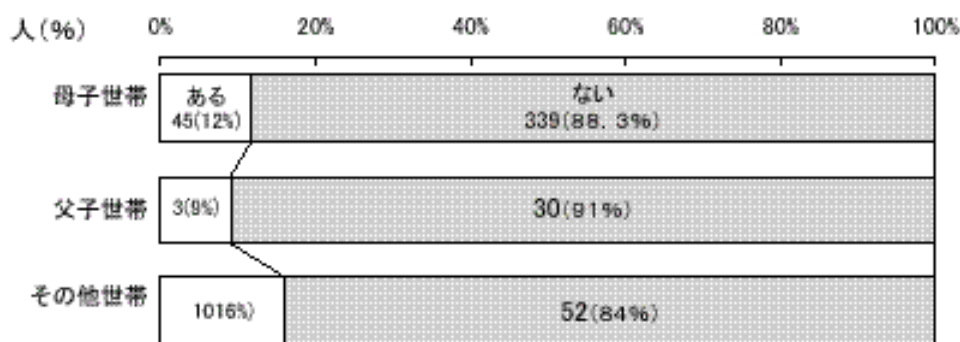
(3) - 2 変わりたい住宅の種別



	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
持ち家(一戸建て)	114	31.8	23	76.7	39	65.0
持ち家(マンション)	52	14.5	3	10.0	9	15.0
公営住宅	90	25.1	1	3.3	3	5.0
公団・公団住宅	21	5.9	1	3.3	0	0.0
民間の賃貸住宅	50	14.0	1	3.3	3	5.0
実家や親族の家に同居	7	2.0	0	0.0	0	0.0
その他	24	6.7	1	3.3	6	10.0
総数	358	100.0	30	100.0	60	100.0

転宅希望者に、変わりたい住宅の種別を尋ねたところ、どの世帯とも持ち家がトップであるが、母子世帯の25%が公営住宅の入居を希望しているのが特徴的である。母子世帯の25%が民間賃貸住宅に居住している状況のなか、比較的家賃の安い公営住宅へのニーズが大きいことがわかる。

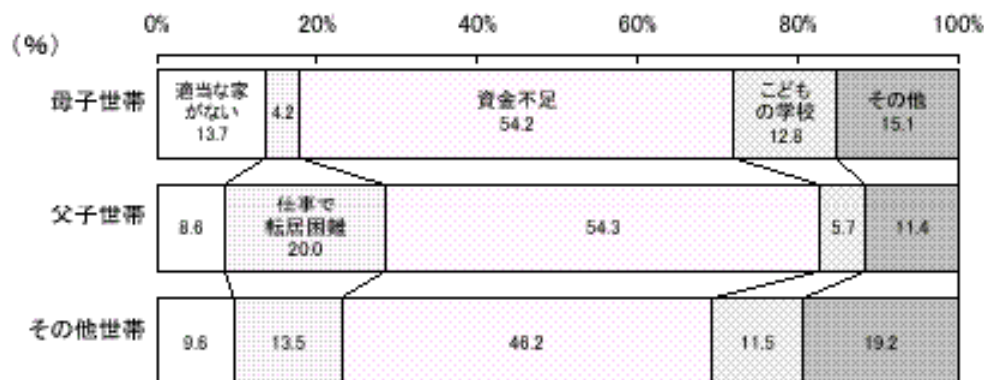
(3) - 3 現実に住まいを変わる予定の有無



	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
ある	45	11.7	3	9.1	10	16.1
ない	339	88.3	30	90.9	52	83.9
総計	384	100.0	33	100.0	62	100.0

転宅希望者に実際の転宅予定を尋ねたところ実際に予定があると答えたのは、母子世帯で12%、父子世帯で9%、その他世帯で16%であった。住宅に対して、様々な不満を持ちながらも、現実には思うようにはいかない実情がうかがえる。

(3) - 4 変わらない理由

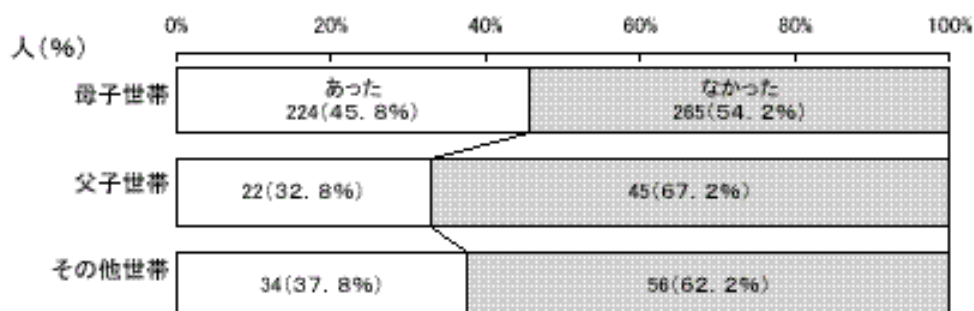


	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
適当な家が見つからない	49	13.7	3	8.6	5	9.6
仕事の関係で転居が難し	15	4.2	7	20.0	7	13.5
転居資金が不足している	194	54.2	19	54.3	24	46.2
子どもの学校の問題	46	12.8	2	5.7	6	11.5
その他	54	15.1	4	11.4	10	19.2
総数	358	100.0	35	100.0	52	100.0

転宅希望なしと回答した世帯に、転宅できない理由を尋ねたところ、各世帯共通して資金不足をあげていた。希望する住宅の種別のトップが持ち家であったことからもうかがえる。資金以外の理由としては、母子世帯が子どもの学校を大きな理由とあげており、転校等に配慮する母親の思いがうかがえる数字である。

逆に父子世帯は、仕事の都合をあげており、通勤や勤務の状況が転宅を阻む要因になっているのが特徴的である。

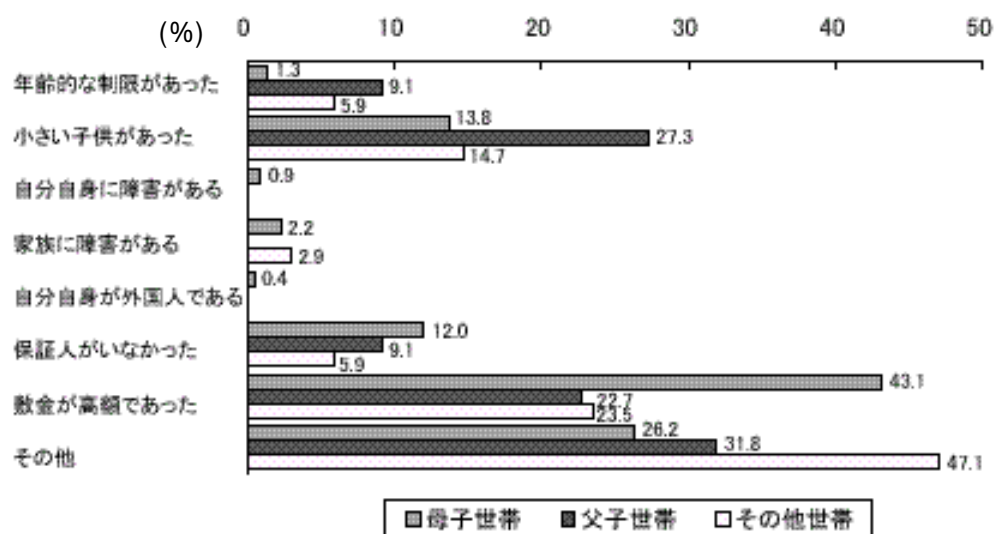
(3) - 5 住宅を探す苦勞の有無



	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
あった	224	45.8	22	32.8	34	37.8
なかった	265	54.2	45	67.2	56	62.2
総計	489	100.0	67	100.0	90	100.0

住宅を探すにあたっての苦勞を尋ねたところ、母子世帯が最も高いポイントを示しており、半数近くが何らかの苦勞があったと回答している。

(3) - 6 苦労した原因



	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
年齢的な制限があった	3	1.3	2	9.1	2	5.9
小さい子供があった	31	13.8	6	27.3	5	14.7
自分自身に障害がある	2	0.9	0	0.0	0	0.0
家族に障害がある	5	2.2	0	0.0	1	2.9
自分自身が外国人である	1	0.4	0	0.0	0	0.0
保証人がいなかった	27	12.0	2	9.1	2	5.9
敷金が高額であった	97	43.1	5	22.7	8	23.5
その他	59	26.2	7	31.8	16	47.1
総数	225	100.0	22	100.0	34	100.0

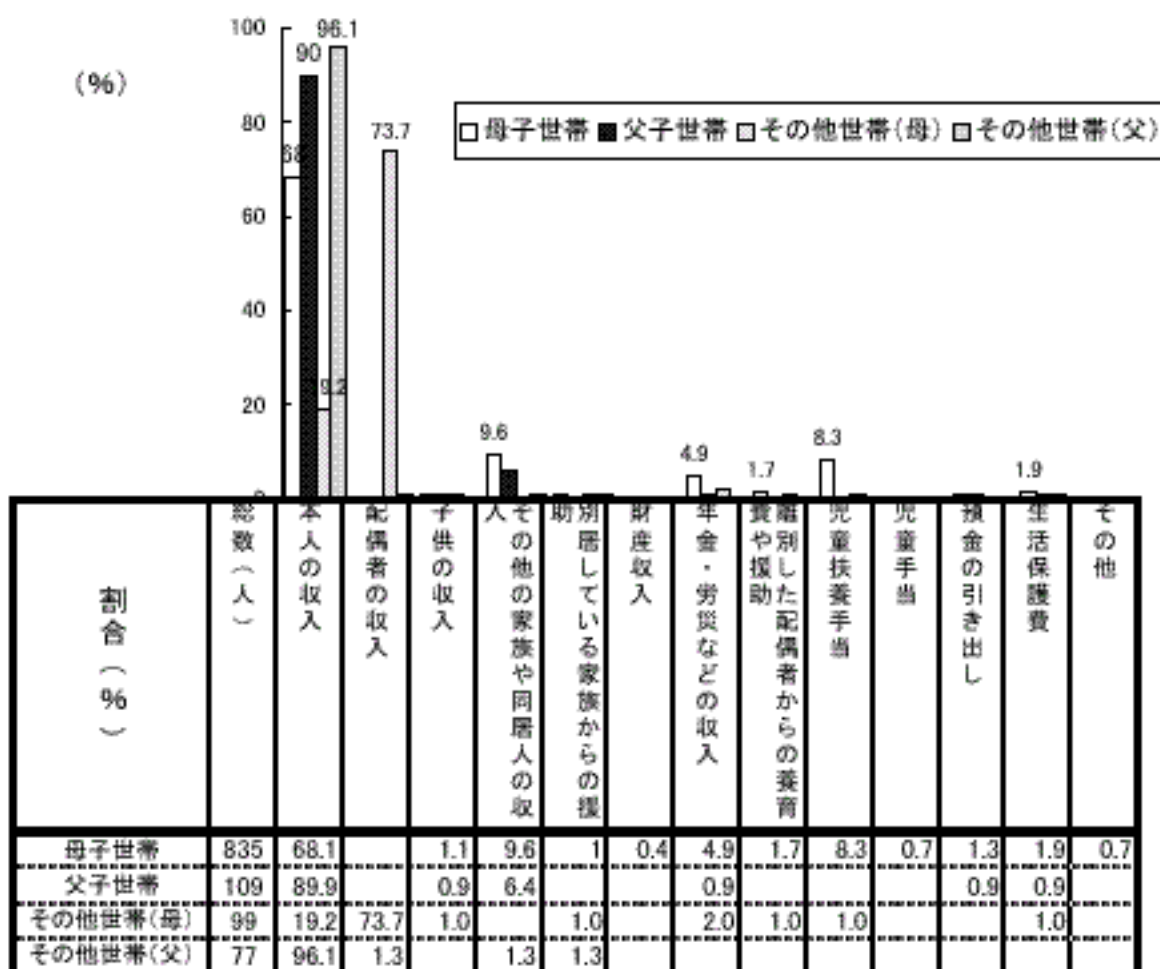
具体的に住居探しに苦労した内容を尋ねてみたところ、母子世帯は圧倒的に「高額な敷金」をあげている。母子世帯の経済状況の厳しさが、住宅探しに影響していることが見てとれる。

父子世帯は子どもが幼いことを理由にあげる人が多く、育児が父子世帯の住宅探しに影響していることがわかる。

家計について

(1) 構成員別世帯収入について

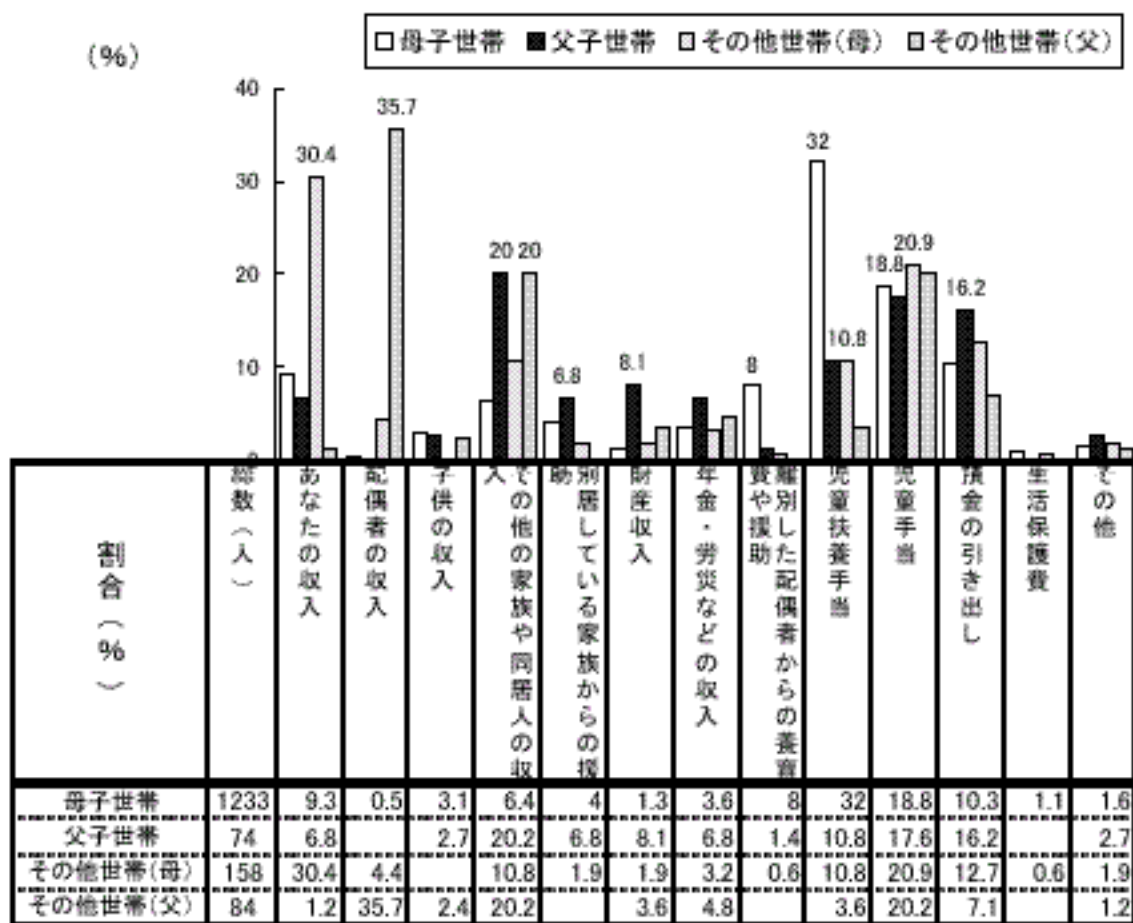
A 主たる収入



世帯の主たる収入について、複数回答で尋ねたところ、母子・父子・その他世帯（父親）は自身の収入がトップであるのはもちろんだが、母子・父子世帯は他の同居親族の収入が2番目にあがっている。

特に母子世帯は児童扶養手当を主たる収入であると回答した世帯が8%強あり、児童扶養手当が母子世帯の生活を支える貴重な収入元であることがわかる。

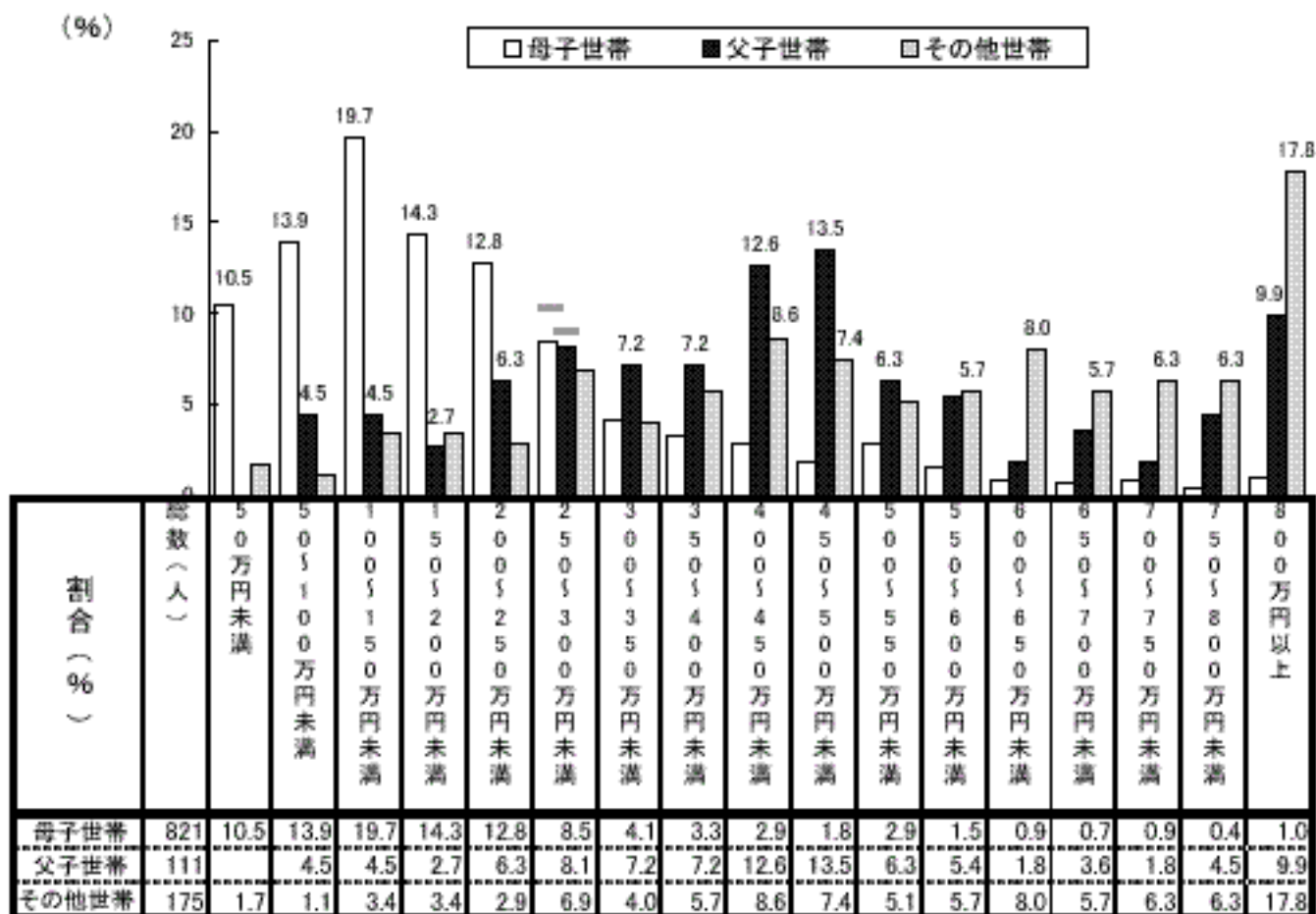
B 従になる収入



主たる収入に対して従になる収入を尋ねたところ、母子世帯では児童扶養手当がトップとなっており、児童扶養手当への依存度の高さがみてとれる。

父子世帯は児童手当や同居親族の収入によって、生計が補われている率が比較的高く、家賃などの財産収入をあげた世帯も8%あった。

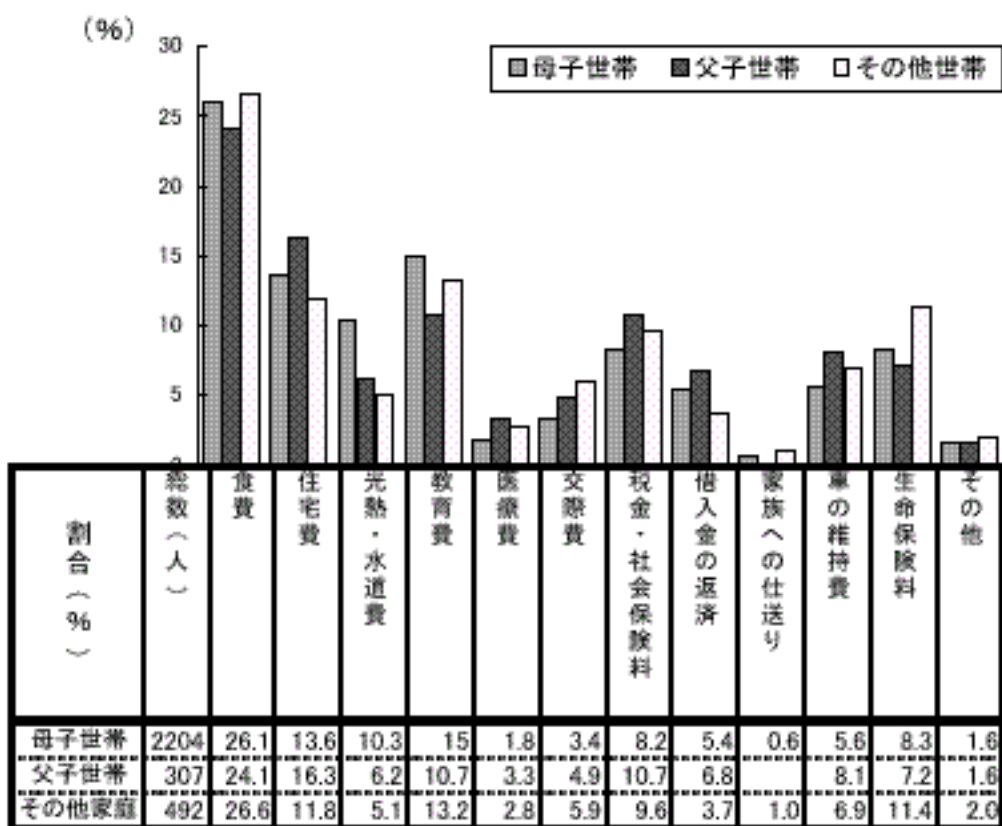
(2) 年間収入



年間の世帯収入について尋ねたところ、母子世帯のうち約10%の世帯が年間50万円未満であり、100万～150万の世帯が20%と最も多い。母子世帯のうち60%弱の世帯が年収が200万円未満までに分布している。

父子世帯の経済状況も厳しく、25%を越える世帯が年収300万円未満であった。

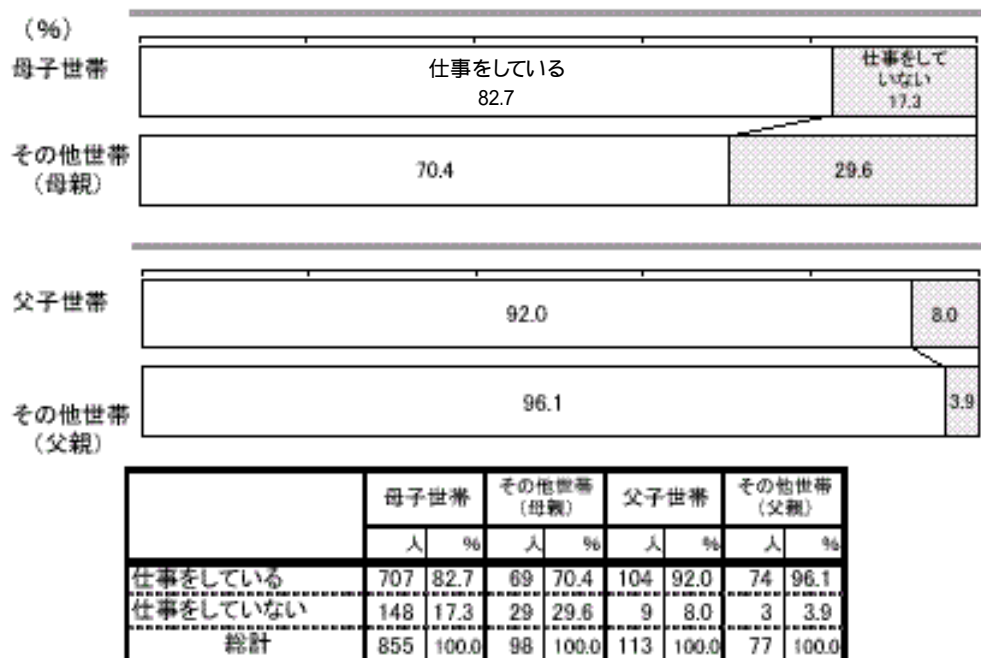
(3) 生活費の中で特に支出の多いもの



生活費の中で特に支出の多いものについて複数回答で尋ねたところ、世帯間での顕著な差違は特にみられなかった。母子・父子世帯は住宅費や借入金の返済等に支出している割合がやや高い傾向が認められた。

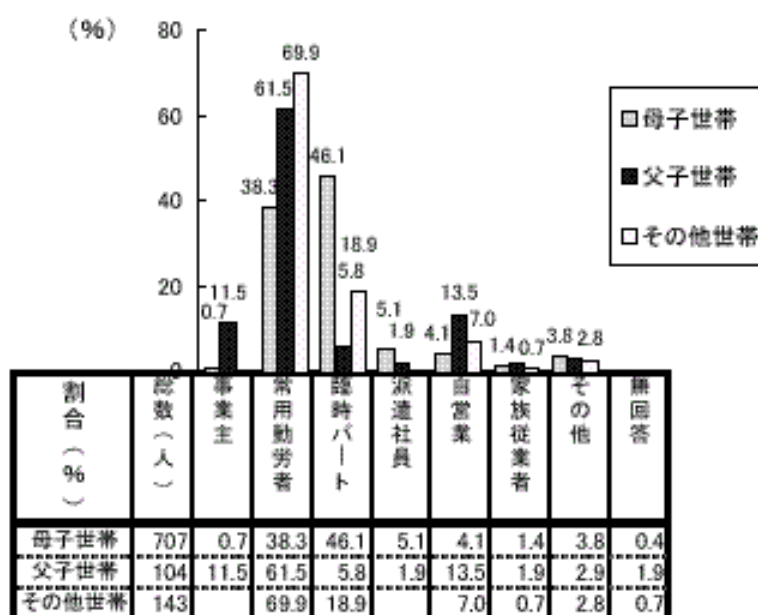
仕事について

(1) 仕事の有無



仕事の有無について尋ねたところ、母子世帯の83%が仕事を持っていた。父子世帯も92%が有職で、その他世帯の父親とほとんど差がなかった。その他世帯の母親の7割も仕事を持っていた。

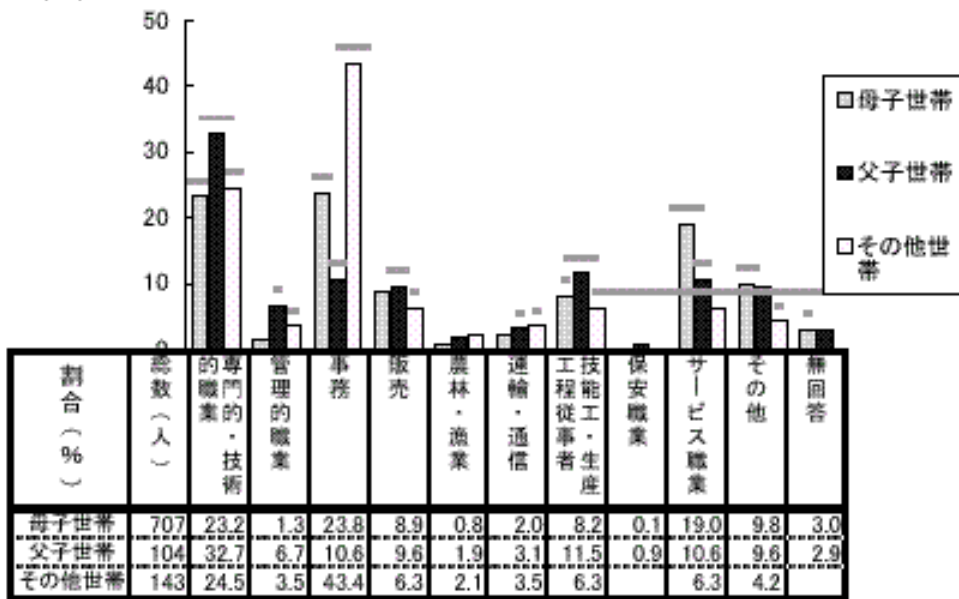
(2) - 1 働き方について



仕事を持っていると回答した人に、働き方について尋ねたところ、母子世帯は臨時・パート就労が46%を占めていた。派遣社員を含めると、母子世帯の過半数が不安定就労で生計を支えており、常用雇用と答えたものは38%にとどまっていた。

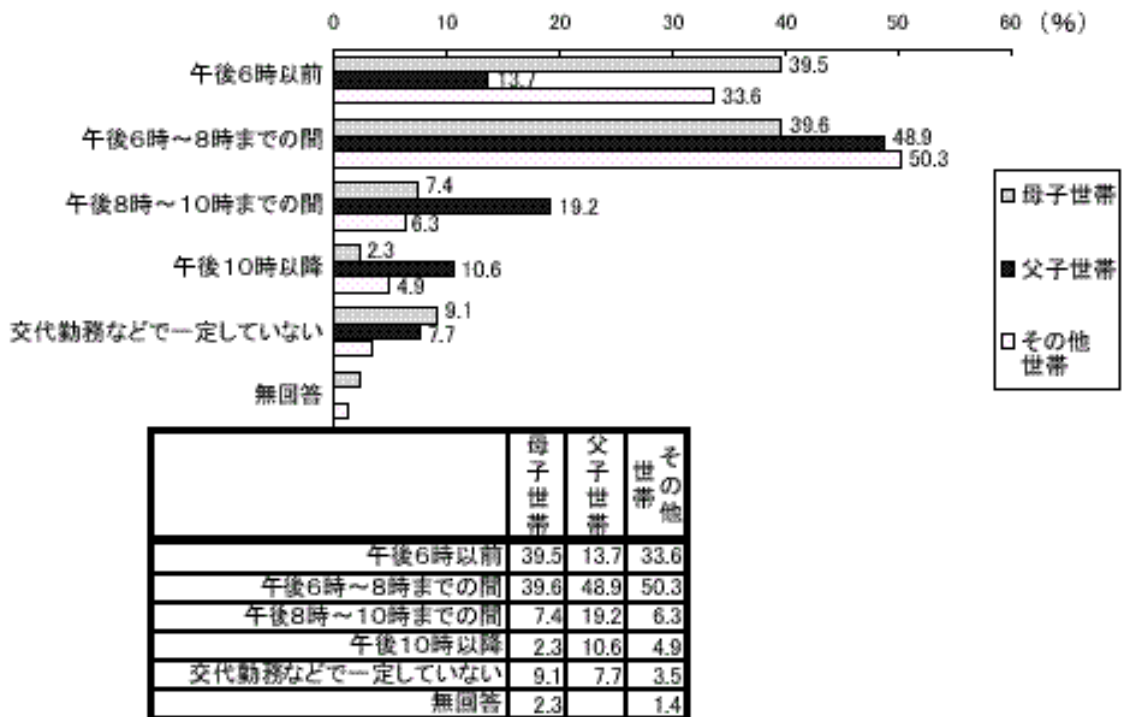
父子世帯が事業主と自営業の計が25%あるのが、母子世帯と対照的であった。

(2) - 2 職種について
(%)



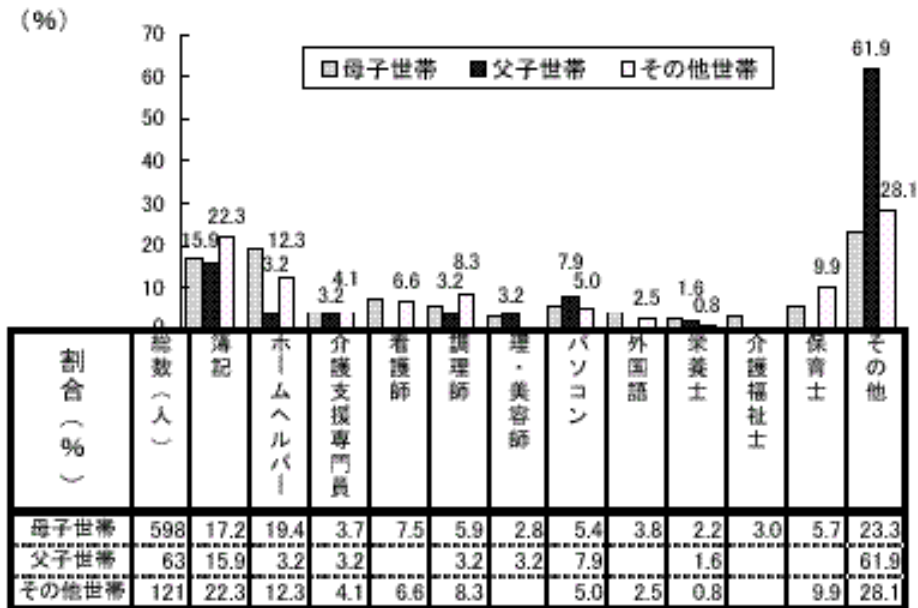
仕事を持っている人に職種について尋ねたところ、母子世帯では事務職とサービス職業への従事率が高く、父子世帯では専門職や技術職、管理的業務に従事する割合が高かった。

(2) - 3 帰宅時間について



有職者に平均的な帰宅時間を尋ねたところ、母子世帯の約40%が午後6時までに帰宅、80%が午後8時までに帰宅していた。父子世帯でも63%が8時までに帰宅しているが、平均的な帰宅時間が10時以降という回答が母子世帯で2%、父子世帯で10%強あり、子どもを育てながら、長時間労働で働いている厳しいひとり親世帯が少なからず存在していることがうかがえる。

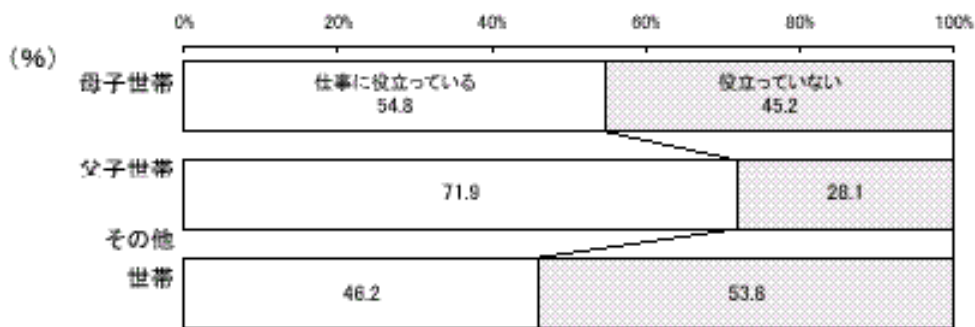
(2) - 4 持っている資格(複数回答)



持っている資格について、複数回答で尋ねたところ、上記の表のとおりであった。母子世帯は、ホームヘルパーに代表される福祉関連職種、ついで簿記の有資格者が多い。

父子世帯はその他が圧倒的に多いが、自由記述欄を見ると、教員、行政書士、弁理士、税理士、土木技師、建築技師、配管工、自動車整備技師、電気技師、薬剤師、臨床検査技師、宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等実に多彩な資格が記載されていた。

(2) - 5 資格が仕事に役立っているか

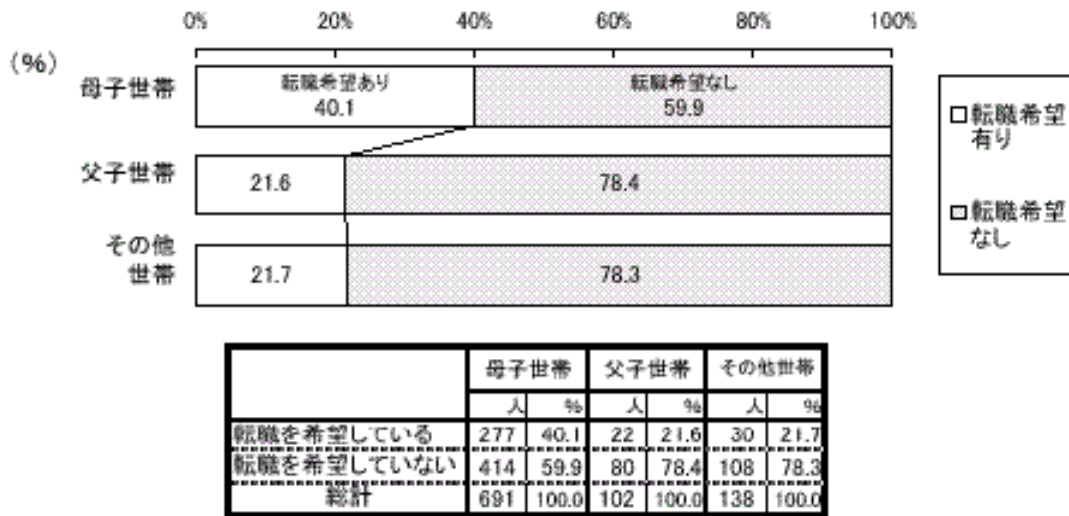


	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
仕事に役立っている	246	54.8	41	71.9	42	46.2
仕事に役立っていない	203	45.2	16	28.1	49	53.8
総計	449	100.0	57	100.0	91	100.0

持っている資格が実際の就業に役立っているか尋ねたところ、母子世帯では55%、父子世帯に至っては72%が実際に役立っていると回答している。

父子世帯の持っている資格は、前項目の自由記述欄で就業に結びつくものが多く、実際の仕事に活かしていることがうかがえる結果となった。

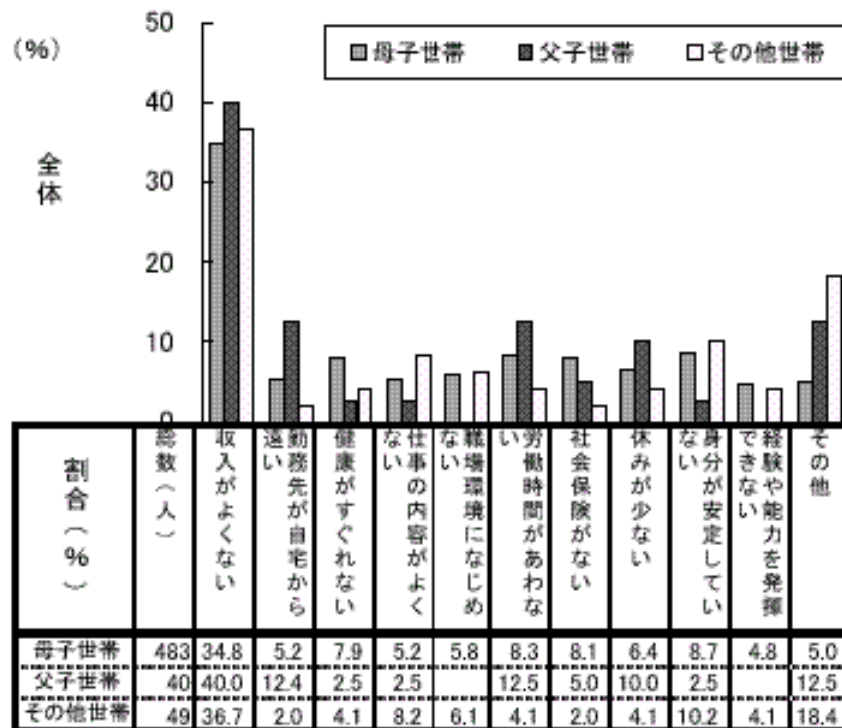
(2) - 6 転職希望の有無



転職希望の有無を尋ねたところ、母子世帯の40%が転職を希望しており、不安定就労の多さが現在の仕事の不満に結びついている様子が見えてくる。

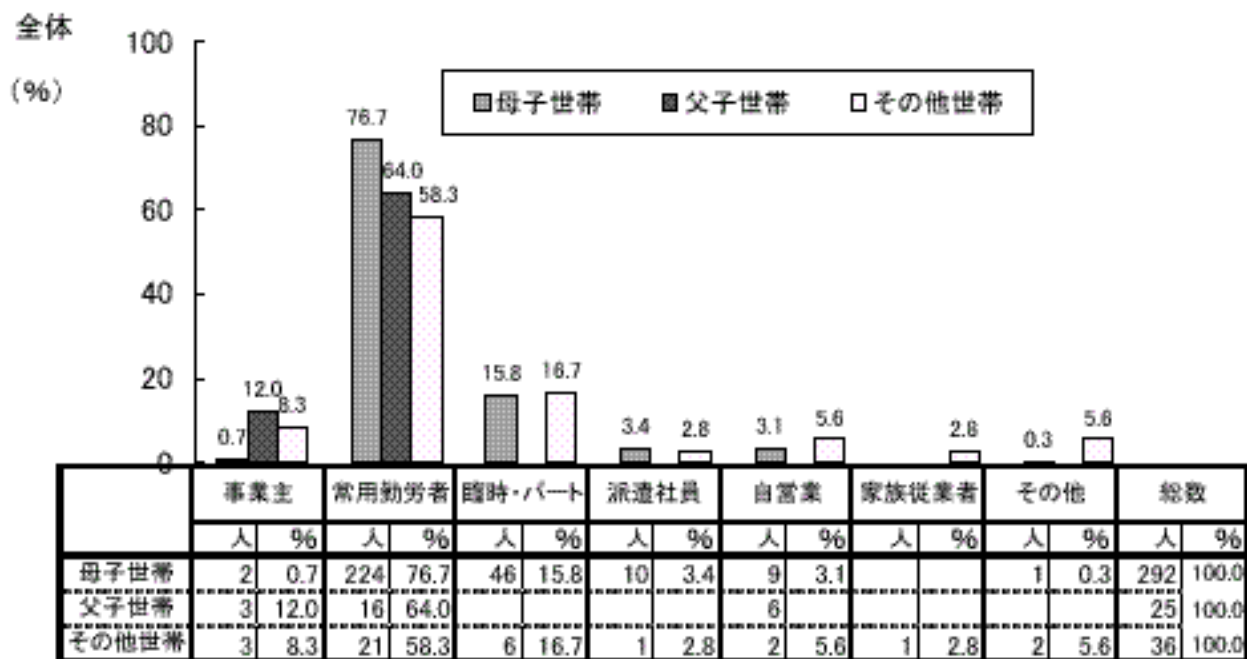
父子世帯とその他世帯は特に差はなく、母子世帯に比べ、職業的には比較的安定していると推察される。

(2) - 7 転職希望の理由



転職希望の理由を尋ねたところ、全ての世帯で「収入がよくない」ことがトップにあげられていた。母子世帯が他の世帯に比べて多かったのは、健康に対する不安(7.9%)、社会保険がない(8.1%)等であった。

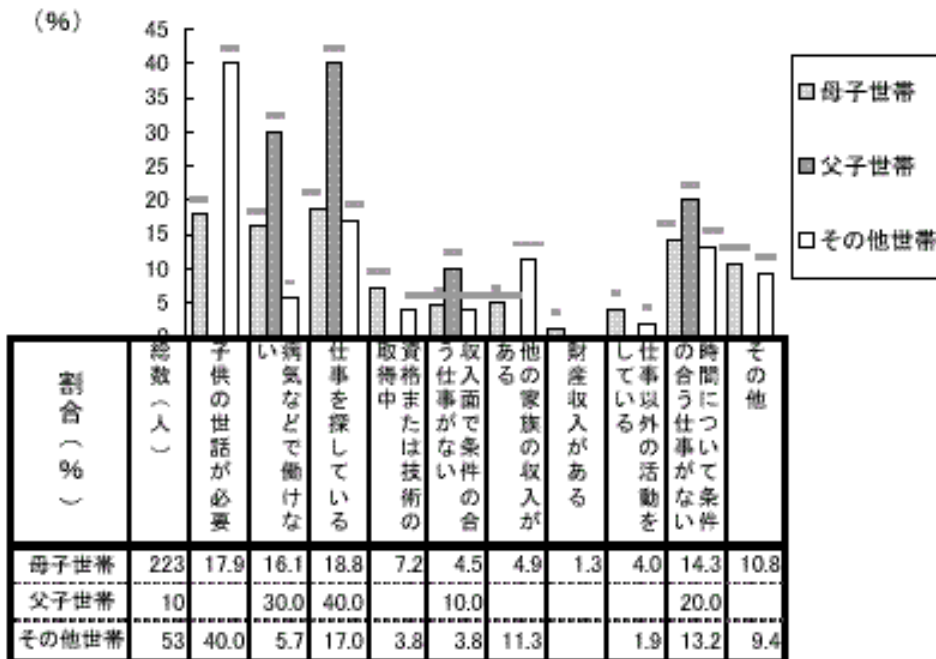
(2) - 8 希望する転職職種



仕事を持っている人のうち、転職希望者に希望する働き方を尋ねたところ、母子世帯の母の76%が常用雇用を希望していた。母子世帯の46%がパート就労という状況の中、安定した雇用を求めている母子世帯の状況がある。

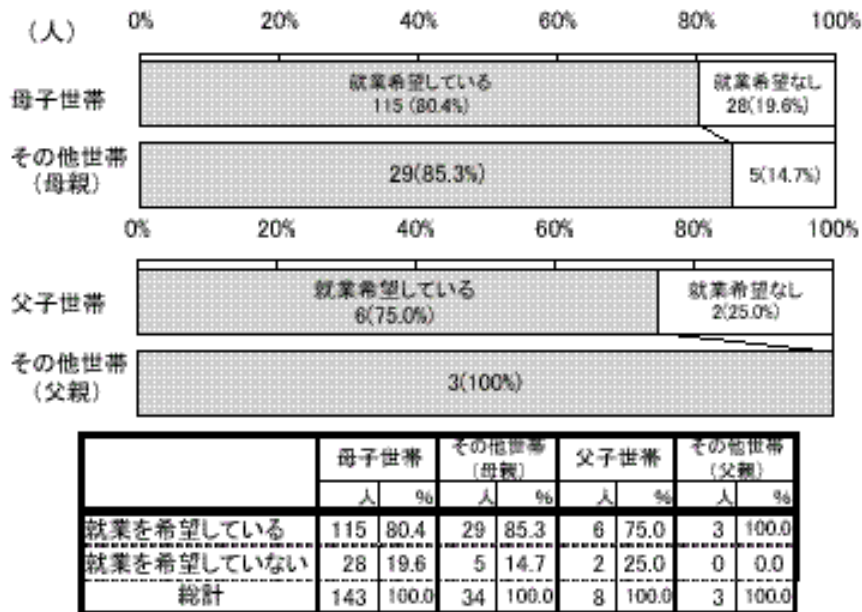
無職の方への質問

(3) - 1 仕事をしていない理由



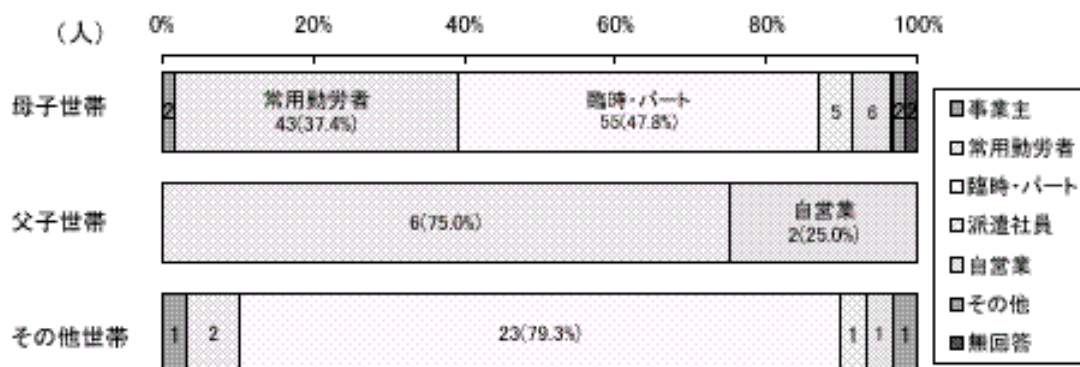
仕事をしていない人にその理由を訪ねたところ、母子・父子世帯とも「仕事を探している」がトップであった。母子世帯は「子どもの世話が必要」が2番目、その次に「病気などで働けない」が続く。父子世帯は2番目に「病気などで働けない」、続いて「条件のあう仕事がない」の順になっており、厳しい雇用状況の中で仕事探しをしているのがみとれる。

(3) - 2 就業希望の有無



仕事をしていない人に就業の希望を尋ねたところ、上記の表のとおりであった。無職者のほとんどが就業を希望しているが、母子・父子世帯の方が、その他世帯に比べて就業希望の割合が低いのは、前項目で「病気等で働けない」という選択項目が多かったことと関連していると思われる。

(3) - 3 希望する働き方

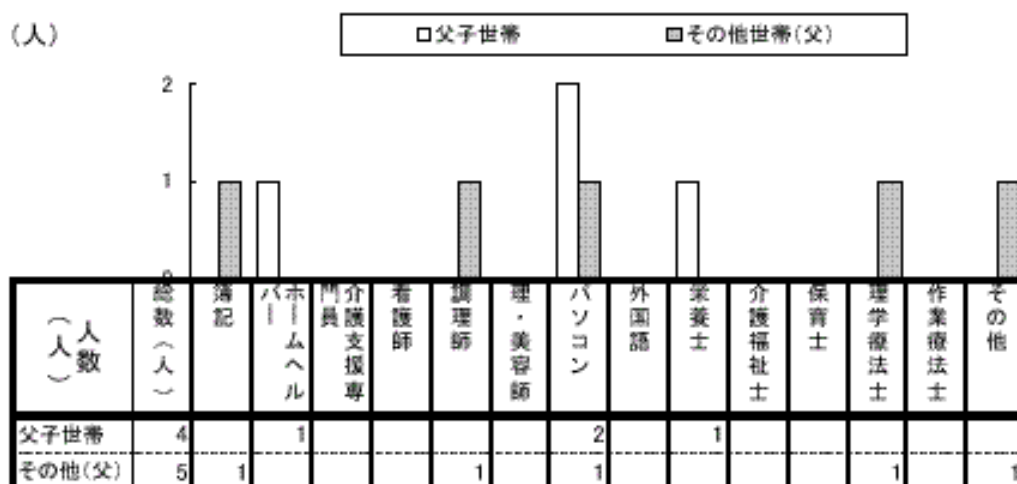
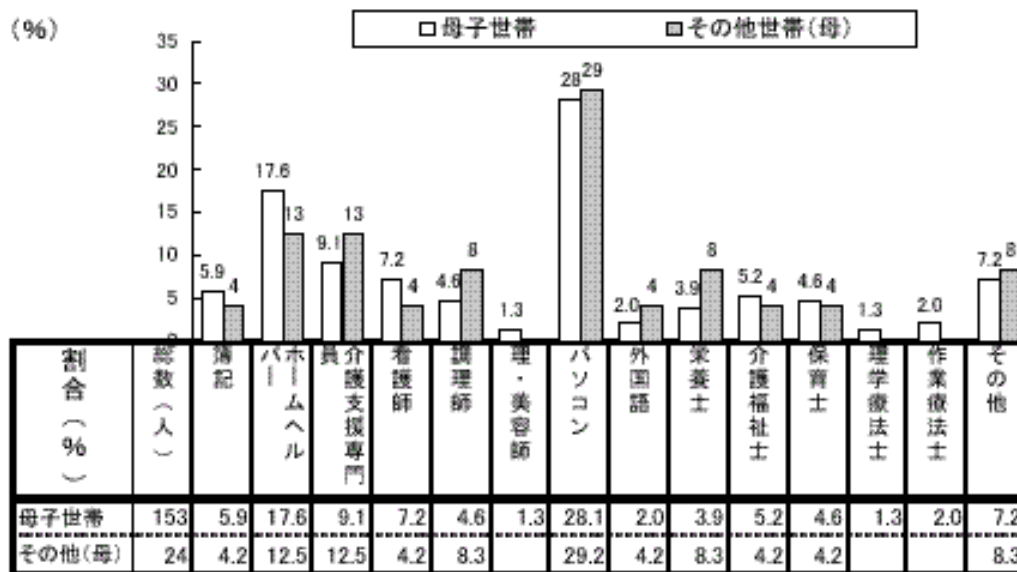


	母子世帯		父子世帯		その他世帯	
	人	%	人	%	人	%
事業主	2	1.7			1	3.4
常用勤労者	43	37.4	6	75.0	2	6.9
臨時・パート	55	47.8			23	79.3
派遣社員	5	4.3			1	3.4
自営業	6	5.2	2	25.0	1	3.4
その他	2	1.7			1	3.4
無回答	2	1.7				0.0
総数	115	100.0	8	100.0	29	100.0

就業を希望している人に希望する働き方を尋ねたところ、父子世帯では対象数そのものが8件と少ないが、75%が常用雇用を希望しているのに対し、母子世帯では臨時・パートの希望が常用雇用を10.4%上回っていた。子育てとの時間の兼ね合いの中で、賃金は割高でも長時間労働を強いられる常用雇用より、賃金が低くても時間に余裕のもてる臨時雇用を希望する傾向が強いものと思われる。

その他世帯の臨時・パート希望が多いのは、回答者の大半が子育て中の母親であり、配偶者の収入により生計を営んでいるケースが多かったためである。

(3) - 4 取りたい資格



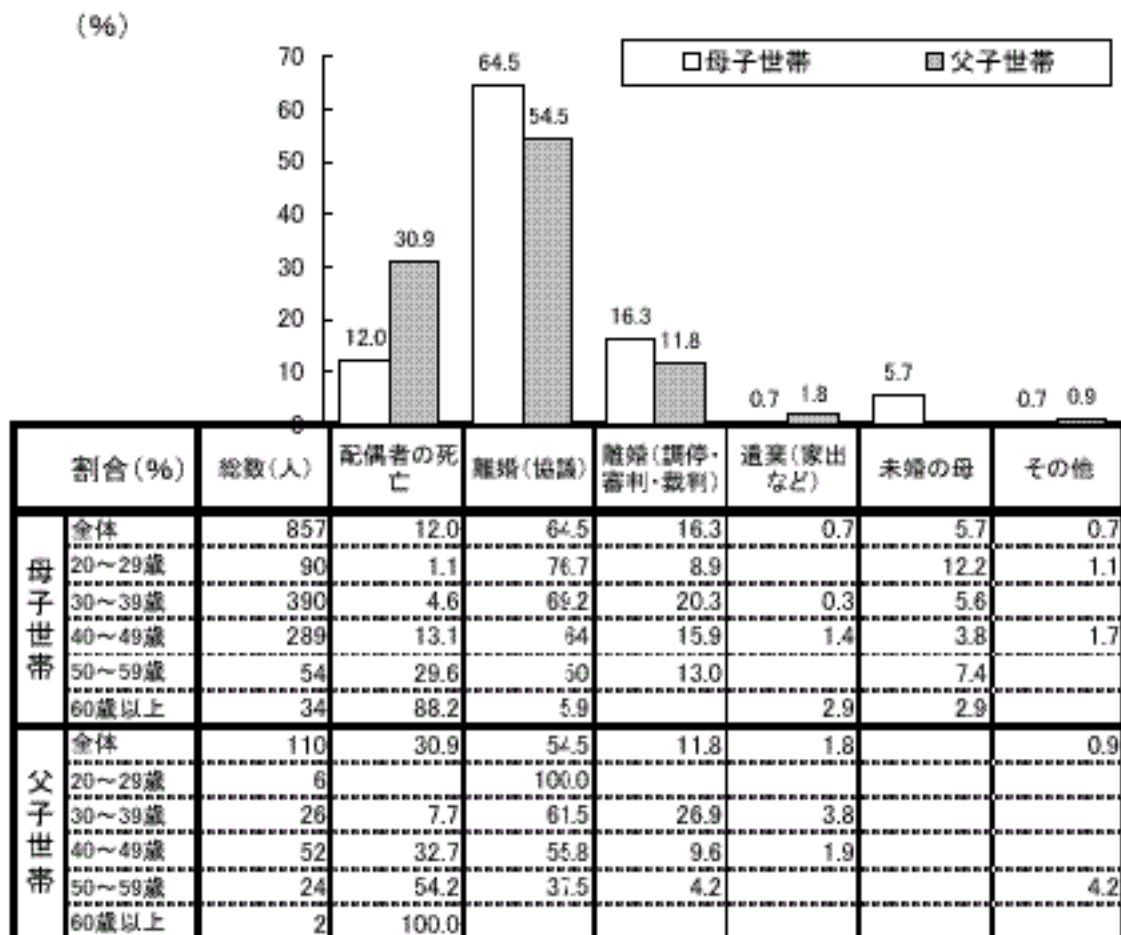
仕事をしていない人に、今後就業していくうえでの取りたい資格を尋ねたところ、すべての世帯でパソコンの希望が最も多かった。様々な職種でIT化が進む中、パソコンが扱えることが必須条件にあげる求人が多いことを反映していると思われる。

母子世帯やその他世帯(母)は、ホームヘルパーや介護福祉士、保育士などの福祉職場の関連資格を希望する人が多い。

父子世帯及びその他世帯(父)は回答者が数人と少ないため、全体の傾向を表しているとはいいがたいため、参考までに人数データの提示に留めておく。

ひとり親家庭

(1) ひとり親になった理由

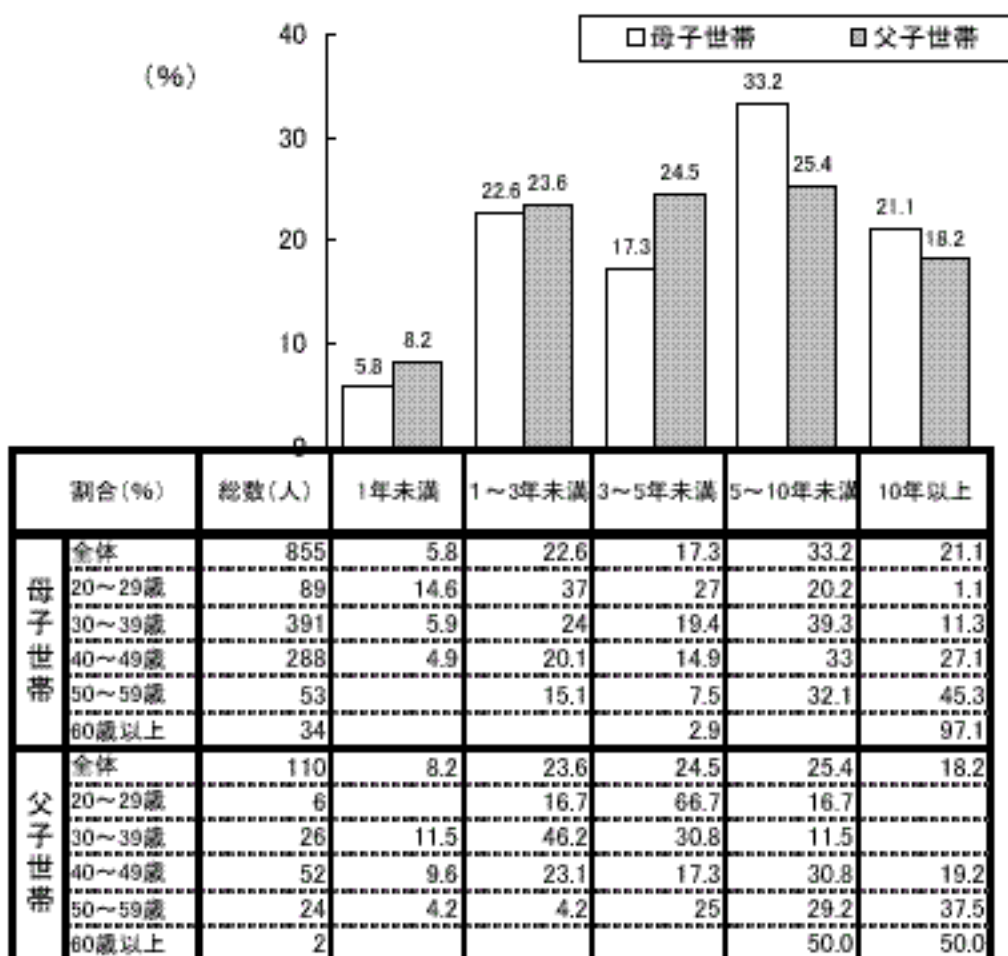


母子・父子世帯にひとり親になった理由を尋ねたところ、離婚（協議及び調停他を含めて）がトップで、母子世帯で80%、父子世帯で66%であった。これを年齢別に見ていくと、母子世帯の60歳以上では離婚が6%弱、死別が90%弱であるのに対し、50歳代では離婚が63%、死別が30%と逆転する。この傾向は年齢が下がるに連れて一層顕著になり、30代では死別5%に対し、離婚が90%となっている。年齢が下がるに連れて離婚の割合が上がる傾向は、父子世帯も同様である。

また、未婚の母の伸びも著しい。母子世帯全体では6%弱にすぎないが、20代に限れば、12%が未婚の母となっており、今後も増加が見込まれる。

その他の欄には、妻もしくは夫の病気及び重度障害等の理由が多く記されていた。

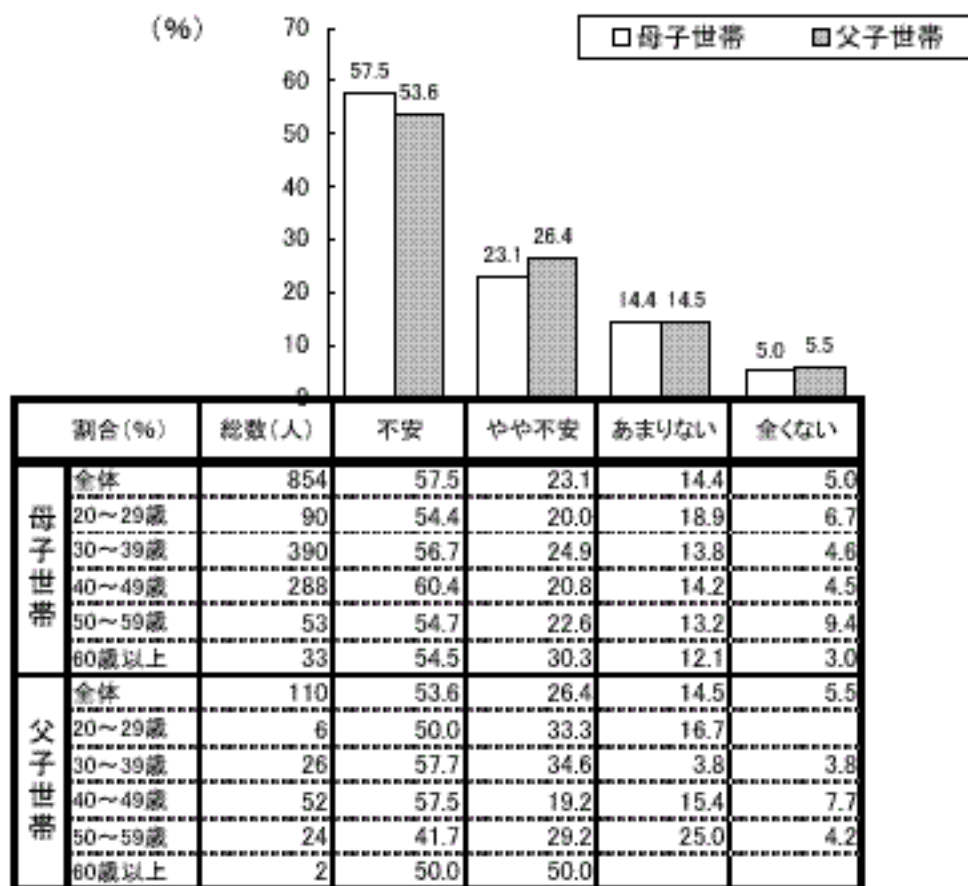
(2) ひとり親になってからの年数



ひとり親になってからの年数について尋ねたところ、母子・父子世帯とも5～10年未満という回答が最も多かった。

特に、ひとり親になって3年未満というのが母子世帯で28%、父子世帯で31%あり、ひとり親世帯の3分の1が、ひとり親という状況になって間もないことがわかる。これらの群は、親の年代が比較的若い層に集中しているため、人生経験があまり無いうちにひとり親になっていることから、これらの層への様々な支援策が必要と思われる。

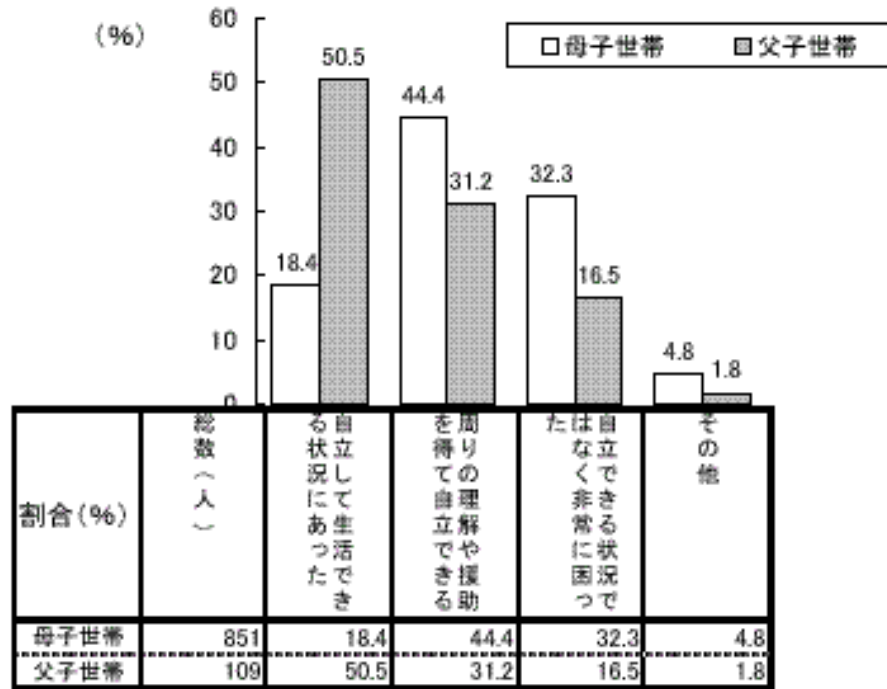
(3) ひとり親になった当時の不安



ひとり親になった直後の不安を尋ねてみたところ、母子・父子世帯ともに「不安」と答えたものが過半数を超えた。「不安・やや不安」を合計すると、母子・父子世帯とも約8割が何らかの不安を感じていたが、逆に「全くない」「あまりない」という答えも20%あった。

離婚が急増し、ひとり親になって間もない若い年代の親が増えている中、親の不安感を払拭していくような支援が必要と思われる。

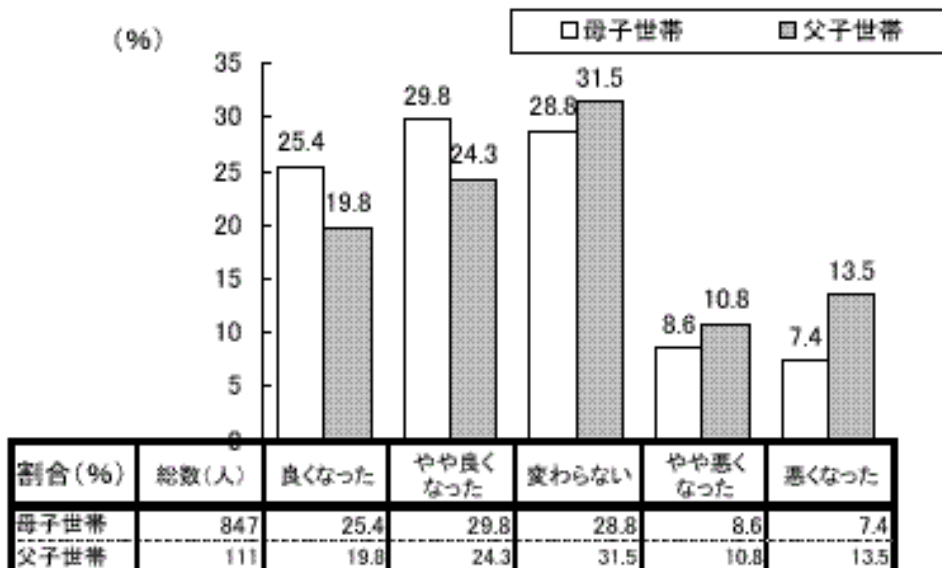
(4) ひとり親になった直後の経済状況



ひとり親になった直後の経済的な状況について尋ねたところ、父子世帯は過半数が自立できる状況であったと回答しているのに対し、母子世帯では18%しかなかった。

母子世帯の32%が自立できない状況であったと回答しており、44%が周囲の援助が必要であったと回答している。

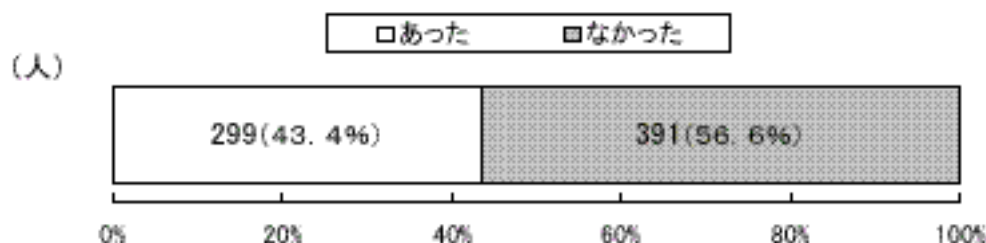
(5) ひとり親になった直後と比較した現在の生活状況



ひとり親になった直後と比較した現在の生活状況を尋ねたところ、母子世帯の55%が「良くなった」及び「やや良くなった」と回答しており、父子世帯の44%を10ポイント以上上回っている。父子世帯は、母子世帯に比べ、「変わらない」「やや悪くなった」「悪くなった」の項目がすべて母子世帯を上回っており、特に「悪くなった」という項目では、母子世帯を倍近く上回っている。

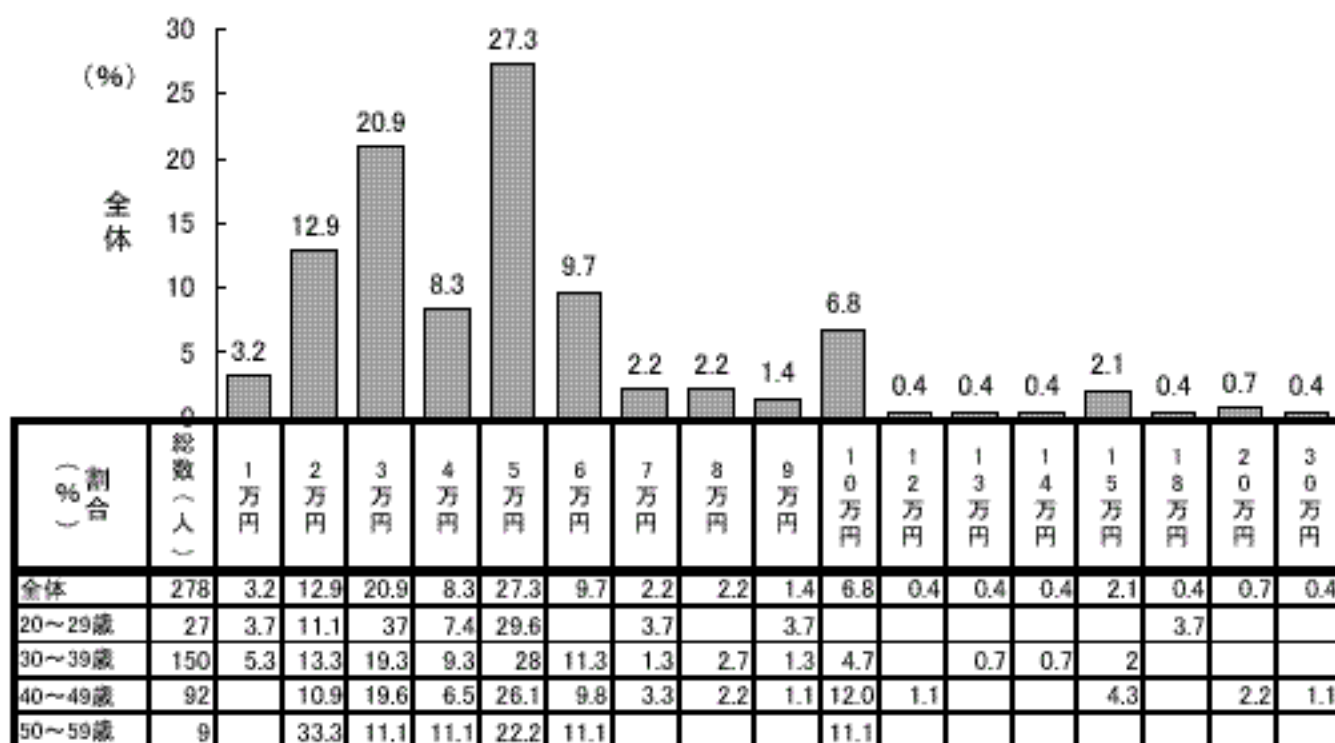
養育費（母子世帯）

（１）養育費の取り決め



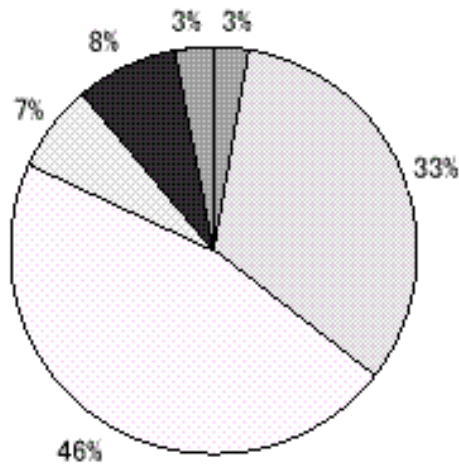
離別によってひとり親になった母子世帯に対して、養育費の取り決めの有無を尋ねたところ、取り決めがあったのは43%で、過半数が取り決めが無かったと回答している。離婚家庭の80%が協議離婚であり、協議離婚では養育費の取り決めをする必要がないため、取り決めないまま離婚するケースが多いためと思われる。

（２）養育費の月額



養育費の取り決めのあったと回答した299人に取り決めた額を尋ねたところ、3～6万が最も多く66%を占めている。こどもの年代が上がるにつれて若干上昇する傾向が見られた。

(3) 養育費の支払期間

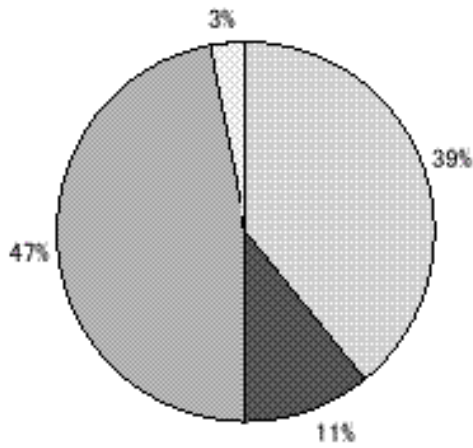


■ 義務教育終了まで	□ 18歳になるまで
□ 20歳になるまで	□ 学校(大学等)を卒業するまで
■ 特に期間を決めていない	■ その他

割合 (%)	総数 (人)	義務教育終了まで	18歳になるまで	20歳になるまで	学校(大学等)を卒業するまで	特に期間を決めていない	その他
全体	298	2.7	32.9	46.5	7.0	8.1	3.0
20~29歳	31	3.2	19.4	61.3	3.2	12.9	
30~39歳	160	1.9	39.4	44.4	4.4	7.5	2.5
40~49歳	97	4.1	26.8	45.4	12.4	7.2	4.1
60歳以上	1		100.0				

養育費の取り決めがいつまでなのか尋ねたところ、20歳までというのが最も多く、全体の46%を占めている。ついで18歳までの32%で、この合計で8割近くを占める。特に期間を決めていないというのも8%あった。

(4) 養育費の支払い状況



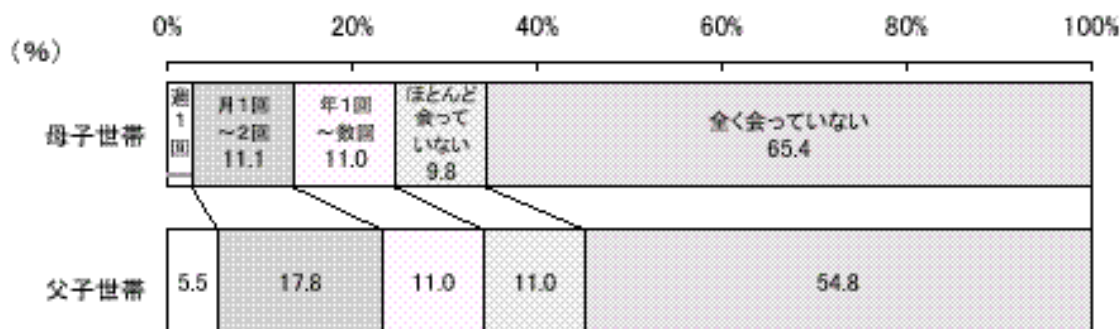
□ 支払われている
■ 支払われなかったり支払われなかったり
□ 支払われていない
□ その他

割合 (%)	総数 (人)	支払われている	支払われなかったり支払われなかったり	支払われていない	その他
全体	302	39.1	10.9	47.0	3.0
20~29歳	31	51.6	12.9	32.3	3.2
30~39歳	163	41.7	11.0	44.2	3.1
40~49歳	98	33.7	10.2	53.1	3.1
50~59歳	10	10.0	10.0	80.0	

養育費の支払い状況について尋ねたところ、支払われていると回答したのは39%で、不規則な支払いを含めても養育費が支払われている人は50%であった。離婚母子世帯のうち、養育費の取り決めのあったのが44%、取り決めのあったうち、支払われているのは50%であり、離婚母子世帯の22%しか養育費を受け取っていないという結果となった。

取り決めのあったうち、47%は全く支払われていないと回答しており、養育費の履行が困難な状況が見てとれる。

(5) 別れた配偶者と子どもとの面会回数



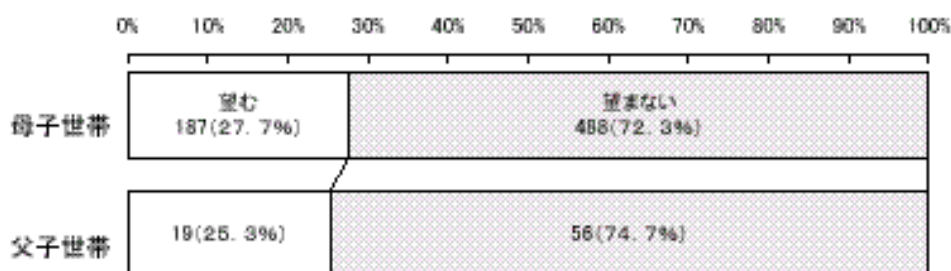
割合 (%)	総数 (人)	週1回	月1回~2回	年1回~数回	ほとんど会っていない	全く会っていない
母子世帯	693	2.7	11.1	11.0	9.8	65.4
父子世帯	73	5.5	17.8	11.0	11.0	54.8

別れた配偶者と子どもがどの程度会っているか尋ねたところ、母子世帯の65%が全く会っていないという回答であった。ほとんど会っていないと回答した分まで含めると75%が別れた配偶者（子どもにとっての父親）と会っていない。月1~2回以上会っているのは全体の14%弱しかなく、養育費の支払いの低さと比例する形になっている。

父子世帯の方がやや会う頻度は高くなるが、それでも過半数の55%の子どもたちが別れた母親と全く会っていない。

親の事情により、父親もしくは母親と自由に会えていない子ども達の現状が浮かびあがってくる。

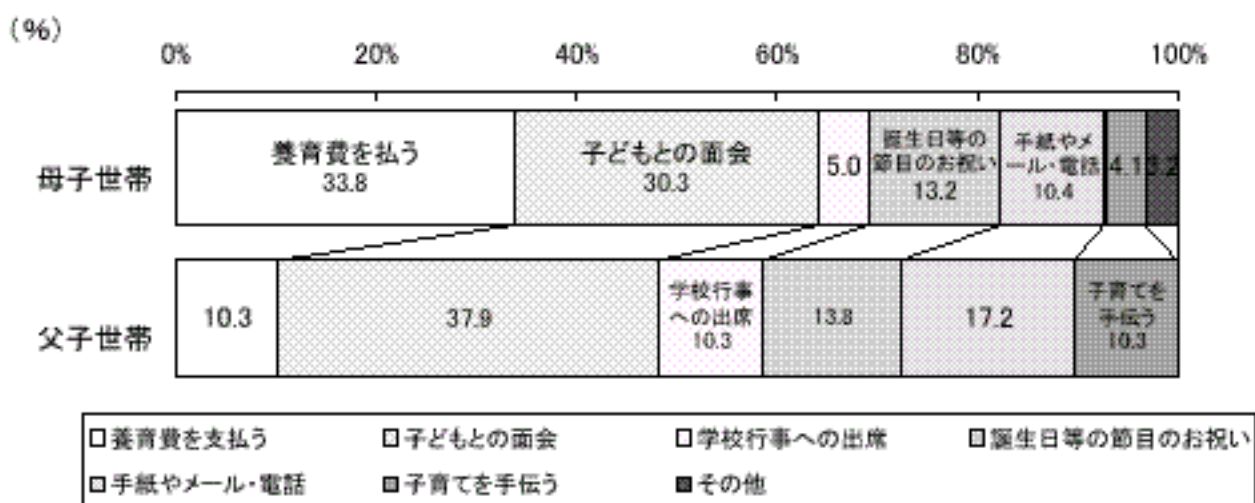
(6) 別れた配偶者と子どもとの関わりの希望



(割合)	母子世帯		父子世帯	
	人	%	人	%
関わりを望む	187	27.7	19	25.3
関わりを望まない	488	72.3	56	74.7
総計	675	100.0	75	100.0

別れた配偶者と子どもとの関わりを望むかを尋ねたところ、母子72%、父子世帯75%が望まないと回答しており、別れた配偶者と子どもとの関わりを望まない親が圧倒的に多かった。

(7) 別れた配偶者と子どもの希望する関わり方



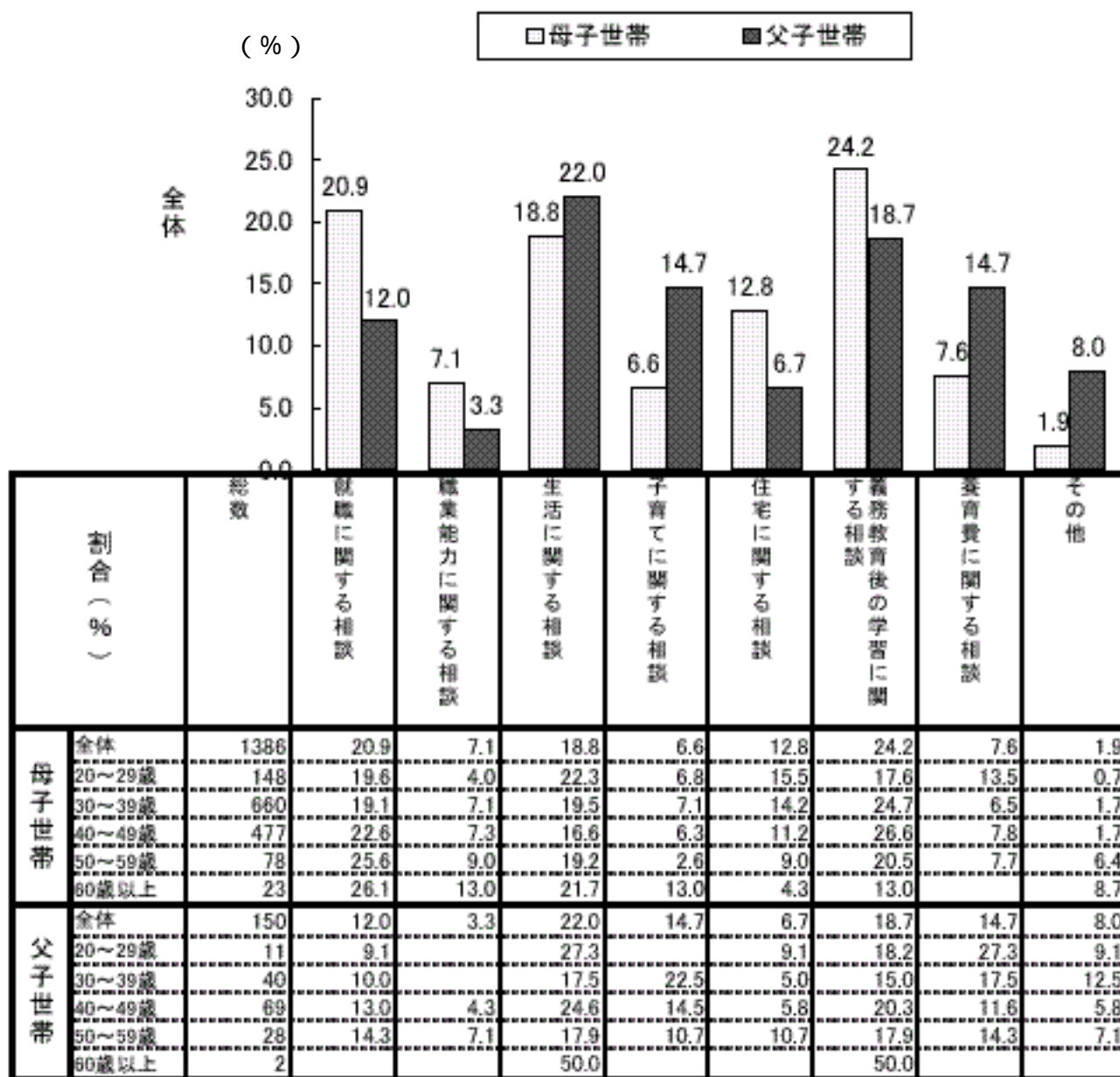
割合 (%)	総数 (人)	養育費を支払う	子どもとの面会	学校行事への出席	誕生日等の節目のお祝い	手紙やメール・電話	子育てを手伝う	その他
母子世帯	317	33.8	30.3	5.0	13.2	10.4	4.1	3.2
父子世帯	29	10.3	37.9	10.3	13.8	17.2	10.3	

別れた配偶者と子どもとの関わりを望むと回答した人に、関わり方について複数回答で尋ねたところ、母子世帯は「養育費を支払う」がトップで34%あった。ついで「子どもとの面会」、「誕生日等の節目のお祝い」の順となっている。

父子世帯は、38%が「子どもとの面会」をあげており、ついで「手紙やメール・電話」、「誕生日等の節目のお祝い」をあげており、父子世帯の方が、別れた母親と子どもとの情緒的なつながりを望む傾向が強い。

行政への支援の期待

(複数回答)



行政にどのような支援を期待するか複数回答で尋ねたところ、母子世帯は「義務教育後の学習」がトップで、ついで「就職に関する相談」「生活に関する相談」の順であった。

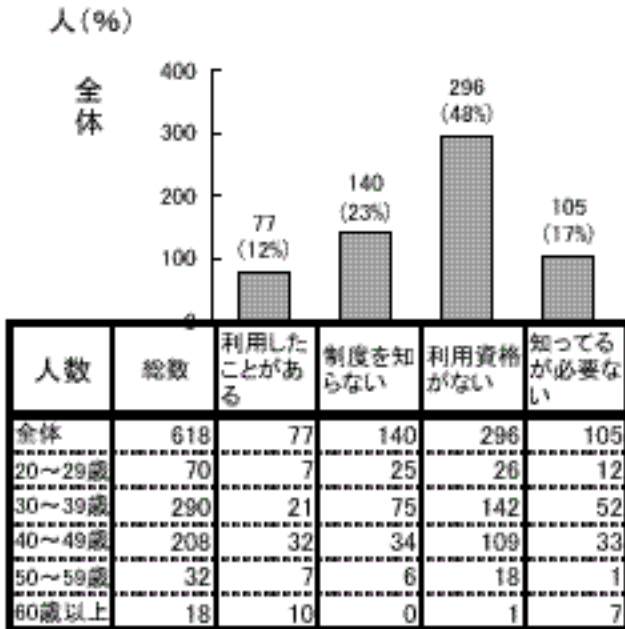
父子世帯は、「生活に関する相談」がトップで、ついで「義務教育後の学習に関する相談」「子育てに関する相談」の順であった。

やはり子どもの教育に関する支援への期待が大きいものと思われる。

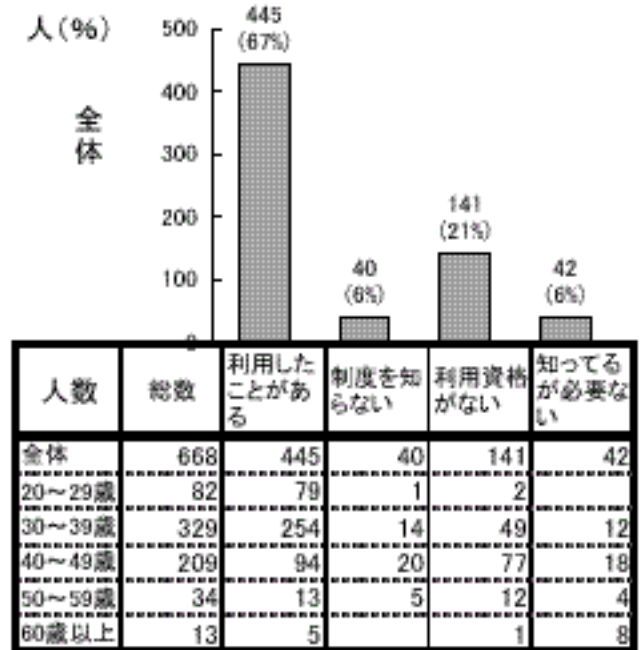
制度の周知度

制度・事業・委員等の利用の有無

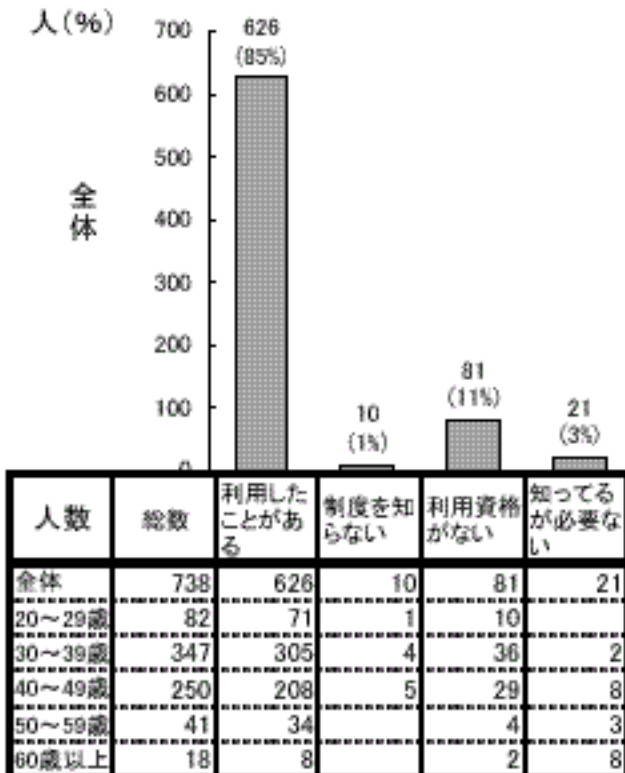
(ア) 年金制度 (遺族年金等)



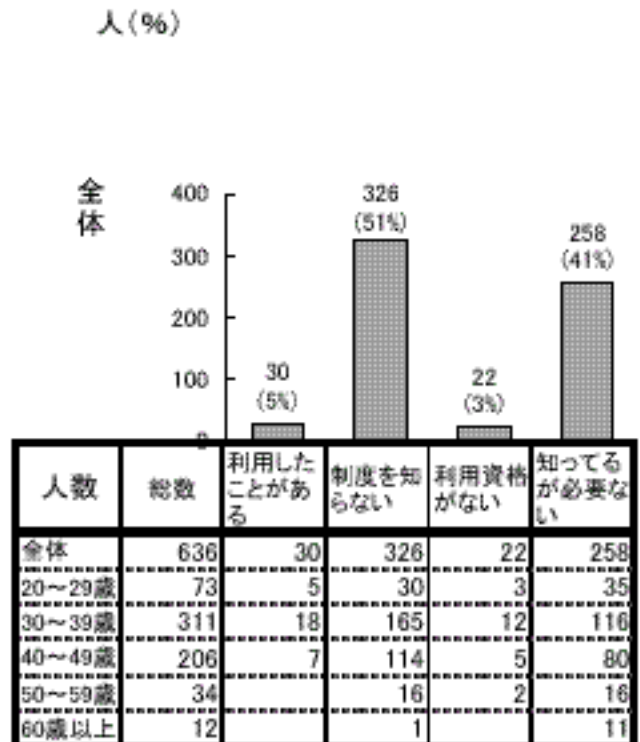
(イ) 児童手当



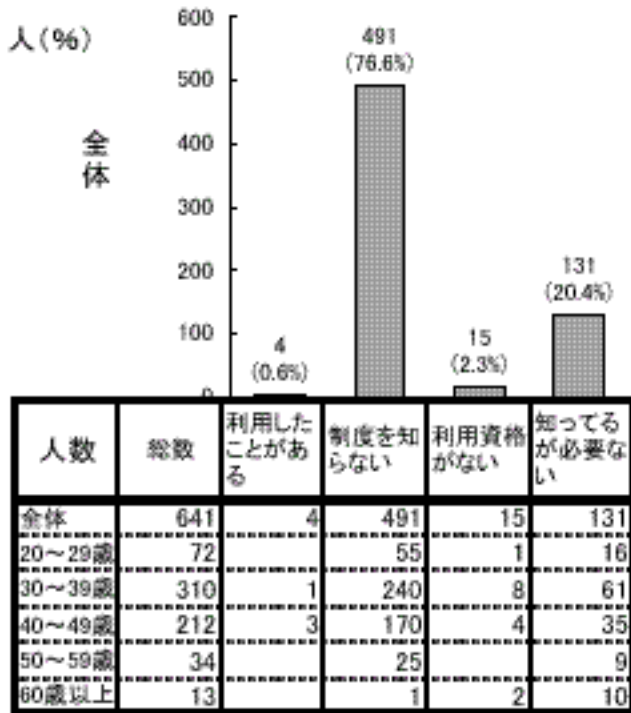
(ウ) 児童扶養手当



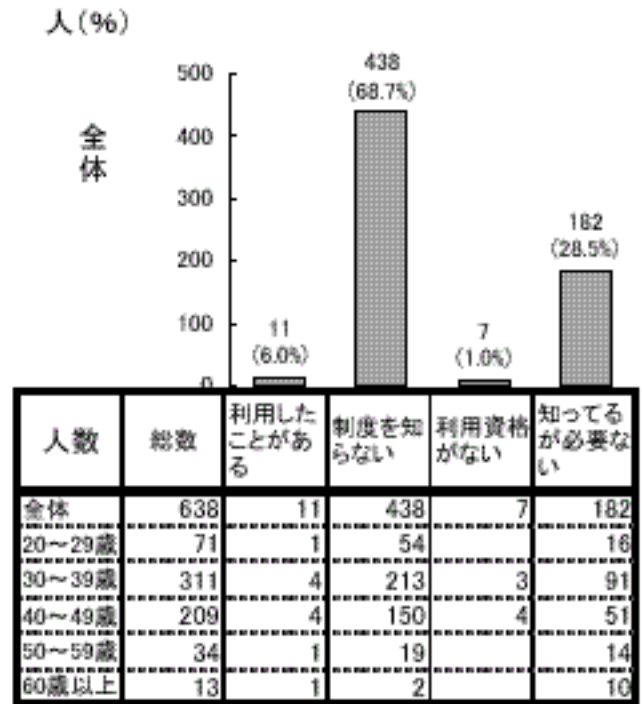
(エ) 県営住宅優先入居



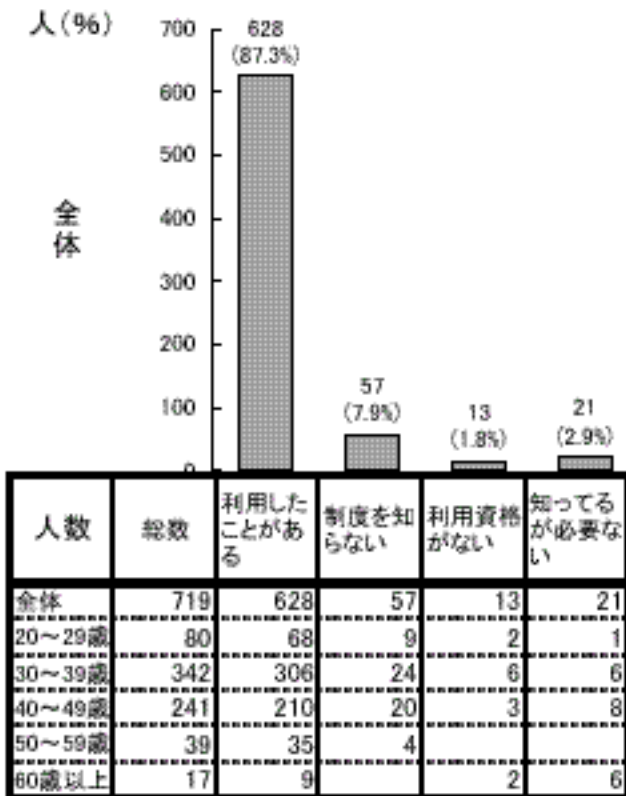
(オ) 日常生活支援事業



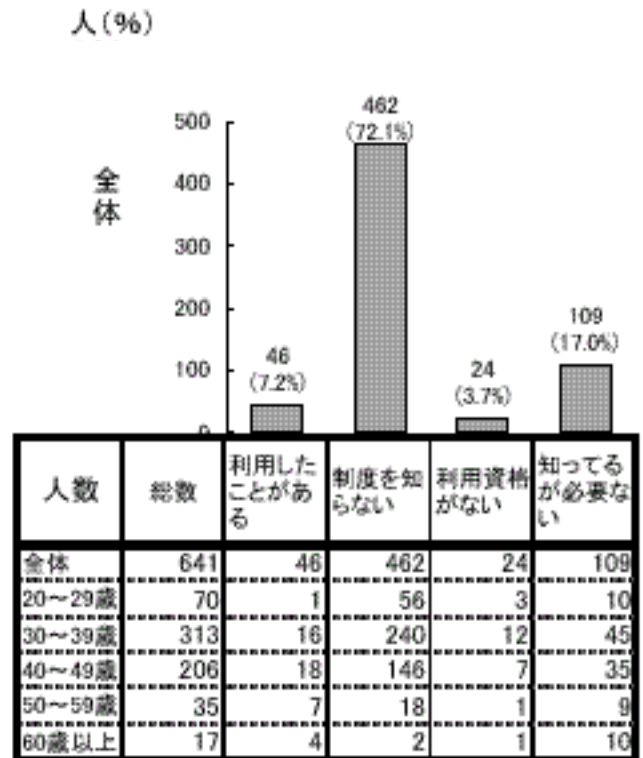
(カ) ショートステイ・トワイライトステイ



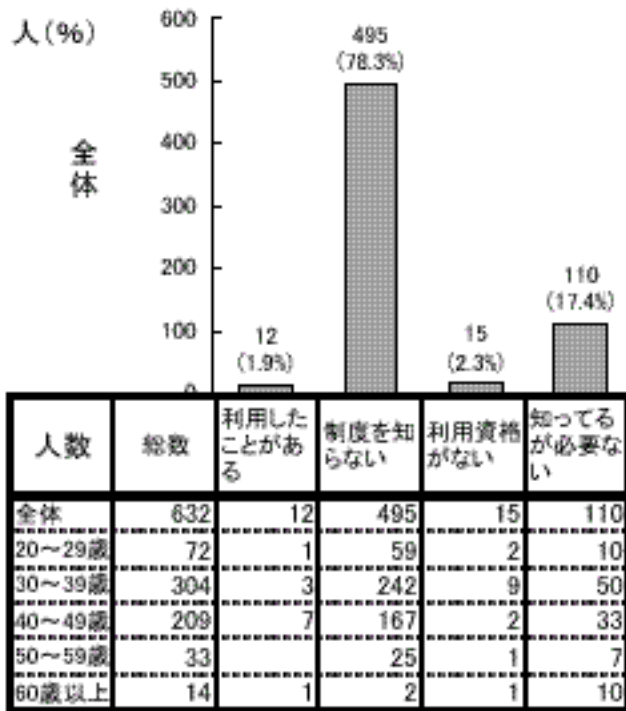
(キ) 母子家庭等医療費助成



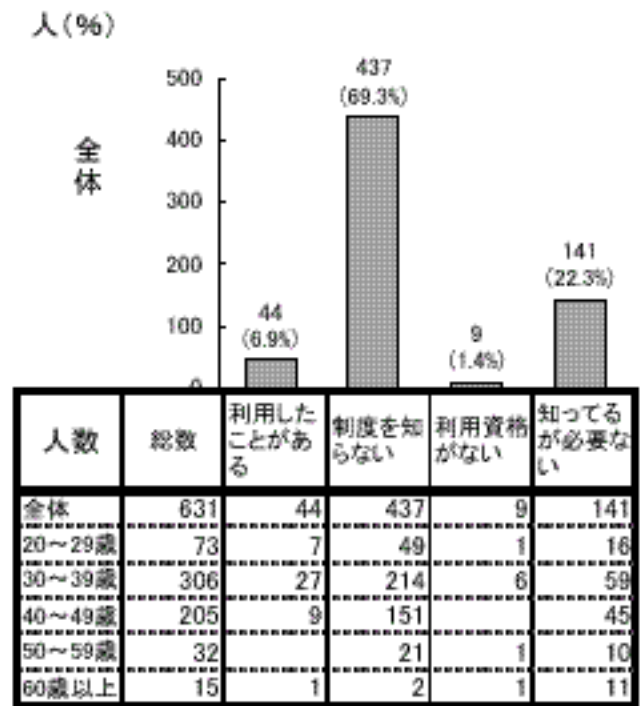
(ク) 母子・寡婦福祉資金



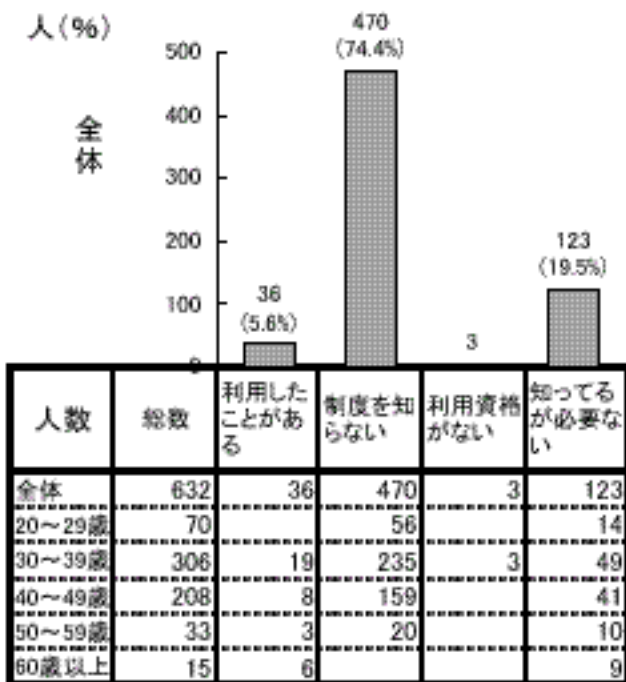
(ケ) 自立支援給付金事業



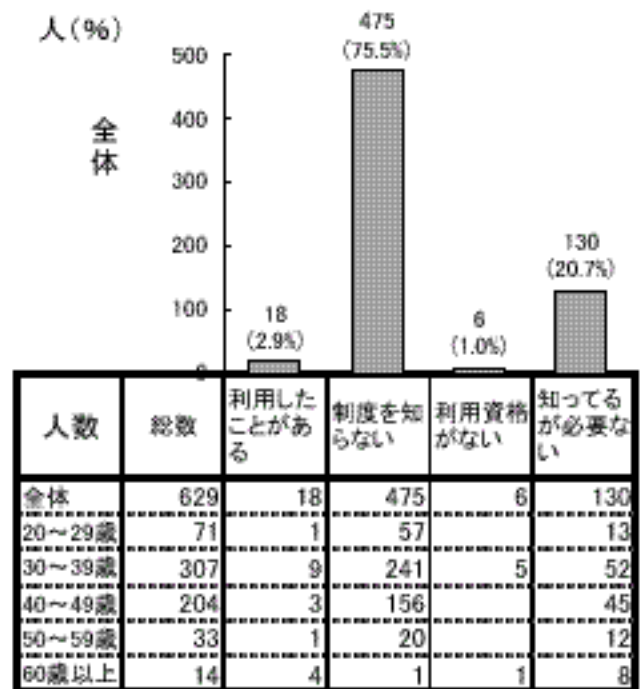
(コ) 母子スマイル・センター
(母子家庭等就業・自立支援センター)



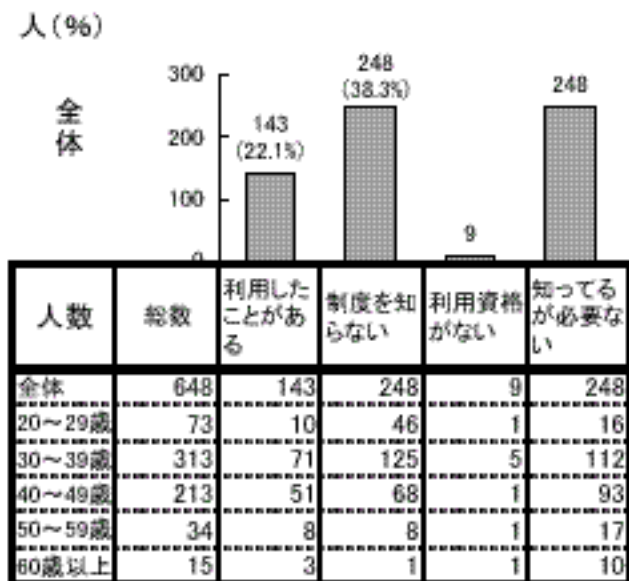
(サ) 母子福祉委員



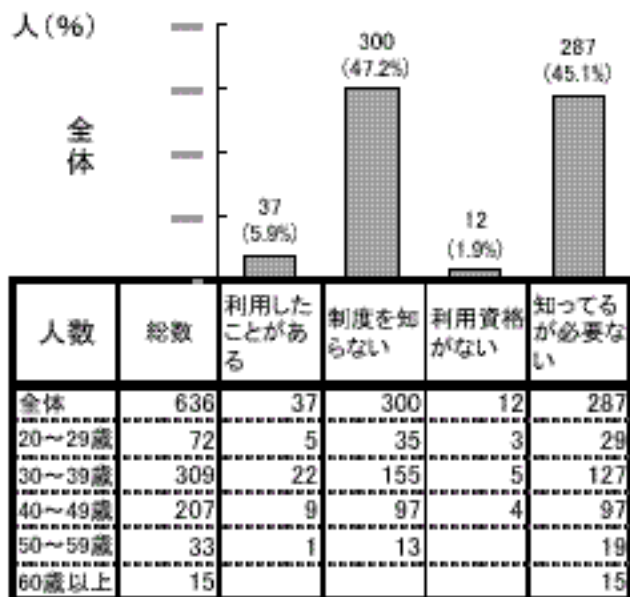
(シ) 母子自立支援員



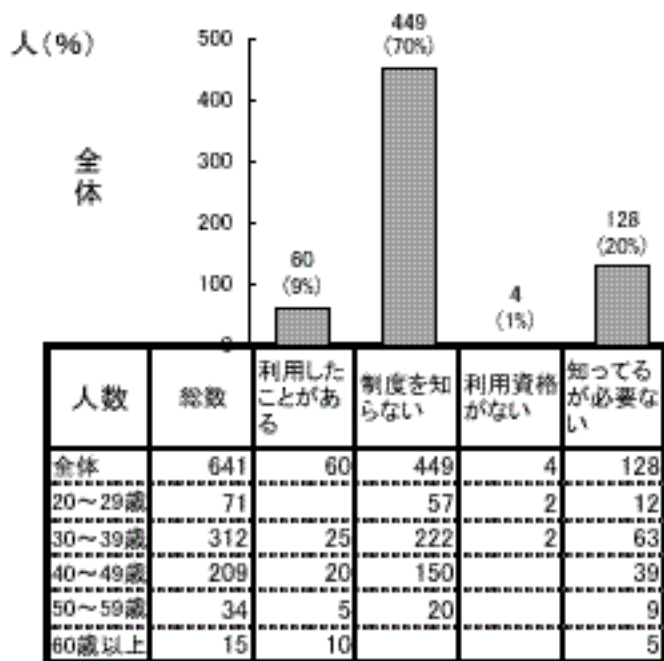
(ス) 民生・児童委員



(セ) 児童福祉施設



(ソ)(社) 母子福祉連合会



母子福祉の制度の周知について、母子世帯を対象に尋ねたところ、上記のような結果となった。周知度の高いのは児童手当、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成であり、利用している割合も高かった。民生・児童委員や児童福祉施設も認知度は高かったが、利用度は低かった。

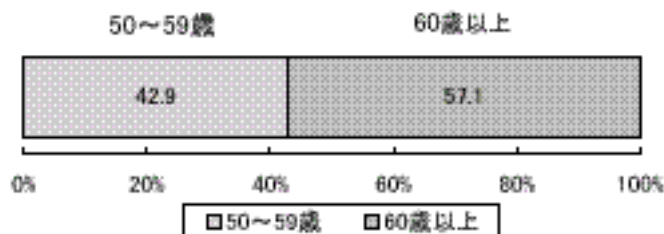
全体として、個人給付的な制度については周知度・利用度ともに高く、相談業務や生活支援、子育て等の支援は周知度、利用度ともに低かった。

また、母子福祉連合会はほとんど認知度がなく、年代が下がるに連れて、低くなっている。

5. 寡婦世帯調査

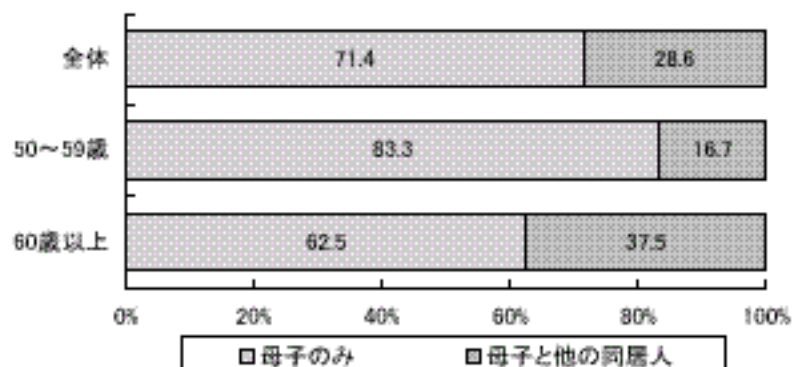
世帯の状況について

(1) 世帯別年齢構成 (%)



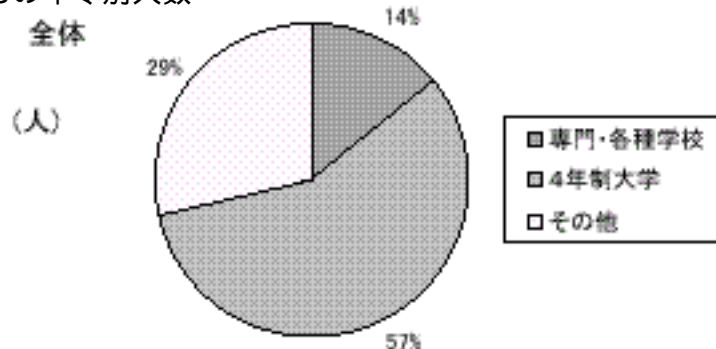
	総数(人)	年齢構成比(%)	平均(歳)	最大(歳)	最小(歳)
合計	14	100.0	61.3	73	51
50~59歳	6	42.9	55.8	57	51
60歳以上	8	57.1	74.5	73	62

(2) 家族との同居の状況 (%)



世帯数	母子のみ	母子と他の同居人	総数
全体	10	4	14
50~59歳	5	1	6
60歳以上	5	3	8

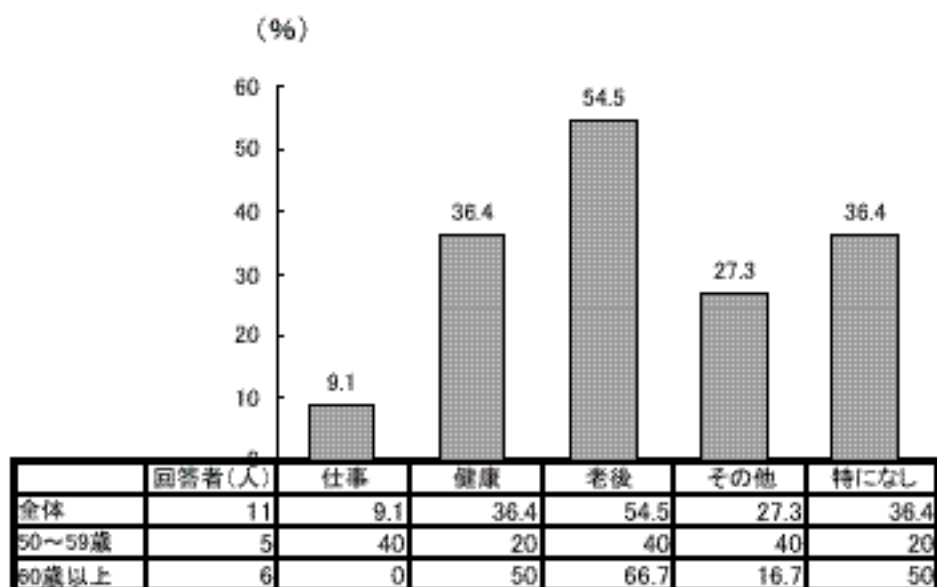
(3) こどもの年齢別人数



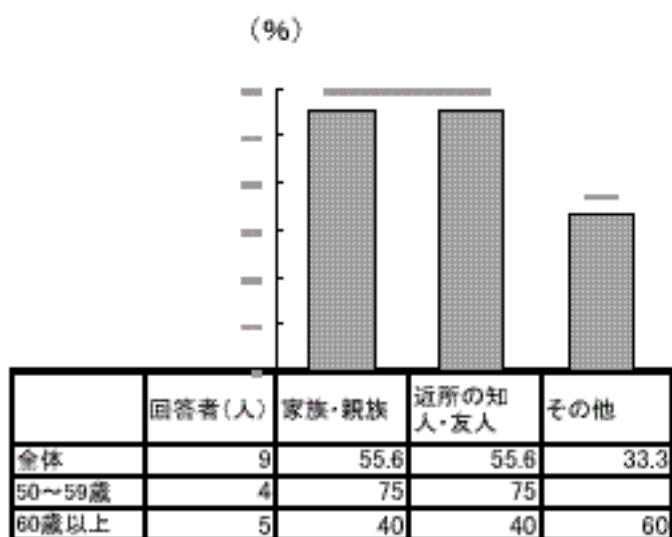
専門学校	4年制大学	その他	総数
1	4	2	7

生活全般について

(1) 寡婦自身の悩み

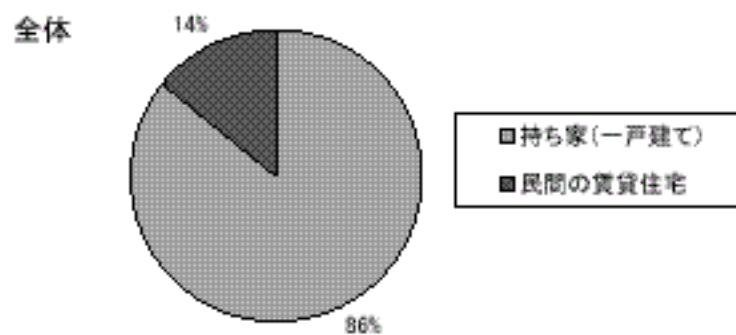


(2) 悩みの相談相手



住宅について

(1) 現在の住宅状況



	回答数(人)
持ち家(一戸建て)	12
民間の賃貸住宅	2
総数	14

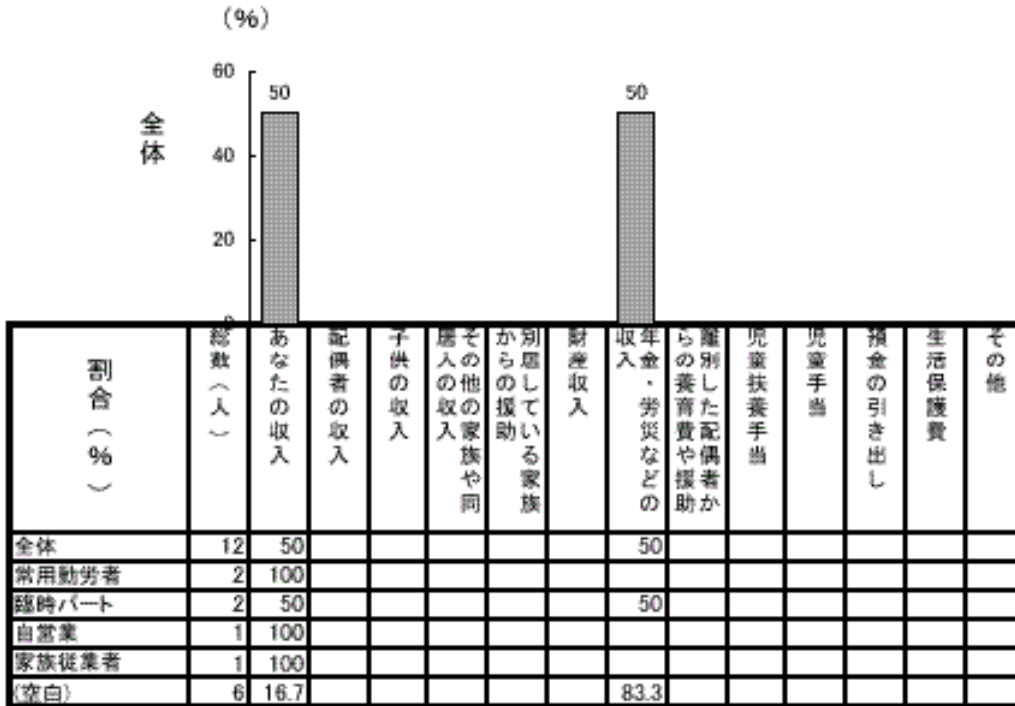
(2) 現在の住まいを変わりたいか

	回答数(人)
変わりたくない	13
無回答	1

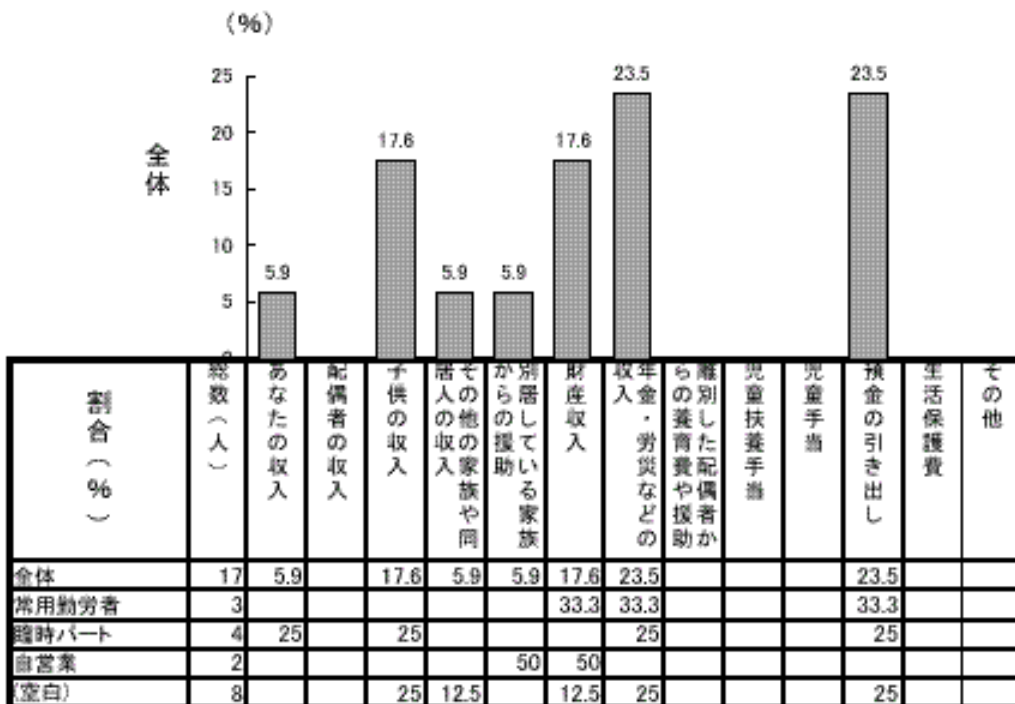
家計について

(1) 構成員別世帯収入について

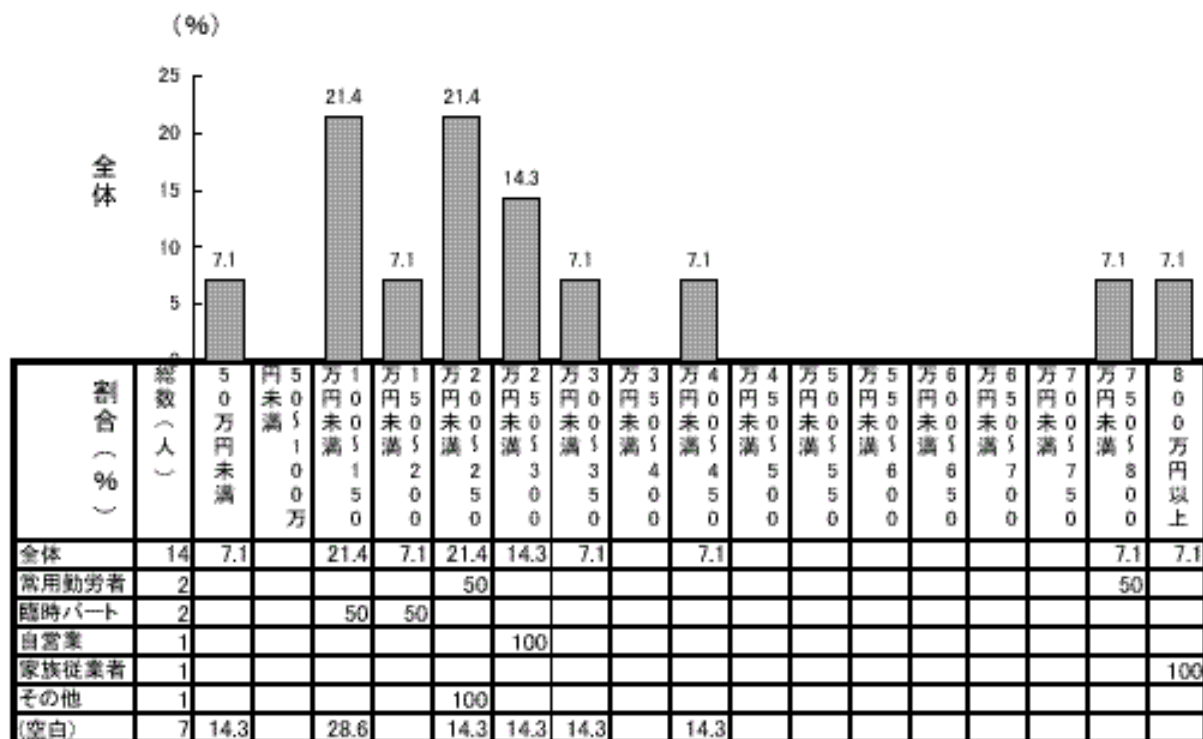
A 最も収入の多いものは



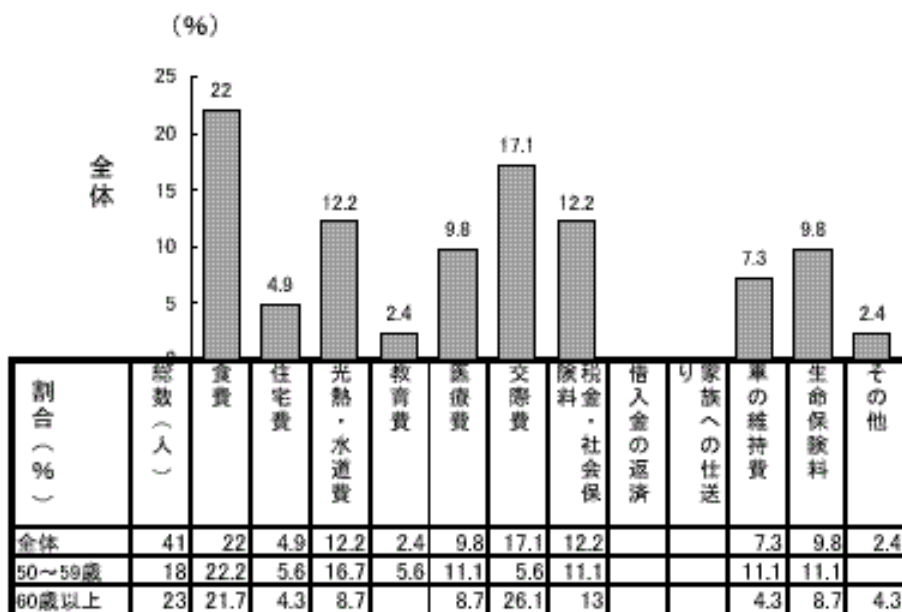
B それ以外の収入



(2) 年間収入



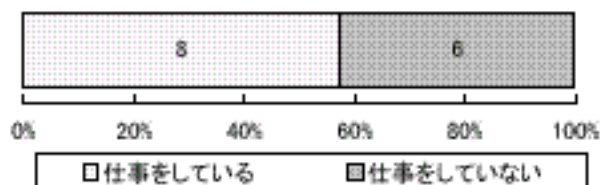
(3) 生活費の中で特に支出の多いもの



仕事について

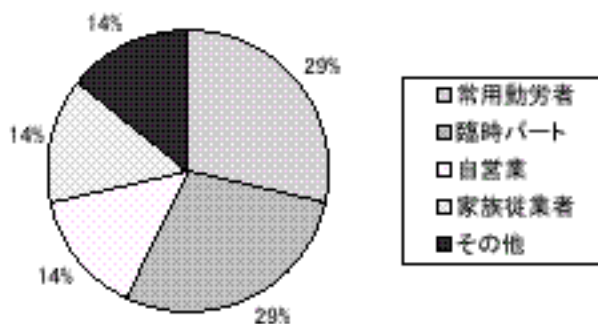
(1) 仕事の有無

(人)



(2) - 1 働き方について

全体

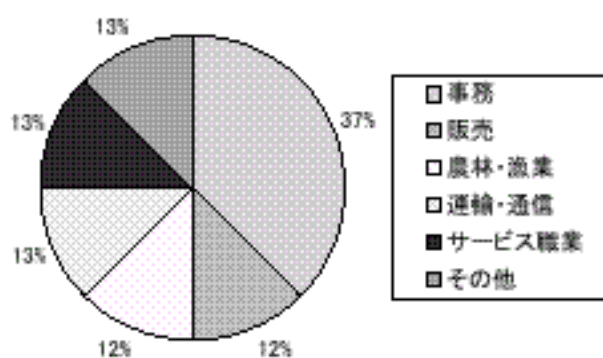


(人)

	常用勤労者	臨時パート	自営業	家族従業者	その他	総数
全体	2	2	1	1	1	7
50～59歳	2	1	1	1		5
60歳以上		1			1	2

(2) - 2 職種について

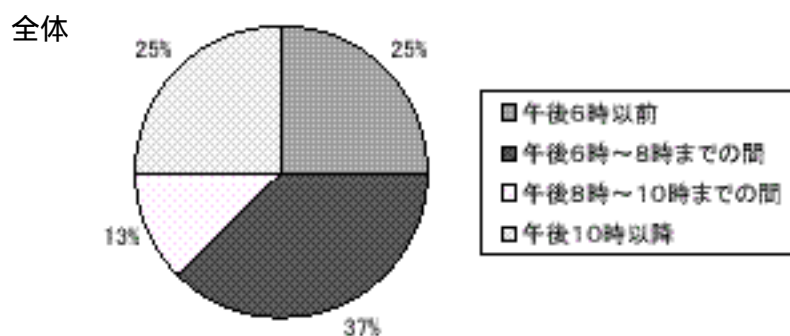
全体



(人)

	総数	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	サービス職業	その他
全体	8	3	1	1	1	1	1
50～59歳	5	2	1	1	1		
60歳以上	3	1				1	1

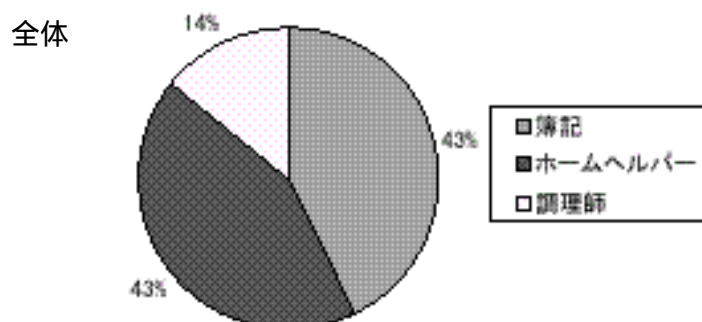
(3) 平均的な帰宅時間



(人)

	午後6時以前	午後6時～8時までの間	午後8時～10時までの間	午後10時以降	総数
全体	2	3	1	2	8
常用勤労者		1		1	2
臨時パート	1		1		2
自営業		1			1
家族従業者	1				1
その他				1	1
(空白)		1			1

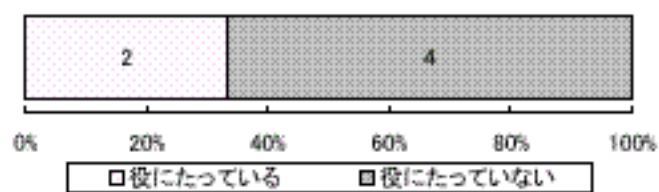
(4) 持っている資格



(人)

	簿記	ホームヘルパー	調理師	総計
全体	3	3	1	7
50～59歳	1	1	1	3
60歳以上	2	2		4

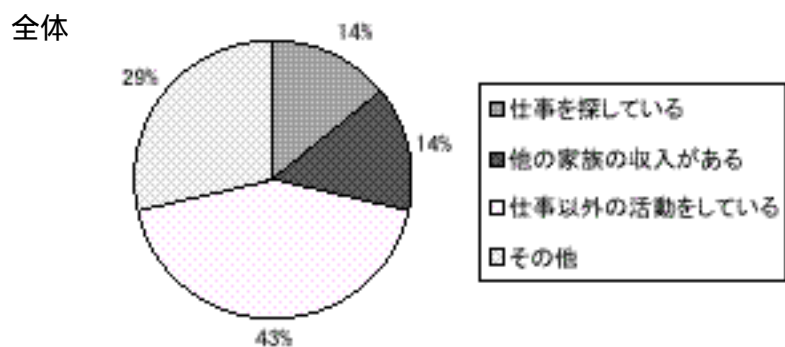
(5) 資格の有用性



(6) 転職の希望の有無

回答者7人 全員転職の希望なし

(7) - 1 仕事をしていない理由



(人)

	総数	仕事を探している	他の家族の収入がある	仕事以外の活動をしている	その他
全体	7	1	1	3	2
50～59歳	1	1			
60歳以上	6		1	3	2

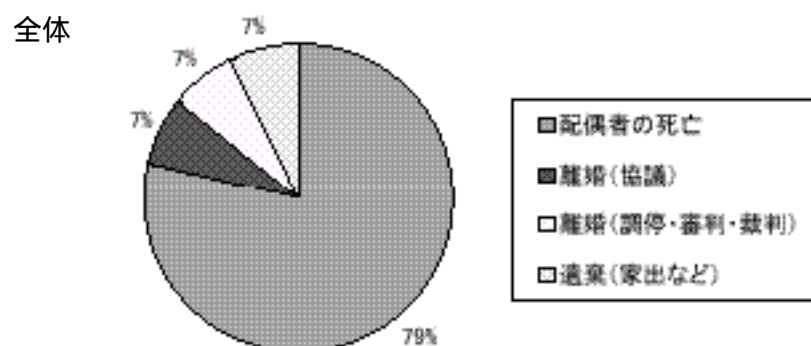
- (7) - 2 就業希望の有無
 3 希望する働き方
 4 取りたい資格

回答者7人

内 「仕事をする希望がある」は1人
 常用勤労者を希望
 介護支援専門員

ひとり親家庭

(1) ひとり親になった理由



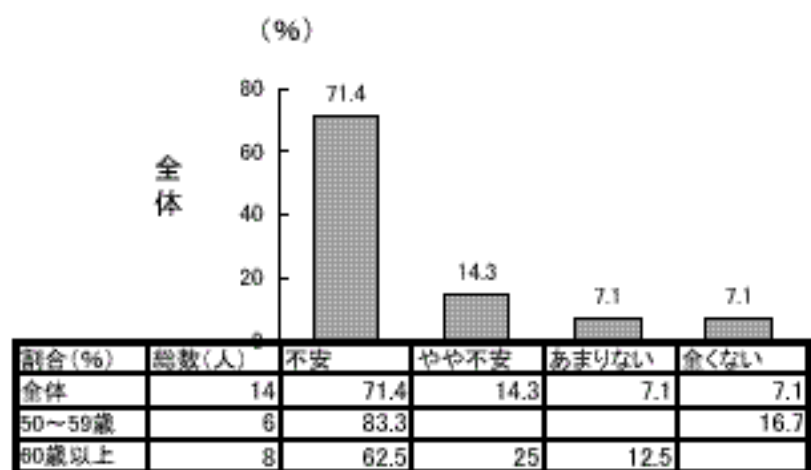
(人)

	総数(人)	配偶者の死亡	離婚(協議)	離婚(調停・審判・裁判)	遺棄(家出など)
全体	14	11	1	1	1
50～59歳	6	5		1	
60歳以上	8	6	1		1

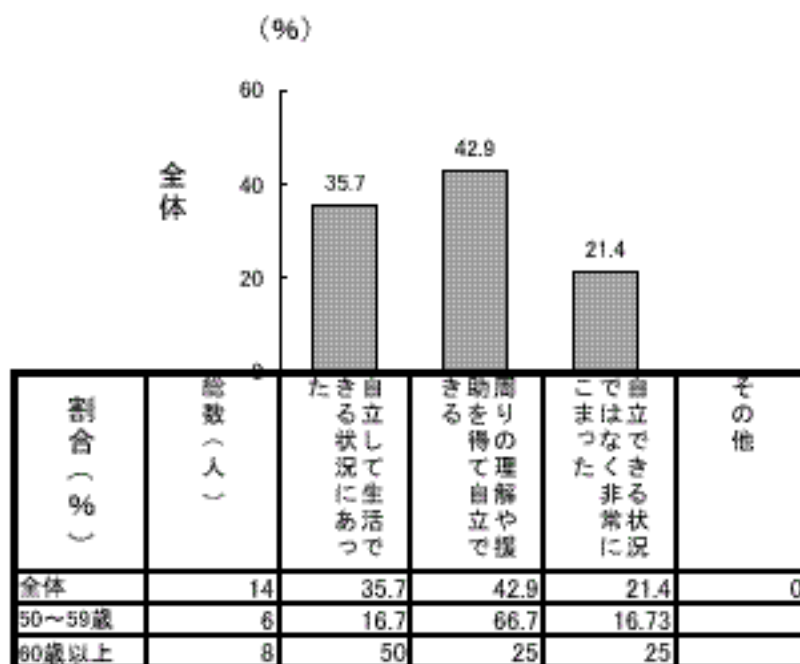
(2) ひとり親になってからの何年

回答者全員10年以上

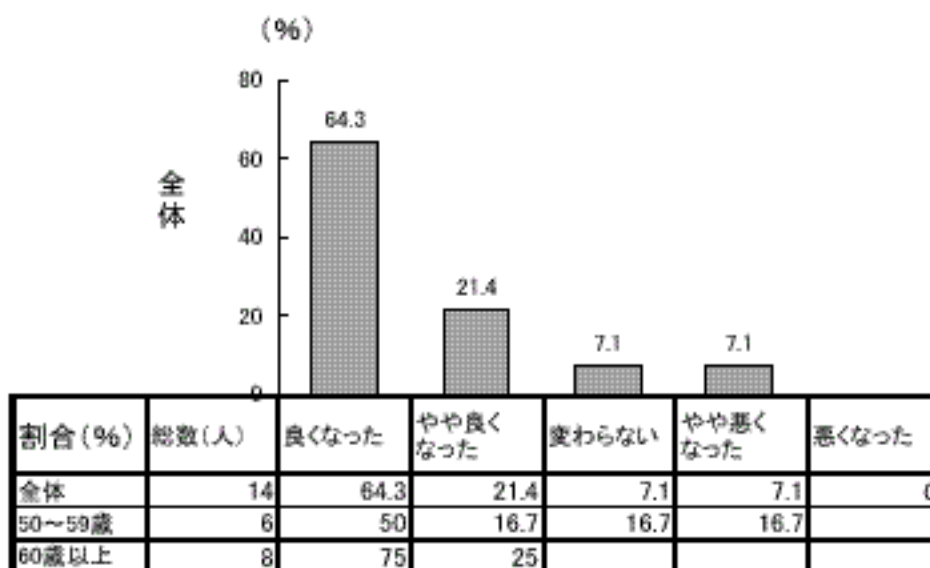
(3) ひとり親になった当時の不安



(4) ひとり親になった直後の経済状況

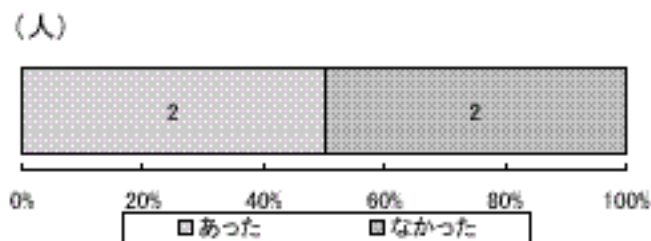


(5) ひとり親になった直後と比較した現在の生活状況



養育費

(1) 養育費の取り決め



(2) 養育費の月額

回答者1人 月額5万円

(3) 養育費の支払期間

回答者2人 どちらも子供が18歳になるまで

問23(4) 養育費は取決めどおり支払われていますか

回答者2人 1人は支払われていた
1人は支払われたり、支払われなかったりした

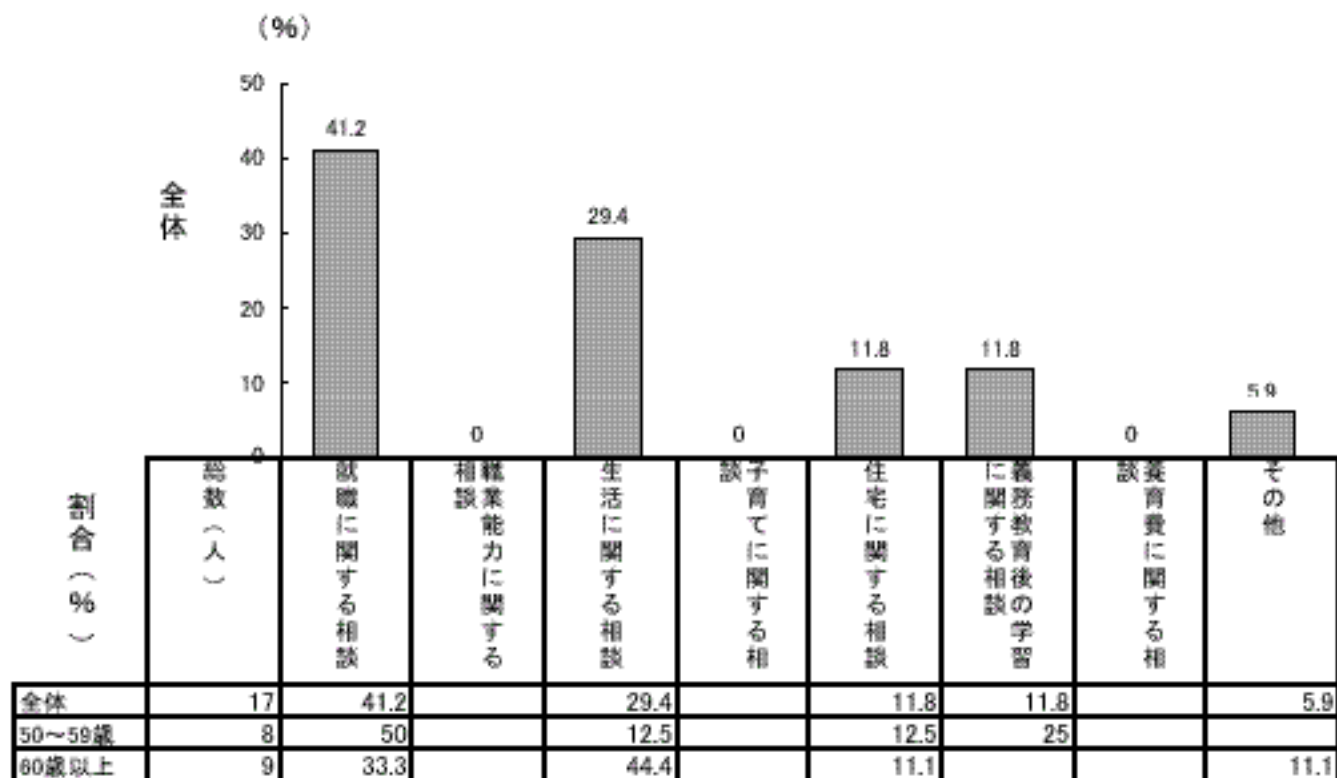
問23(5) 子供と別れた配偶者との面会回数は

回答者3人 いずれも全く会っていない

問23(6) お子さんと別れた配偶者との関わりを望みますか

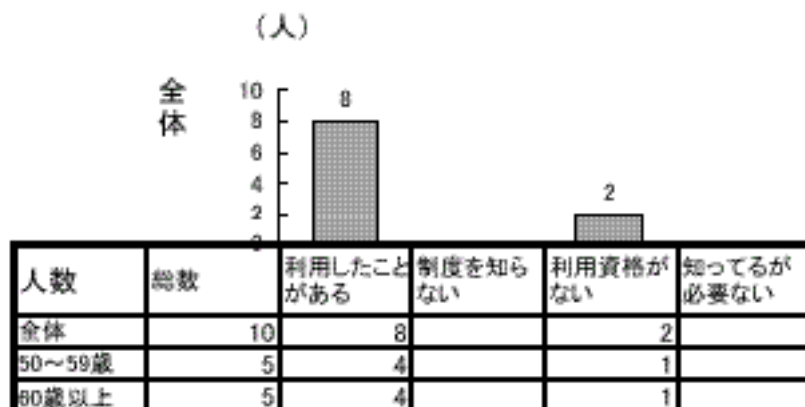
回答者3人 いずれも望まない

行政への支援の期待

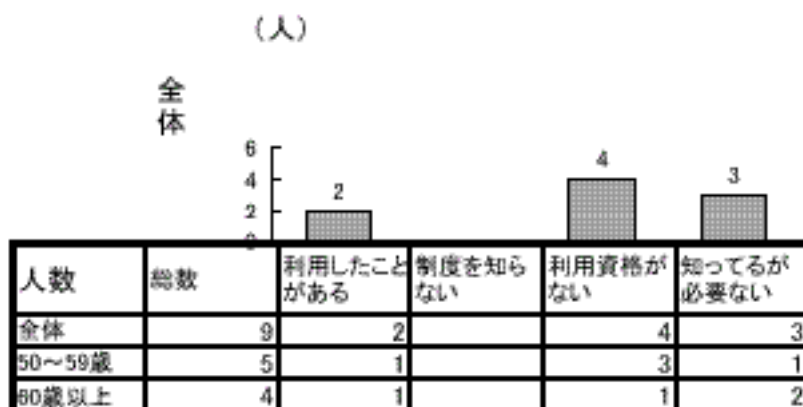


制度の周知度

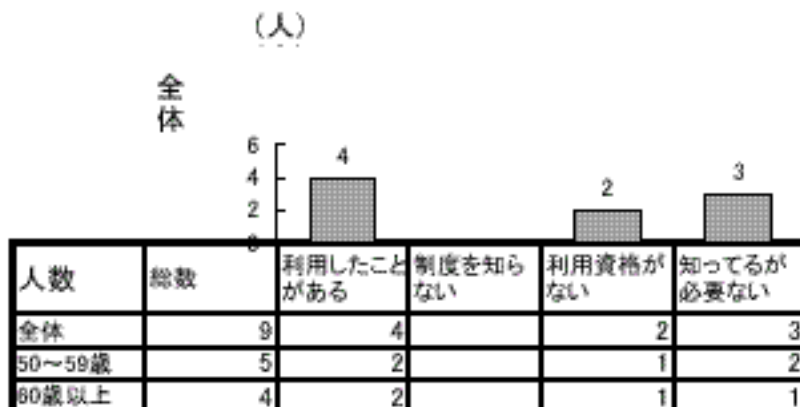
(ア) 年金制度（遺族年金等）



(イ) 児童手当



(ウ) 児童扶養手当



(エ) 県営住宅優先入居



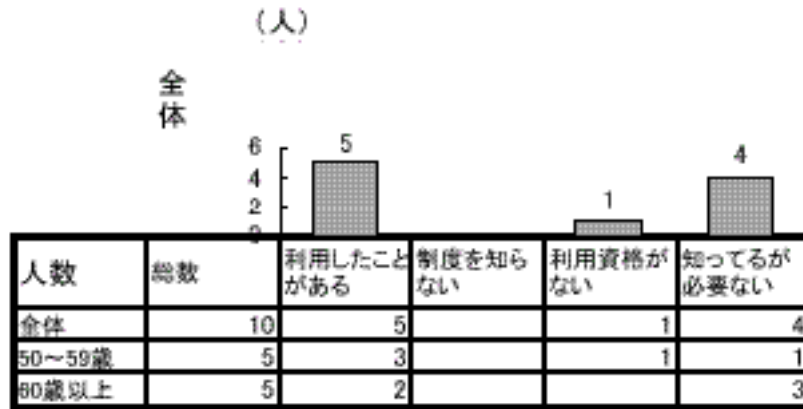
(オ) 日常生活支援事業



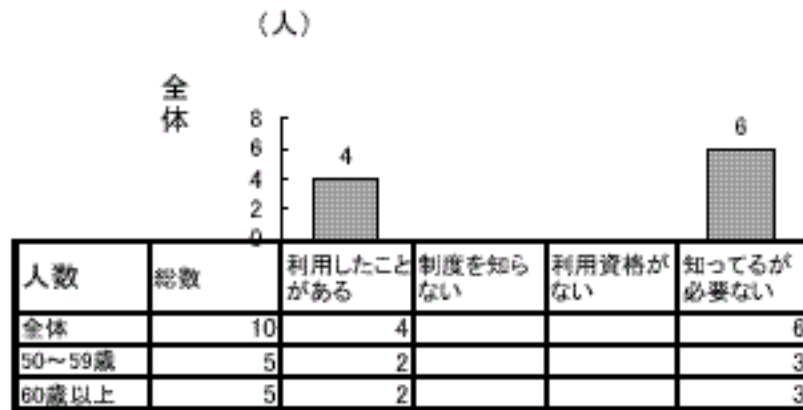
(カ) ショートステイ・トワイライトステイ



(キ) 母子家庭等医療費助成



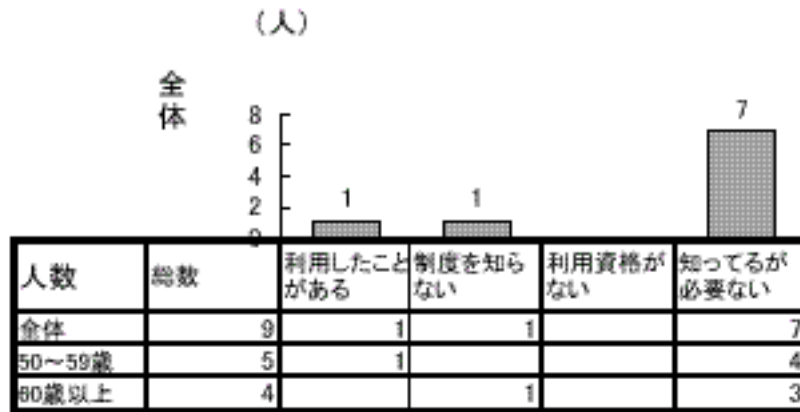
(ク) 母子・寡婦福祉資金



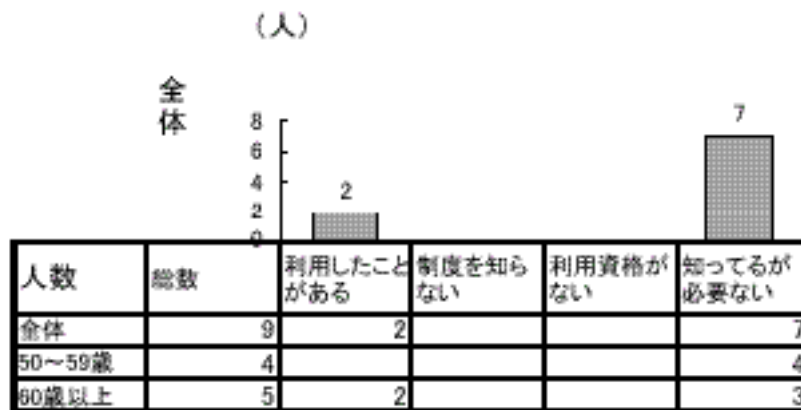
(ケ) 自立支援給付金事業



(コ) 母子スマイル・センター



(サ) 母子福祉委員



(シ) 母子自立支援員



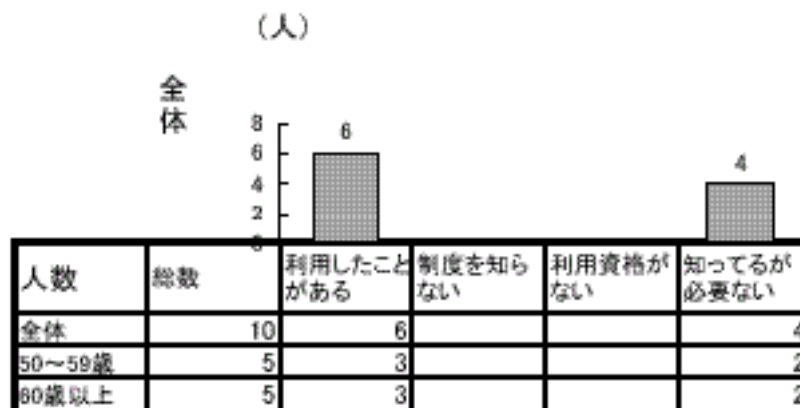
(ス) 民生・児童委員



(セ) 児童福祉施設



(ソ)(社) 母子福祉連合会



6 . その他自由意見欄

自由記述欄について

自由記述欄への記載されていたのは、全回答中489件であった。7つのカテゴリー別にわけられた。数の多かった順に以下に列挙する。()の中は意見)

母子世帯の生活の苦しさ

母子世帯については、圧倒的に生活不安や経済状況の苦しさを訴えるものが多かった。特に、児童扶養手当の減額について、再考してほしいという声が多かった。その他には、住宅事情の悪さを訴える声、仕事が見つからない事への不安、就業と育児の両立に悩む声、低賃金による経済状況の苦しさ、保育所への入りにくさや学童保育を実施していない市町村への不満、母子福祉対策や育児・子育て支援のさらなる拡充を求める要望等々が多数げられていた。また、様々な福祉制度が先細りになってるのではないかという不安の声も少なからずあった。

仕事に子どもが病気等ですぐに帰れない状態であったり、子どもが伝染性の病気で学校を長期休むことになったりするとパートの人はすぐ首を切られます。収入も少なくなり生活が不安定です。生活のために子どもや介護状態の親を見てやれない。そのうえ自分に何かあったら・・・と不安です。(母子・33歳)

現在不景気で収入も減っています。子どもは成長し、食費も学校の諸費用も目に見えない所でどんどん出費しています。きりつめても大変です。生活に、特に子供には色々な経験をさせたいけれど無理な現状です。(母子・46歳)

一生懸命働いて少しでも”よゆう”をもちたいのに、収入によって扶養手当等が少なくなると一生懸命働いている意味が無い。就学金、支度金が少なく苦しいばかりである。子どもが大きくなるにつれ出費も大きいから、収入で手当等減らさないで欲しい。地域柄安いものが手に入らない。その地域よっての支援もして欲しい。(母子・36歳)

安心して仕事ができる環境がほしいです。学童も定員、低学年までと決められてしまい、長期の夏休みなど、子どもを自宅に残す時間が不安です。民間を利用したくても、費用がありません。学校の空き教室などをもっと開放して、子ども達の居場所を作ってほしいです。共働きをしている方とは違い、私が働かなければ生活はできません。子どものために働いているのに、子どもに安心できる場所がなければ、落ち着いて仕事はできません。行政の支援では、生活がやっていけません。(母子・39歳)

公団などに入る場合、抽選だと運の問題になってきて、何回応募しても当選しなくて、初めて応募した人が当選してるので他府県みたいに、順番に入居させてもらえる制度を作って欲しいと思っています。(母子・24歳)

父子世帯については母子世帯に比べ、父子世帯に関する行政の制度の不備を訴える声が多かった。経済的困窮から、経済的支援を訴える声、子育て支援を望む声が目立った。

母に対しての福祉・助成等々あるが、父に対してはない。不平等である。家事などの事が出来ない。仕事にも熱中出来なくなる。大変つらい。(父子・49歳)

父子家庭の福祉行政について、母子家庭と同様にしてほしい。(父子・28歳)

母子に較べて、父子の家庭数は少ないはずですが、生活環境はほとんど変わらないはずですが。多少金銭的には楽でも、その分子どもが熱を出したぐらいでは仕事は休めません。この面については対策を早急にお願ひしたいと思います。(父子・39歳)

相談機関に関する意見も、母子世帯から多く聞かれた。行政の相談窓口に対する心理的な敷居の高さを訴える声、窓口で直接相談にあたる相談員等の知識不足や接遇態度に不満を持つ声も多く聞かれた。逆に行政の相談窓口に対する感謝の声もいくつかあった。

また、いろんな書類の手続きが煩雑でわかりにくい、平日の9時～5時までしか開いてない行政窓口の使いづらさを指摘する声も母子・父子世帯共通してあった。

もっと相談しやすい環境にしてほしい。体の調子や精神的にも不安定になりやすい状況なので、その点で配慮してほしい。(助けてほしい)(母子・29歳)

市役所の窓口でしっかり施策全般について親身に伝え相談に乗って頂きたい。その上で地元の母子福祉委員や話し相手になる人達を紹介して下さるとよいのではないのでしょうか。(母子・62歳)

母子家庭になってから、いろいろな制度があるにもかかわらず、役場では何一つ教えてももらえなかった。“自立支援”を口先だけではなく、生活の中で悩んでいる母親(母子家庭の)はたくさんいるので、もっと進んで対応してほしい。(母子・30歳)

母子家庭で受けられる制度について、役場の職員の知識が欠けている。何のための職員かわからない。何度も窓口に行かなければならず困る。(母子・29歳)

制度や手続きがむづかしくてよくわからない。仕事(平日)をしているため土・日・祝日に利用できる事業やセンターにしてもらいたい。又、土・日・祝日利用出来る案内などがほしい。(母子・28歳)

役所などの対応に不満がある。仕事が日雇いなので休むと生活に支障がある等、現実母子家庭の厳しさなど理解してくれない。郵送などのサービス等考慮してもらいたい。医療や扶養手当等の手続きを同時期にしてもらいたい。(何度も呼び出される)(母子・40歳)

39歳で母子家庭になり、無我夢中で四人の子どもも成人しました。福祉のおかげだと思っています。母子スマイル・センターなど僻地でも利用しやすいようにしてほしい。(母子・62歳)

行政の情報の届きにくさに関する意見は母子・父子世帯共通して数多く見られた。行政情報を手に入れる方法がわかりにくい、行政から配布されるガイドブックやパンフレット等が読みにくい等々、必要な情報を手に入れるための手だてに戸惑っている声が多数あった。積極的に住民側に働きかけない、行政側の受け身の姿勢を指摘する声も多かった。

いろいろな制度をガイドなどで見ても、意味がわからないので苦労する事が多い。利用出来そうな場合福祉のほうから説明していただければ良いのですが！(母子・42歳)

もっと情報やアドバイスが欲しい。制度と言ってもどれを利用したら自分、子どもにとっていいのかわからない部分一杯あると思います。(母子・42歳)

問36の制度について知らないなので、もっともっと知れる方法はないのか知りたい。母子家庭へ、制度等のパンフレットがあれば郵送願いたい。児童扶養手当、医療費等の制度、大変ありがたく思います。でも子どもの将来について不安はあります。(母子・26歳)

諸制度があっても知らない事が多いので、不可能とは思いますが、役場等で諸制度の案内パンフレットがあれば各家庭に配布して欲しい。(父子・56歳)

どのようなものがあるのか、当初は全く知らなかった。役所が離婚届けを受理された時に、案内書面がほしい。知らずにいて大変苦労した。(母子・35歳)

その他の世帯からは、少子化対策に対する意見もいくつかあった。特に子どもの多い世帯から、子育てにかかる経済的、時間的負担に対する行政の援助の低さを指摘する声が数件見受けられた。

以前、もっと子どもを産もうという主旨のパンフレットをもらいましたが、児童手当5000くらいで子供を育てる助けにはなりません。いただいているのに言いにくいのですが、産みたくても育てたくてもムリな人はいっぱいいます。現に共働きの私もすごく苦しいです。(その他(母)・40歳)

2人目、3人目と子どもを望みますが、保育料が高かったり、保険料が高かったりで、金銭面にゆとりがなくあきらめるしかありません。無理なく子育てできるようさまざまな面での見直しが必要だと思います(その他(母)・40歳)

相談しやすいシステム又共働き家族も、仕事しやすい、緊急時も預ってくれる、保育料の安い保育所を作って。公立はもっとがんばってほしい。子どもも産んで、育てやすい環境を作り少子化をくいとめて欲しい。田舎には子どもが少なく、小学校等への通学時は、事件の多い今は不安が一杯です。県もがんばってほしい。(その他(母)・31歳)

少子化の中にあって、うちは4人子どもがいてけっこう貢献していると思うのですが、少子化対策うぬぬ言うわりに、大家族に対する支援が無いのはどうかと思います。メリットが少ないので子どもはいらない、とか1人でいいと思うのは仕方ない様だと思います。(その他(母)・38歳)

種々の福祉制度の運用に関する意見もいくつかあった。制度の悪用例の指摘や不満、手当の支給基準が収入のみで資産を持つ人に有利になっていること、市町村による福祉行政のばらつきに対する不公平感、等々が記されていた。

奈良県内でも市町村によっては、福祉制度の違いがあり、例えば香芝市では医療費については窓口での負担はないが、上牧町一度窓口で支払いし、福祉課への申請によって返金されることになっている。やはり、奈良県の福祉制度として統一した制度の形にするべき(希望)します。高額学医療の時等は非常に困ることがあります。出来れば窓口での負担はなくしてほしい。(母子・34歳)

離婚時、裁判所で養育費の取り決めがあったにもかかわらず、無責任な父親で養育費も支払いません。払えない父親もいます。児童扶養手当、持ち家の人と家賃を支払っている人によって変えるべきだと思います。年間収入だけでみるのはおかしい。(母子・51歳)

福祉制度の利用の仕方がよくわからない。生活保護の支援を受けて遊興費に使用している人などをみると、何のための支援なのでしょう。(その他(母)・46歳)

その他の少数意見として、特に郡部に在住する母子世帯からのひとり親家庭に対する近隣の理解のなさを訴える声、市部に在住する母子世帯から地域のネットワークを望む声、親へのカウンセリングの要望、自身の老後への不安を訴える声、などがあった。

母子家庭に対し、田舎ではまだまだいろんな差別的な面が残っていますし、そういう家庭に対して、行政面などからなんのアドバイスもありません。もう少しいろんな家庭があるという事を認識してほしいと思います。

市町村によって保育園等の保育料など、差がありすぎます。一人で子どもを育てていく親にとっては、大変な事です。全体的にもっと福祉強化につとめてほしいです。本当に困っている人は助かっていないのが現状です。そこをもっと見ていってください。(母子・28歳)

こどもを家庭や近隣地域そして村町で守っていただきたい。親が自立するのに必死で子供にどうしても行き届かない場所が出る時は、周囲の人の連携で子どもを支えて欲しいと思う時もあります。安全で健康な子育てをしたい。(母子・34歳)

奈良県家庭状況調査票

平成16年9月

調査にご協力いただく皆様へ

奈良県

平素は、県の行政にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、この度、奈良県では県民の皆様の家庭状況を把握し、より充実した家庭政策を実施していくための基礎資料といたしたため、奈良県内にお住まいの皆様方を対象に、「奈良県家庭状況調査」を実施することといたしました。

今回、奈良県にお住まいの子育て中のご家庭を中心に無作為に約4,000名を抽出した結果、あなたに調査票の記入をお願いさせていただくことになりました。

本調査は、無記名方式で実施し、回収された調査票はすべて統計的に処理し、秘密は厳守いたします。また、ご回答いただいた内容につきましては、他の目的に使用しないとともに、回収いたしました調査用紙は、統計処理後すみやかに焼却処分いたしますので、ありのままをご記入くださいますようお願い申し上げます。

調査結果は、今後、本県がより暮らしやすい奈良県づくりをめざし、家庭支援対策を進めていく上での貴重な資料とさせていただきます。

ご面倒とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただきまして、是非ご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

この調査は、総務大臣に届け出をきして実施するもので、統計以外の目的に使用することはありません。

** 記入上の注意 **

1. あて名のご本人様にご回答下さい。(お名前を書きいただく必要はありません。)
 2. 回答は、あてはまる回答の番号に○をつけて下さい。数字を記入するものや回答が複数の場合がありますので、設問の指示にしたがってお答え下さい。
 3. 設問や回答選択肢によっては、ある条件の方だけに答えていただくものがありますので、ご了解願います。
 4. この調査票は平成16年9月1日現在でお答え願います。
 5. 調査票の記入が終わりましたら、同封しております返信用封筒に入れていただき、平成16年10月18日(月)までに投函して下さい。
- ※ご記入にあたりまして、わからない点やご不審な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課 家庭支援グループ

〒630-0085 奈良市登大路町30

(TEL) 0742-27-8606

(FAX) 0742-27-8107

II. お子さんの教育について

問6 現在、小学校就学前のお子さんがいる方にお尋ねします。昼間、お子さんの保育は主にどなたがなさっていますか。あてはまるものに2つまでに○をつけて下さい。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1. あなた自身 | 5. 保育ママ・ベビーシッターなど |
| 2. あなたの配偶者 | 6. 幼稚園 |
| 3. 親族（配偶者を除く） | 7. 保育園（所） |
| 4. 隣人・知人 | 8. その他（ ） |

問7 現在、小学生のお子さんがいる方にお尋ねします。放課後、お子さんは主にどのように過ごされていますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 自宅 | 4. 祖父母または親族の家 |
| 2. 学童保育（放課後児童クラブ） | 5. 児童館または公民館 |
| 3. 塾・習い事 | 6. その他（ ） |

問8 現在、中学生のお子さんがいる方にお尋ねします。あなたは、お子さんの進学をどこまで希望されていますか。

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1. 高等学校（専修学校高等過程を含む） | 4. 四年制大学 |
| 2. 短期大学 | 5. 大学院 |
| 3. 専門・各種学校 | 6. その他（ ） |

問9 現在 高校以上の学校に在学中のお子さんがいる方にお尋ねします。お子さんの現在の状況について、あてはまるものすべての人数を記入して下さい。成人しているお子さんも含めて下さい。

1 高等学校（専修学校高等過程を含む）	2 短期大学	3 専門・各種学校	4 四年制大学	5 大学院（修士又は博士）	6 その他（ ）
人	人	人	人	人	人

問10 現在、高校以上の学校に在学中のお子さんがいる方にお尋ねします。お子さんの学費、教育費は主として何によってまかなっていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1. あなた自身の収入 | 5. 養育費 |
| 2. 配偶者の収入 | 6. 奨学金等 |
| 3. 親戚などの援助 | 7. その他（ ） |
| 4. お子さんのアルバイト収入 | |

問11 問10で「6. 奨学金等」に○をつけた方にお尋ねします。どのような貸付の資金ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 日本育英会奨学金 | 4. 奈良県高等学校奨学金 |
| 2. 生活福祉資金 | 5. 民間進学ローン |
| 3. 母子寡婦福祉資金 | 6. その他() |

Ⅲ. 子育て・生活全般について

問12 現在、中学生卒業までのお子さんがいらっしゃる方にお尋ねします。あなたは、お子さんとの団らん時間がとれていると思いますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 十分にとれている | 4. 全くとれていない |
| 2. だいたいとれている | 5. わからない |
| 3. あまりとれていない | |

問13 お子さんとの生活の楽しみを感じるのとはどのような時ですか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 一緒に買い物や散歩をする | 7. 家事を子どもと一緒にする |
| 2. 遊園地などのレジャー | 8. 子どもと自然の中で遊ぶ |
| 3. ファミリーレストランなどでの外食 | 9. 子どもとの日常の会話 |
| 4. 絵本を読んであげる | 10. 誕生日やクリスマス |
| 5. 一緒に工作等をする | 11. その他() |
| 6. 勉強を見てあげる | |

問14 あなたは、現在お子さんについて何かお悩みがありますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|----------|------------|
| 1. 育児 | 7. いじめ |
| 2. 学習・進学 | 8. 病気・けが |
| 3. しつけ | 9. 不登校 |
| 4. 非行 | 10. 就職 |
| 5. 友人関係 | 11. 結婚 |
| 6. 異性関係 | 12. その他() |

問15 問14の悩みについて主にどなたにご相談されていますか。あてはまるものに2つまで○を付けて下さい。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 家族・親族 | 6. 母子自立支援員、就業相談員、女性相談員 |
| 2. 近所の知人・友人 | 7. 公的な相談所(こども家庭相談センター、女性センター) |
| 3. 職場の上司や同僚 | 8. その他() |
| 4. 民生委員・児童委員 | 9. 適当な相談相手がいない |
| 5. 市町村役場・福祉事務所 | |

問16 あなた自身が、現在お悩みになっていることはありますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 生活費 | 6. 老後 |
| 2. 仕事 | 7. 家族関係 |
| 3. 住宅 | 8. その他() |
| 4. 健康 | 9. 特に悩んでいることはない |
| 5. 対人関係 | |

問17 問16の悩みについて主にどなたにご相談されていますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 家族・親族 | 6. 母子自立支援員、就業相談員、女性相談員 |
| 2. 近所の知人・友人 | 7. 公的な相談所(保健所、女性センター等) |
| 3. 職場の上司や同僚 | 8. その他() |
| 4. 民生委員・児童委員 | 9. 適切な相談相手がいない |
| 5. 市町村役場・福祉事務所 | |

問18 子育てに関して、どのようなことを地域あるいは近隣の方々に望みますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

1. いたずらや危険なことをしていたら、注意や報告をしてくれること。
2. 緊急時に子どもを預かってくれること
3. 子育てについて気軽に相談にのってくれること
4. 通園、通学時に安全確保をしてくれること
5. スポーツや遊びの指導をしてくれること
6. その他()
7. 特にしてもらいたいことはない

IV. お住まいについて

問19 お住まいになっている住宅について、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 持ち家(一戸建て) | 5. 社宅 |
| 2. 持ち家(マンション等) | 6. 民間の賃貸住宅 |
| 3. 公営住宅 | 7. 実家や親族の家に同居 |
| 4. 公社・公団住宅 | 8. その他(具体的に) |

問20 あなたは、現在のお住まいを変わりたいと思いますか。

1. 変わりたい(問21へ進んでください)
2. 変わりたくない(問22へ進んでください)

問21 問20で「1. 変わりたい」に○をつけた方にお尋ねします。

(1) 変わりたいと思う理由はなんですか。1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 家賃が高い | 5. 仕事の都合（職場から遠いなど） |
| 2. 家が狭い | 6. お子さんの学校関係（通学に遠い） |
| 3. 建物が古い・設備が悪い | 7. その他（具体的に |
| 4. 周囲の環境がよくない（騒音、日照など） | |

(2) どのようなところに変わりたいですか。1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 持ち家（一戸建て） | 5. 社宅 |
| 2. 持ち家（マンション等） | 6. 民間の賃貸住宅 |
| 3. 公営住宅 | 7. 実家や親族の家に同居 |
| 4. 公社・公団住宅 | 8. その他（具体的に |

(3) 実際にお住まいを変わる予定がありますか。

1. 変わる予定がない。（(4)にお進み下さい。）
2. 変わる予定がある。（問22へお進み下さい。）

(4) (3)で「1. 変わる予定がない。」に○をつけた方にお聞きします。

変わらない理由はなんですか。ひとつだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 適当な家が見つからない | 4. 子どもの学校の問題で転居が難しい |
| 2. 仕事の関係で転居が難しい | 5. その他（具体的に |
| 3. 転居資金が不足している | |

問22 これまでにお住まいを変わられたことのある方にお尋ねします。（変わったことがない方は問23へ）

(1) あなたはこれまでにお住まいを変わるにあたって、住宅を探すのに苦労されたことがありますか。

1. 苦労した（(2)へお進み下さい。）
2. 苦労していない（問23へお進み下さい。）

(2) (1)で、「1. 苦労した」に○をつけた方にお尋ねします。どのような原因で生じたと思われますか。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 年齢的な制限があった | 5. 自分自身が外国人である |
| 2. 小さい子どもがあった | 6. 保証人がいなかった |
| 3. 自分自身に障害がある | 7. 敷金が高額であった |
| 4. 家族に障害がある | 8. その他（ |

V. 家計について

問23 あなたの世帯の収入状況・生活費についてお尋ねします。あなたの世帯収入は、何によってまかなわれていますか。Aの欄には最も収入の多いもの1つだけに○をつけて下さい。Bの欄には、A欄以外の収入のある場合、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

項 目	最も収入の 多いもの (ひとつだけ○) A	それ以外 (あてはま るものすべ てに○) B
1. あなたの仕事の収入		
2. 配偶者の仕事の収入		
3. 子どもの仕事の収入		
4. その他の家族や同居人の収入		
5. 別居している親や他の家族からの援助		
6. 財産収入(預金利子、不動産収入)		
7. 年金・労災などの収入		
8. 離別した配偶者からの養育費や援助		
9. 児童扶養手当(特別児童扶養手当を含む)		
10. 児童手当		
11. 預金の引き出し		
12. 生活保護費		
13. その他(具体的に)		

問24 問23でお答えいただいた、あなたの世帯の昨年(平成15年)の年間収入はどのくらいでしたか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。(税込みの収入額)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 50万円未満 | 10. 450～500万円未満 |
| 2. 50～100万円未満 | 11. 500～550万円未満 |
| 3. 100～150万円未満 | 12. 550～600万円未満 |
| 4. 150～200万円未満 | 13. 600～650万円未満 |
| 5. 200～250万円未満 | 14. 650～700万円未満 |
| 6. 250～300万円未満 | 15. 700～750万円未満 |
| 7. 300～350万円未満 | 16. 750～800万円未満 |
| 8. 350～400万円未満 | 17. 800万円以上 |
| 9. 400～450万円未満 | |

問25 あなたの世帯の生活費で、特に支出の多いものは何ですか。主なものに3つまで○をつけて下さい。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 食費 | 7. 税金・社会保険料 |
| 2. 住宅費(家賃、ローン含む) | 8. 借入金の返済(住宅ローン除く) |
| 3. 光熱・水道費 | 9. 家族への仕送り |
| 4. 教育費 | 10. 車の維持費 |
| 5. 医療費 | 11. 生命保険料等 |
| 6. 交際費 | 12. その他 |

VI. 仕事について

問26 現在、収入を伴う仕事をしていますか。

1. 仕事をしている (問27へお進み下さい)
2. 仕事をしていない (問28へお進み下さい)

問27 問26で「1. 仕事をしている」に○をつけた方にお尋ねします。

(1) あなたの働き方について、当てはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1. 事業主 | 5. 自営業 |
| 2. 常用勤労者 | 6. 家族従業者 |
| 3. 臨時・パート | 7. その他() |
| 4. 派遣社員(職員) | |

(2) あなたの職種についてあてはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 専門的・技術的職業従事者 | 6. 運輸・通信従事者 |
| 2. 管理的職業従事者 | 7. 技能工・生産工程従事者 |
| 3. 事務従事者 | 8. 保安職業従事者 |
| 4. 販売従事者 | 9. サービス職業従事者 |
| 5. 農林・漁業従事者 | 10. その他() |

(3) あなたの平均的な帰宅時間は、何時頃ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 午後6時以前 | 4. 午後10時以降 |
| 2. 午後6時～8時までの間 | 5. 交代制勤務などで一定しない |
| 3. 午後8時～10時までの間 | |

(4) あなたがお持ちの資格について、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 簿記 | 8. 外国語 |
| 2. ホームヘルパー | 9. 栄養士 |
| 3. 介護支援専門員(ケア・マネジャー) | 10. 介護福祉士 |
| 4. 看護師 | 11. 保育士 |
| 5. 調理師 | 12. 理学療法士 |
| 6. 理・美容師 | 13. 作業療法士 |
| 7. パソコン | 14. その他() |

(5) お持ちの資格は、現在されている仕事に直接役立っていますか。

1. 直接、仕事に役立っている
2. 仕事に役立っていない

(6) 現在、転職の希望がありますか。

1. 転職を希望している ((7)へお進み下さい)
2. 転職を希望していない (問29もしくは問37にお進み下さい。)

(7) (6)で、「1. 転職を希望している」と答えた方にお尋ねします。転職を希望される理由のうち、あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 収入がよくない | 7. 社会保険がない又は不十分 |
| 2. 勤務先が自宅から遠い | 8. 休みが少ない |
| 3. 健康がすぐれない | 9. 身分が安定していない |
| 4. 仕事の内容がよくない | 10. 経験や能力を発揮できない |
| 5. 職場環境になじめない | 11. その他() |
| 6. 労働時間があわない | |

(8) 転職する場合、どのような働き方を希望されますか。あてはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 事業主 | 5. 自営業 |
| 2. 常用勤労者 | 6. 家族従業者 |
| 3. 臨時・パート | 7. その他() |
| 4. 派遣社員(職員) | (問29もしくは問37へお進み下さい。) |

問28 問26で「2. 仕事をしていない」に○をつけた方にお尋ねします。

(1) 仕事をしていない理由について、あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 子どもの世話が必要 | 6. 他の家族の収入がある |
| 2. 病気等で働けない | 7. (家賃等の) 財産収入がある |
| 3. 仕事をさがしている | 8. 仕事以外の活動をしている |
| 4. 資格または技術の取得中である | 9. 時間について条件のあう仕事がない |
| 5. 収入面で条件の合う仕事がない | 10. その他() |

(2) 今後、仕事をする希望はありますか。

1. 仕事をする希望がある ((3) へお進み下さい。)
2. 仕事をする希望はない (問29もしくは問37へお進み下さい。)

(3) (2) で「1. 仕事をする希望がある」に○をつけた方にお尋ねします。どのような働き方を希望しますか。あてはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1. 事業主 | 5. 自営業 |
| 2. 常用勤労者 | 6. 家族従業者 |
| 3. 臨時・パート | 7. その他() |
| 4. 派遣社員(職員) | |

(4) (3) の仕事をされるにあたって、取りたい資格がありますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 簿記 | 8. 外国語 |
| 2. ホームヘルパー | 9. 栄養士 |
| 3. 介護支援専門員(ケア・マネジャー) | 10. 介護福祉士 |
| 4. 看護師 | 11. 保育士 |
| 5. 調理師 | 12. 理学療法士 |
| 6. 理・美容師 | 13. 作業療法士 |
| 7. パソコン | 14. その他() |

□ 問29から問36は、母子(父子)家庭のお母(父)様、寡婦の方のみお答えください。

問29 ひとり親になられた理由について、あてはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 配偶者の死亡 | 4. 遺棄(家出など) |
| 2. 離婚(協議) | 5. 未婚の母 |
| 3. 離婚(調停・審判・裁判) | 6. その他(具体的に) |

問30 ひとり親になられてから、何年になりますか。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 1年未満 | 4. 5年以上～10年未満 |
| 2. 1年以上～3年未満 | 5. 10年以上 |
| 3. 3年以上～5年未満 | |

問31 ひとり親になられた当時、新しい生活を踏みだすにあたって、不安はありましたか。

1. 不安であった
2. やや不安であった
3. あまり不安はなかった
4. まったく不安はなかった

問32 ひとり親になられた直後の経済的な生活状況はどうでしたか。あてはまるものに1つだけ○をつけて下さい。

1. 自立して生活できる状況にあった。
2. 周りの人の理解や援助があって、自立するメドはあった。
3. 自立できる状況ではなく、非常に困った。
4. その他(具体的に)

問33 ひとり親になられた直後に比べて、現在の生活状況はどのように感じておられますか。

1. 良くなった
2. やや良くなった
3. 変わらない
4. やや悪くなった
5. 悪くなった

問34 離婚によりひとり親になられた方にお尋ねします。

(1) 離婚した元配偶者との間で「養育費」の取り決めがありましたか。

1. 養育費の取り決めがあった((2)へお進み下さい。)
2. 養育費の取り決めがなかった((5)へお進み下さい。)

(2) (1)で「1. 養育費の取り決めがあった」に○をつけた方にお尋ねします。

取り決めた養育費は、月額にしていくらですか。

月額 約()万円

(3) 養育費の支払い期間はいつまでですか。

1. お子さんの義務教育終了まで
2. お子さんが18歳に達するまで
3. お子さんが20歳に達するまで
4. お子さんが学校(大学・大学院含む)を卒業するまで
5. 特に期間を決めていない。
6. その他(具体的に

)

(4) 養育費は、取り決めどおりに支払われていますか。

1. 支払われている
2. 支払われたり、支払われなかったりしている
3. 支払われていない
4. その他(

)

(5) 現在、お子さんは別れた配偶者とどのくらい面会していますか。

1. 週1回以上
2. 月1回から2回程度
3. 年1回から数回程度
4. ほとんど会っていない
5. 全く会っていない

(6) お子さんと別れた配偶者との関わりを望みますか。

1. 望む((7)へお進み下さい。)
2. 望まない(問35へお進み下さい。)

(7) (6)で「1. 望む」と回答された方はどのような関わりを望みますか。あてはまるものに2つまで○をつけて下さい。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 養育費を支払う | 5. 手紙やメール、電話 |
| 2. 子どもとの面会 | 6. 子育てを手伝う |
| 3. 学校行事への出席 | 7. その他(|
| 4. 誕生日等の節目のお祝い |) |

問35 ひとり親家庭を対象とした相談・支援事業の内、県・市町村にどのような内容を期待されますか。あてはまるものに2つまで○を付けて下さい。

1. 就職に関する相談・支援
2. 職業能力に関する相談・支援
3. 生活に関する相談・支援
4. 子育てに関する相談・支援
5. 住宅に関する相談・支援
6. 義務教育後の学費に関する相談・支援
7. 養育費に関する相談・支援
8. その他(

)

問36 次の制度・事業・委員等を利用されたことがありますか。

A. 利用している

B. 利用したことがない

(したことがある)

制度を知らない

利用資格がない

知ってるが
必要ない

(7)年金制度 (遺族年金等)	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(イ)児童手当	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ロ)児童扶養手当	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(エ)県営住宅優先入居	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(オ)日常生活支援事業	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(カ)ショートステイ・トワイライトステイ	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(キ)母子家庭等医療費助成	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ク)母子・寡婦福祉資金	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ケ)自立支援給付金事業	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(コ)母子スマイル・センター (母子家庭等就業・自立支援センター)	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ク)母子福祉委員	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ソ)母子自立支援員	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ス)民生・児童委員	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(セ)児童福祉施設	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____
(ツ)(社)母子福祉連合会	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____

問37 全員の方にお尋ねします。最後に家庭・家族に対する福祉行政施策全般について、何かご意見がありましたら、お聞かせ下さい。

.....
.....

.....
ご協力 ありがとうございます。いただきました調査結果は、今後の福祉行政に役立てるために大切に使用させていただきます。調査票を返信用封筒に入れていただきまして、10月18日(月)までに投函して下さい。なお、切手は不要でございます。

*** 奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課 ***